

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

他1 1次冷却設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;"><u>改 1</u></p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所                      第3号機 第16保全サイクル                      定期事業者検査要領書</p> <p style="text-align: center;">施設名：原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。）                      検査名：蒸気発生器伝熱管体積検査                      要領書番号：O3-16-110</p>	<p style="text-align: center;">北海道電力株式会社 泊発電所                      3号機 第2保全サイクル                      定期事業者検査要領書</p> <p style="text-align: center;">設備名：原子炉冷却系統設備                      検査名：蒸気発生器伝熱管体積検査                      要領書番号：HT3-6</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

他1 1次冷却設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">Y ROW NO.</p> <div style="border: 2px solid black; height: 700px; width: 90%; margin: 0 auto;"></div> <p style="text-align: right;">他1-4-5</p> <p style="text-align: center;">枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。</p>	<div style="border: 2px solid black; height: 700px; width: 90%; margin: 0 auto;"></div> <p style="text-align: center;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	<p>エビデンスの相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 蒸気発生器伝熱管の非破壊検査が可能なことについて、泊はB-蒸気発生器、大飯はA-蒸気発生器について、検査要領書内の図面を示している。</li> <li>・ 蒸気発生器は同型式のをループごとに設置しており、全基分を示さず、代表器で示していることは同じである。</li> </ul>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

他1 1次冷却設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">Y-ROW NO</p> <div style="border: 2px solid black; height: 700px; width: 90%; margin: 0 auto;"></div> <p style="text-align: center;">Y-ROW NO</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。</div> <p style="text-align: right;">他1-4-6</p>	<div style="border: 2px solid black; height: 700px; width: 90%; margin: 0 auto;"></div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

他1 1次冷却設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">改 1</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所                      第3号機 第16保全サイクル                      定期事業者検査要領書</p> <p>施設名：原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。）                      核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設                      原子炉格納施設                      検査名：1次系熱交換器検査(1/2) [原子炉編]                      要領書番号：03-16-326</p>		<p>エビデンスの相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・蒸気発生器伝熱管の開放検査が可能なことについて、大飯は定期事業者検査検査要領書内の図面を示している。</li> <li>・泊は、当該検査の実績がないため、2ページ先にて、大飯と同様に蒸気発生器構造図にて開放が可能であることを示している。</li> <li>・いずれも、開放検査が可能であることを示していることは同じである。</li> </ul>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

他1 1次冷却設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="235 215 981 1332" style="border: 2px solid black; height: 700px; width: 333px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="369 1356 846 1388" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">                     枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。                 </div> <div data-bbox="936 1364 1008 1388" style="margin-left: 20px;">                     他1-4-8                 </div>		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

他1 1次冷却設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="210 240 981 1284" style="border: 2px solid black; height: 654px; width: 344px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="367 1358 846 1385" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;">                     枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。                 </div> <div data-bbox="936 1362 1003 1385" style="margin-top: 10px;">                     他1-4-9                 </div>	<div data-bbox="1108 215 1955 1380" style="border: 2px solid black; height: 730px; width: 378px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="1330 1417 1890 1444" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;">                     枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。                 </div>	

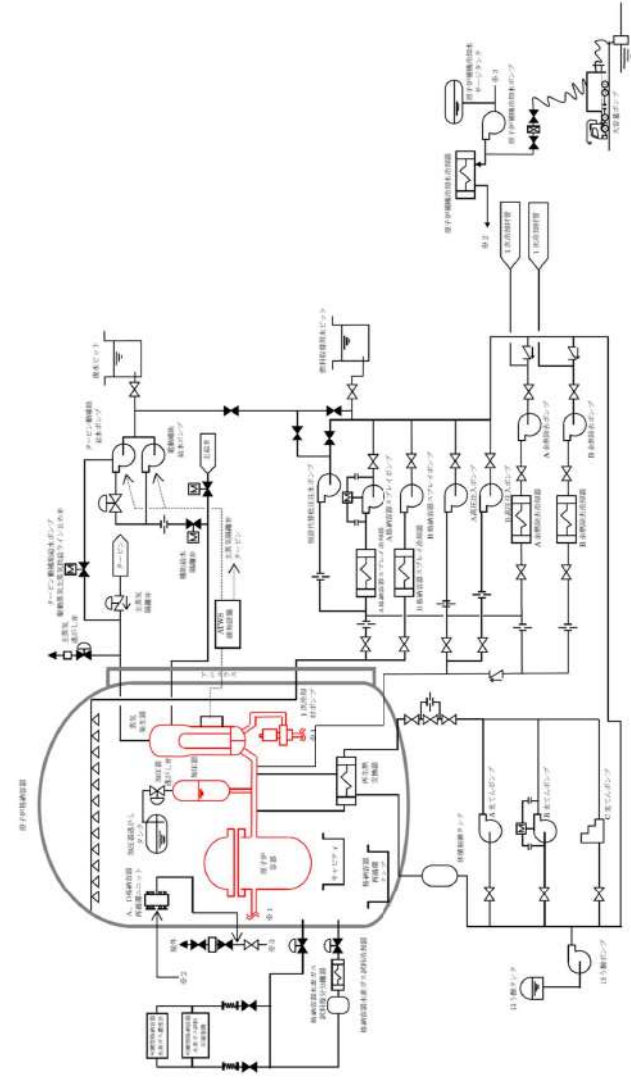
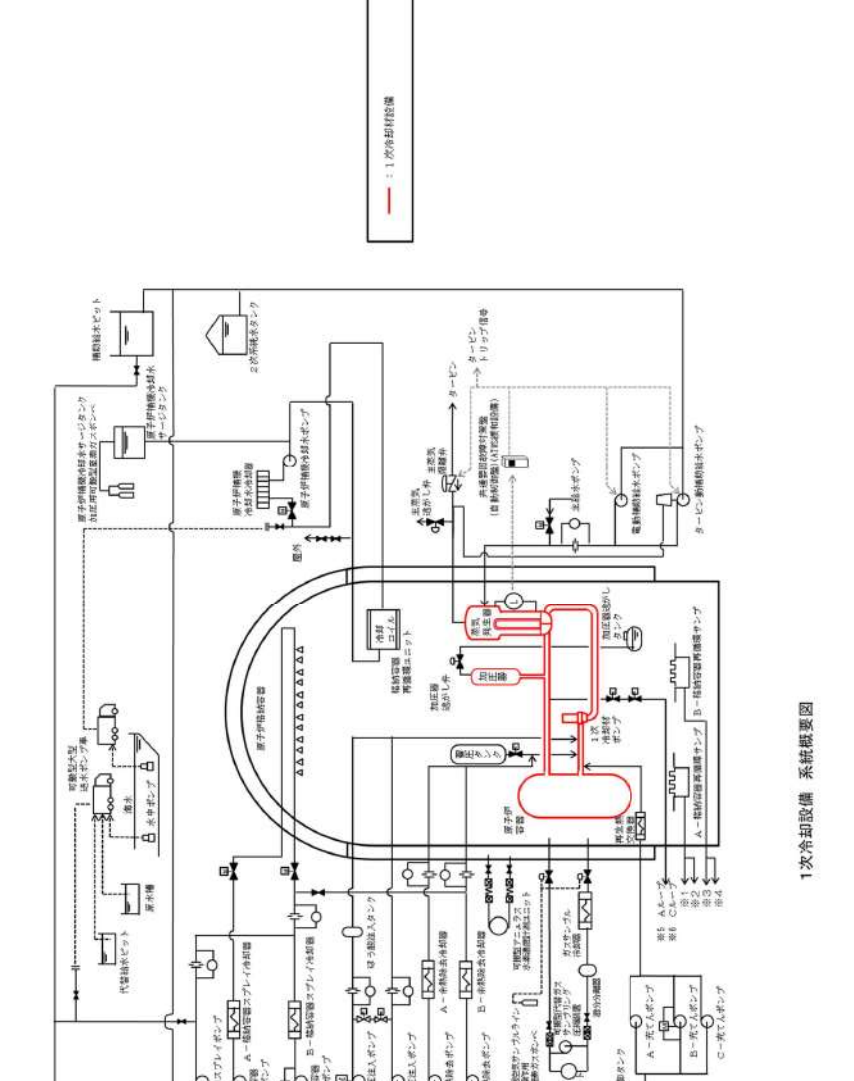
泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

他1 1次冷却設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">他1-5 系統図 3号炉</p>	<p style="text-align: center;">他1-4 系統図</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p style="text-align: center;">1次冷却設備 概略系統図 (1)</p>	 <p style="text-align: center;">1次冷却設備 系統概要図</p>	



泊発電所3号炉審査資料	
資料番号	SADB2H-9 r.0.0
提出年月日	令和5年6月30日

## 泊発電所3号炉

設置許可基準規則等への適合状況について  
(重大事故等対処設備)  
補足説明資料  
比較表

## 原子炉格納施設

令和5年6月

北海道電力株式会社



枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
------------	---------	------

補足資料のうちSA基準適合性一覧表および関連資料の相違箇所に対する考え方について

「SA基準適合性一覧表」およびその適合性を確認するための「関連資料」について、大飯との比較による相違箇所について類型化し考え方を整理し、整理した結果をそれぞれ「適合性一覧表の相違箇所について」及び「関連資料の相違箇所について」に示す。

**【適合性一覧表の相違箇所について】**

- 43条のSA設備要求事項に対する適合性について、大飯との適合性一覧表における記述の比較結果および相違に対する設計方針の相違有無については表-1の通り。
- 記述内容は相違しているが、類型化にて整理した結果を記載していること、適合するための設計を行う方針であることについて相違はない。
- 類型化の整理結果は相違するものの、類型化に従った適合方針について記載したため資料本文にて比較しているため、本資料(比較表)では相違箇所の識別のみとする。

**【関連資料の相違箇所について】**

- 43条の要求事項に対する設計方針を補足する関連資料について、大飯および女川との比較により相違する項目、関連資料および相違理由については表-2の通り。
- 適合性一覧にて示している関連資料において記載事項は異なるが、いずれかの資料にて適合状況の確認が可能な記述があることを確認している。
- よって、表-2の整理結果との紐付け記号をSA基準適合性一覧表の比較表に記載するのみのとする。

表-1

各設備の適合性における相違箇所に対する考え方 【いずれも43条適合方針について大飯、女川との相違なし】		
記号	相違のある要求事項	相違に対する考え方
①	環境条件_環境影響	配置設計により設置環境として考慮すべき事項は相違するが、設置環境での環境影響を考慮した設計とする方針に相違なし
②	環境条件_海水通水	外部送水系(補給・除熱除く)は水源として海を用いるため海水影響を考慮する方針に相違なし 常設設備への接続系統は相違するが、海水通水の影響を考慮した設計とする方針に相違なし
③	操作性	操作対象とする設備により遠隔操作・現場操作(又は両方)が相違するが、遠隔操作および現場操作が可能とする方針に相違なし
④	切り替え性	本来用途と異なる目的にて使用するための操作を切り替え性とする(本来用途のための操作は操作性にて考慮)か、SA時の操作全般を切り替え性とするかの相違はあるが、いずれも操作可能とする方針に相違なし
⑤	悪影響防止_系統設計	系統操作について④にて操作性又は切り替え性としての適合方針の相違により、同一の操作であっても系統操作の類型化が異なる。悪影響を与えないための類型化分類相違するが、対象とする系統へ悪影響を与えないための方針に相違なし
⑥	設置場所	対象設備の相違により操作場所が相違するが対象設備の操作場所に応じた放射線防護を取る方針に相違なし
⑦	容量等	有効性評価等による必要容量は相違するが、必要容量を賄える容量とする方針に相違なし
⑧	共通要因故障防止_自然現象・外部人為事象	設置場所により考慮する共通要因及び同時故障を防止する対象設備が相違するが、想定する共通要因及び対象設備に対し多重性及び独立性又は多様性を有する設計とし、位置的分散を図る方針に相違なし
⑨	共通要因故障_サポート系	対象設備によりサポート系の要・不要は相違するが、異なる駆動源を有する設計とする方針に相違なし

表-2

記号	43条適合性確認項目	関連資料			大飯との相違理由
		【大飯】	【泊】	【女川】(参考)	
①	環境条件における健全性	配置図	配置図(保管場所図) 系統図 接続図	配置図(保管場所図) 系統図 接続図	泊では目的別に資料を構成していることにより、紐付けている関連資料は異なるが、適合性を補足する資料として相違なし
②	操作性	配置図	配置図 系統図 接続図	接続図 配置図	泊では目的別に資料を構成していることにより、紐付けている関連資料は異なるが、適合性を補足する資料として相違なし
③	試験・検査	構造図 試験検査説明資料 設備概要 ブロック図、他	試験・検査説明資料	試験及び検査	大飯では試験・検査説明資料に記載している個別資料の名称を記載しているものであり、資料自体の相違なし
④	切り替え性	系統図 配置図	系統図	系統図	大飯では配置図を関連資料とし、配置図においては操作の確実性について示されている 配置図における情報量は相違はなく、各設備の操作の確実性については操作性における確認事項であるため紐付ける必要はないと判断している
⑤	悪影響防止	系統図 配置図	系統図 配置図(保管場所図) 試験・検査説明資料	系統図 試験及び検査	泊では試験・検査説明資料を関連資料としている 試験・検査説明資料は、設備の構造上の観点にて周辺への悪影響がないことを補足するため紐付けているものである
⑥	設置場所	配置図	接続図 配置図	接続図 配置図	泊では目的別に資料を構成していることにより、紐付けている関連資料は異なるが、適合性を補足する資料として相違なし
⑦	容量(常設、可搬)	容量設定根拠	容量設定根拠	容量設定根拠	資料の内容については設計進捗により相違しているが、適合性を補足する資料として相違なし -(世帯用申請であり未用設備なし)
—	共用の禁止	—	—	—	—
⑧	共通要因故障防止(常設)	配置図 系統図 設備概要	配置図 系統図 単線結線図 その他補足資料	配置図 系統図 単線結線図 その他補足資料	記載表現の相違、内容に相違なし 大飯では設備概要を関連資料としているが、当該要求事項において適合性を補足する資料として充足していることより紐付けていない なお設備概要における記載内容は相違なし
⑨	接続性	系統図	接続図	接続図	
⑩	異なる複数の接続箇所	配置図	接続図	接続図	
⑪	設置場所	配置図	接続図	接続図	紐付けている資料は異なるが、当該要求事項に対する適合性の補足資料として記述内容に相違なし
⑫	保管場所	配置図	保管場所図	保管場所図	
⑬	アクセスルート	補足説明資料共通4	アクセスルート	アクセスルート図	
⑭	共通要因故障防止(可搬)	配置図 系統図 設備概要	配置図 保管場所図 系統図 単線結線図 接続図	配置図 保管場所図 系統図 単線結線図 接続図	記載表現の相違、内容に相違なし 大飯では設備概要を関連資料としているが、当該要求事項において適合性を補足する資料として充足していることより紐付けていない なお設備概要における記載内容は相違なし

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>設計方針・運用・体制を変更するものではないが、補足資料の記載の充実を行った箇所と理由</p> <p><u>女川2号炉まとめ資料と比較した結果変更したもの</u></p> <p>重大事故等対処設備の手段が類似する「54条_使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備」の資料比較により、先行審査実績との比較を行い、補足説明資料の資料構成及び資料内の記載内容・情報について、それぞれの資料の記載を充実する事項を抽出し、重大事故等対処設備の手段が相違する条文の補足説明資料についても、同様の視点で資料充実・反映を行いました。</p> <p><b>【共通（資料構成の変更）】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>基準適合性一覧の適合性を確認するための関連資料の種類を次のとおり、女川2号炉と同じ書類構成としました。       <ul style="list-style-type: none"> <li>（変更前）配置図，試験検査，系統図，容量設定根拠</li> <li>（変更後）配置図，試験検査，系統図，容量設定根拠，単線結線図，接続図，保管場所図，アクセスルート図</li> </ul> </li> <li>「単線結線図」は、電源設備にて作成していたが、各条にて給電経路を説明するため作成することとしました。</li> <li>「接続図，保管場所図，アクセスルート図」は、変更前の配置図他にて同様の情報を扱っていたが、基準適合性をより適切に説明するため作成することとしました。</li> <li>自主対策設備についての説明資料を新規作成しました。</li> <li>各資料の比較表を作成し、相違箇所については、本文まとめ資料の比較表を参照して相違理由の記載を充実しました。</li> </ul> <p><b>【配置図】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新たに作成した「接続図，保管場所図，アクセスルート図」と掲載する情報を区分し、前ページ表2のとおり設置許可基準43条の各項号の確認項目を示す資料を変更しました。配置図は、屋内設備の設置・保管場所を示し、環境条件、位置的分散の関連資料であるとともに、操作性、悪影響防止の対応状況を示す写真を掲載しました。</li> <li>機能喪失を想定する設計基準事故対処設備に加え、重大事故等対処設備が位置的分散を図る対象設備を明示するよう追加しました。</li> <li>重大事故等対処設備の写真掲載に加え、位置的分散の対象とする設備の写真について追加しました。</li> <li>操作性を示す関連資料として、操作スイッチ（MCRも）を示す配置図を追加し、操作性が確認できる操作スイッチ等の写真を追加しました。また、操作ができることを示すため、現場操作を行う弁について写真を追加しました。</li> </ul> <p><b>【試験検査】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>関連資料が相違する場合には、試験検査ができることを示す関連資料として、適切と判断する理由を相違理由に記載しました。</li> <li>比較プラントが定期事業者検査実績（検査計画，検査要領書）を関連資料として示す場合であっても、泊3号炉は定期事業者検査の実施回数が少なく検査実績を示せない場合には、設備構造図や系統図等の設計資料を関連資料として提示し、試験検査ができることを示す比較プラントの関連資料と相違する場合には、相違理由の記載を充実しました。</li> </ul> <p><b>【系統図】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>女川2号炉の系統図様式（操作設備を掲載し、系統図にて対象設備を識別）にて、新たに作成しました。なお、屋外・屋内の接続箇所ごとの系統図は作成せず、屋外設備等の複数経路は接続図，アクセスルート図等を関連資料としました。</li> </ul> <p><b>【容量設定根拠】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>建設時に設定根拠説明書を作成したことから変更前後の記載としていましたが、容量仕様は現設計値のみ記載するよう変更しました。</li> <li>容量等の説明に加え、女川2号炉において補足する資料の有無を確認し、必要な資料を追加しました。</li> </ul> <p><b>【単線結線図，接続図，保管場所図，アクセスルート図】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>従来、複数要求への対応を示す関連資料であった配置図が有する情報について、女川2号炉の資料構成を参照し、新規作成しました。</li> </ul>		

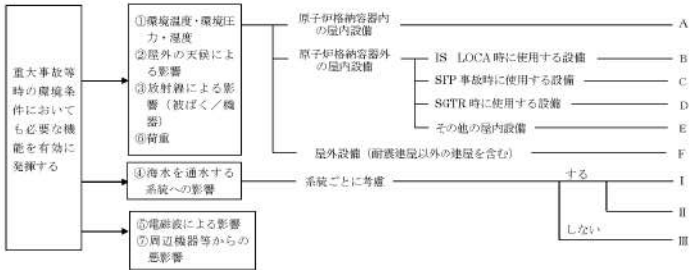
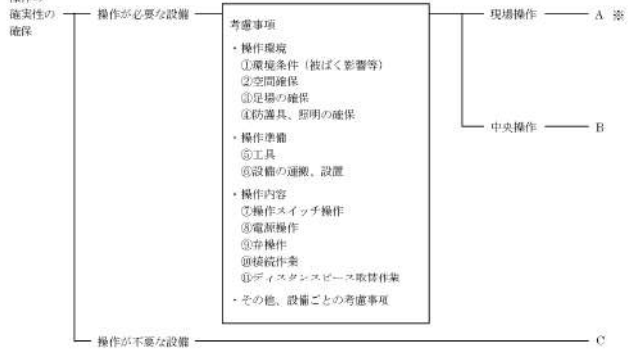
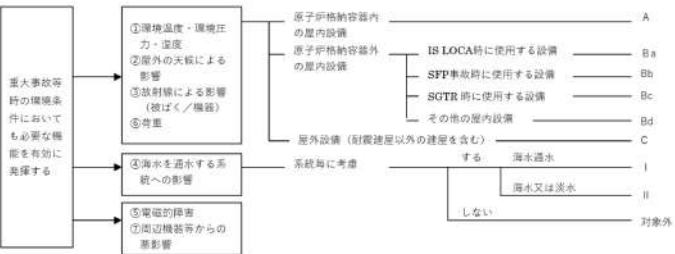

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">他2-1 SA設備基準適合性 一覧表</p>	<p style="text-align: center;">他2-1 SA設備 基準適合性一覧表</p>	



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

他2 原子炉格納施設

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>大飯3、4号炉 SA設備基準適合性一覧表の記号説明</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第1号 重大事故等時の環境条件における健全性について</p>  <p>①環境温度・環境圧力・湿度                  ②屋外の天候による影響                  ③放射線による影響（被ばく／機器）                  ④荷重                  ⑤海水を流通する系統への影響                  ⑥電磁波による影響                  ⑦周辺機器等からの悪影響</p> <p>原子炉格納容器内の屋内設備 — A                  原子炉格納容器外の屋内設備 — B, C, D, E                  屋外設備（耐震建屋以外の建屋を含む） — F</p> <p>系統ごとに考慮する — I                  しない — II, III</p> <p>①海水を流通する系統については、I：通常時に海水を流通する系統、II：淡水又は海水から選択できる系統、III：海水を流通しない系統で分類する。</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第2号 操作の確実性について</p>  <p>操作の確実性の確保</p> <p>操作が必要な設備 — A ※                  中央操作 — B                  操作が不要な設備 — C</p> <p>考慮事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・操作環境                         <ul style="list-style-type: none"> <li>①環境条件（被ばく影響等）</li> <li>②空間確保</li> <li>③足場の確保</li> <li>④防護具、照明の確保</li> </ul> </li> <li>・操作準備                         <ul style="list-style-type: none"> <li>⑤工具</li> <li>⑥設備の運搬、設置</li> </ul> </li> <li>・操作内容                         <ul style="list-style-type: none"> <li>⑦操作スイッチ操作</li> <li>⑧電源操作</li> <li>⑨弁操作</li> <li>⑩接続作業</li> <li>⑪ディスプレイスペース取替作業</li> </ul> </li> <li>・その他、設備ごとの考慮事項</li> </ul> <p>※：設備ごとに対応の組み合わせが異なるため、その対応を設備ごとに記載する。                  （例：A①、A②、A⑤、A⑦等）</p>	<p>泊3号炉 SA設備基準適合性一覧表の記号説明</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第1号 重大事故等時の環境条件における健全性について</p>  <p>①環境温度・環境圧力・湿度                  ②屋外の天候による影響                  ③放射線による影響（被ばく／機器）                  ④荷重                  ⑤電磁波による影響                  ⑥周辺機器等からの悪影響</p> <p>原子炉格納容器内の屋内設備 — A                  原子炉格納容器外の屋内設備 — Ba, Bb, Bc, Bd                  屋外設備（耐震建屋以外の建屋を含む） — C</p> <p>系統毎に考慮する — I                  淡水又は淡水 — II                  しない — 対象外</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第2号 操作の確実性について</p>  <p>操作の確実性の確保</p> <p>操作が必要な設備 — A                  中央操作 — B                  操作が不要な設備 — 対象外</p> <p>考慮事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・操作環境                         <ul style="list-style-type: none"> <li>①環境条件（被ばく影響等）</li> <li>②空間確保</li> <li>③足場の確保</li> <li>④防護具、照明の確保</li> </ul> </li> <li>・操作準備                         <ul style="list-style-type: none"> <li>⑤工具</li> <li>⑥設備の運搬、設置</li> </ul> </li> <li>・操作内容                         <ul style="list-style-type: none"> <li>⑦操作スイッチ操作</li> <li>⑧電源操作</li> <li>⑨弁操作</li> <li>⑩接続作業</li> </ul> </li> <li>・その他、設備毎の考慮事項</li> </ul>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

他2 原子炉格納施設

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第3号 試験又は検査性について</p> <p>試験又は検査項目              ・分解検査              ・開放検査              ・非破壊検査              ・閉閉検査              ・機能・性能検査              ・特性検査</p> <p>考慮事項              ○ 検査性のある構造              ・分解ができる構造              ・点検口等の設置              ・非破壊検査ができる構造              ○ 系統構成、外部入力              ・テストラインの構成              ・機器負荷等の接続性</p> <p>設備区分による類型化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>機械設備                     <ul style="list-style-type: none"> <li>動的機器                             <ul style="list-style-type: none"> <li>A ゴンブ、ファン、圧縮機</li> <li>B 弁</li> <li>C 容器（タンク類）</li> <li>D 閉込機器</li> <li>E 空機ユニット</li> <li>F 流路</li> </ul> </li> <li>静的機器                             <ul style="list-style-type: none"> <li>G 内蔵機器</li> <li>H（大目）</li> <li>I 変換機</li> <li>J その他機器設備</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>電気設備                     <ul style="list-style-type: none"> <li>K 制御用機器</li> <li>L 送電機</li> <li>M その他</li> </ul> </li> </ul>	<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第3号 試験又は検査性について</p> <p>試験又は検査項目              ・分解検査              ・開放検査              ・非破壊検査              ・閉閉検査              ・機能・性能検査              ・特性検査              第2（1）項参照</p> <p>考慮事項              ○ 検査性のある構造              ・分解ができる構造              ・点検口等の設置              ・非破壊検査ができる構造              ○ 系統構成、外部入力              ・テストラインの構成              ・機器負荷等の接続性</p> <p>設備区分による類型化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>機械設備                     <ul style="list-style-type: none"> <li>動的機器                             <ul style="list-style-type: none"> <li>A ゴンブ、ファン</li> <li>B 弁</li> <li>M 圧縮機</li> </ul> </li> <li>静的機器                             <ul style="list-style-type: none"> <li>C 容器（タンク類）</li> <li>D 閉込機器</li> <li>E 空機ユニット</li> <li>F 流路</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>電気設備                     <ul style="list-style-type: none"> <li>G 内蔵機器</li> <li>H 発電機</li> <li>I その他電源設備</li> </ul> </li> <li>制御用機器                     <ul style="list-style-type: none"> <li>J 制御用機器</li> <li>L 送電機</li> </ul> </li> <li>構築物                     <ul style="list-style-type: none"> <li>K 送電機</li> </ul> </li> </ul>	
<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第4号 切り替え性について</p> <p>重大事故等対処設備</p> <p>通常時から系統構成を変更する設備</p> <p>【考慮事項】              ・弁操作等で切り替えられる。</p> <p>選定対象 A</p> <p>変更せずに使用できる系統又は設備 B</p>	<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第4号 切り替え性について</p> <p>重大事故等対処設備</p> <p>本来の用途以外の用途として使用する必要があるか<sup>1)</sup></p> <p>本来の用途以外の用途として使用するための切替は不要</p> <p>DB施設としての機能を有さない</p> <p>DB施設と同じ用途で使用又は切替せず使用</p> <p>切替必要 Ba1</p> <p>切替不要 Ba2</p> <p>Bb</p>	
<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第5号 重大事故等対処設備の悪影響防止について</p> <p>重大事故等対処設備の使用においては、設計基準対象施設に影響を及ぼさないようにすること</p> <p>考慮事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 他設備への系統的な影響</li> <li>② 二つ以上の機能要求</li> <li>③ 地震（地震起因の火災、漏水含む）</li> <li>④ 火災（地震起因以外）</li> <li>⑤ 内部漏洩（地震起因以外）</li> <li>⑥ 風（台風）及び竜巻</li> </ul> <p>A ※</p> <p>⑦ 内部発生飛散物</p> <p>高速回転機器 I</p> <p>※：Aについては、Aと考慮事項の番号を記載する。（例：A①、A②等）</p>	<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第5号 重大事故等対処設備の悪影響防止について</p> <p>重大事故等対処設備の使用においては、設計基準対象施設に影響を及ぼさないようにすること</p> <p>考慮事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 他設備への系統的な影響</li> <li>② 二つ以上の機能要求</li> <li>③ 地震（地震起因の火災、漏水含む）</li> <li>④ 火災（地震起因以外）</li> <li>⑤ 内部漏洩（地震起因以外）</li> <li>⑥ 風（台風）及び竜巻</li> </ul> <p>非等で系統構成</p> <p>過渡時は分離</p> <p>他設備から独立</p> <p>DBと同じ系統構成</p> <p>放射性物質又は海水を含む系統との分離</p> <p>高速回転機器 B</p> <p>高速回転機器 以外 対象外</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

他2 原子炉格納施設

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由								
<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第6号 設置場所について</p>	<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第6号 設置場所について</p>									
<p>■設置許可基準規則 第43条 第2項 第1号 常設重大事故等対処設備の容量等について</p>	<p>■設置許可基準規則 第43条 第2項 第1号 常設重大事故等対処設備の容量等について</p>									
<p>■設置許可基準規則 第43条 第2項 第2号 発電用原子炉施設での共用の禁止について</p>	<p>■設置許可基準規則 第43条 第2項 第2号 発電用原子炉施設での共用の禁止について</p> <table border="1" data-bbox="1164 893 1836 989"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>設計方針</th> <th>関連資料</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>-</td> <td>2以上の発電用原子炉施設において共用しない設計とする。</td> <td>-</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	設計方針	関連資料	備考	-	2以上の発電用原子炉施設において共用しない設計とする。	-		
区分	設計方針	関連資料	備考							
-	2以上の発電用原子炉施設において共用しない設計とする。	-								
<p>■設置許可基準規則 第43条 第2項 第3号 常設重大事故防止設備の共通要因故障について</p> <p>※：記号の記載については、考慮事項の番号+a又はbを記載する。（例：①a、①b、②a、②b）</p>	<p>■設置許可基準規則 第43条 第2項 第3号 常設重大事故防止設備の共通要因故障について</p>									



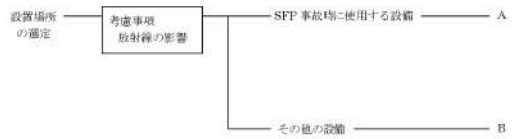


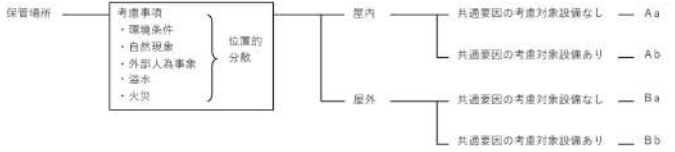
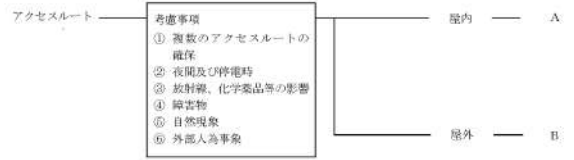

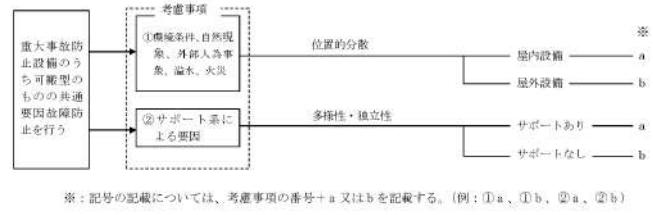
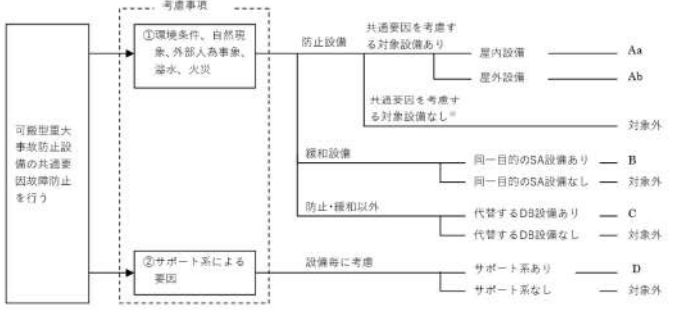
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

他2 原子炉格納施設

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第1号 可搬型重大事故等対処設備の容量等について</p> <div data-bbox="246 255 918 510"> <p>【考慮事項】</p> <p>① 原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する設備かどうか</p> <p>② 負荷に直接接続する可搬型直流電源設備、可搬型バッテリー、可搬型ポンプ等かどうか</p> </div> <p>必要数量</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する可搬型設備 — A</li> <li>負荷に直接接続する可搬型直流電源設備、可搬型バッテリー、可搬型ポンプ等 — B</li> <li>①、②以外 — C</li> </ul> <p>予備数量の考えかた</p> <div data-bbox="246 558 918 798"> <p>【考慮事項】</p> <p>④ プラント定検中等当該可搬型重大事故等対処設備の機能を要求されない時期に保守点検を実施するかどうか</p> <p>⑤ 保守点検中でも使用可能（外観目視、給油・給薬、メガチェック、機能確認、一式取替（点検済みの設備との取替含む。）の際に、事前に取替品を準備してから保守点検するかどうか等）であるか</p> </div> <p>予備数量</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>プラント定検中等当該可搬型重大事故等対処設備の機能を要求されない時期に保守点検を実施する設備 — a</li> <li>保守点検中でも使用可能（外観目視、給油・給薬、メガチェック、機能確認、一式取替（点検済みの設備との取替含む。）の際に、事前に取替品を準備してから保守点検するかどうか等）である設備 — b</li> <li>④、⑤以外 — c</li> </ul>	<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第1号 可搬型重大事故等対処設備の容量等について</p> <div data-bbox="1164 255 1836 430"> <p>【考慮事項】</p> <p>① 原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する設備かどうか</p> <p>② 負荷に直接接続する可搬型バッテリー及び可搬型ポンプ等かどうか</p> </div> <p>必要数量</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する可搬型設備 — A</li> <li>負荷に直接接続する可搬型バッテリー及び可搬型ポンプ等 — B</li> <li>①、②以外 — C</li> </ul> <p>予備数量もきめて設計方針とする。</p>	
<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第2号 可搬型重大事故等対処設備の常設設備との接続性について</p> <div data-bbox="246 893 918 1133"> <p>【考慮事項】</p> <p>① 容易かつ確実な接続</p> <p>② 接続部の規格の統一</p> </div> <p>接続</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ケーブル             <ul style="list-style-type: none"> <li>コネクタ接続 — A</li> <li>より簡便な接続規格等による接続 — C</li> </ul> </li> <li>配管             <ul style="list-style-type: none"> <li>ボルト締フランジ接続 — B</li> <li>より簡便な接続規格等による接続 — C</li> <li>その他の措置 — D</li> </ul> </li> <li>接続なし — E</li> </ul>	<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第2号 可搬型重大事故等対処設備の常設設備との接続性について</p> <div data-bbox="1164 893 1836 1133"> <p>【考慮事項】</p> <p>① 容易かつ確実な接続</p> <p>② 接続部の規格の統一</p> </div> <p>接続</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ケーブル             <ul style="list-style-type: none"> <li>母線供給                     <ul style="list-style-type: none"> <li>端子のボルト・ネジによる接続 — A</li> <li>通信・計装各設備電源 専用の接続方法による接続 — D</li> </ul> </li> <li>小口径等                     <ul style="list-style-type: none"> <li>より簡便な接続規格等による接続 — C</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>水・空気配管             <ul style="list-style-type: none"> <li>大口径等                     <ul style="list-style-type: none"> <li>ボルト締フランジ接続 — B</li> </ul> </li> <li>小口径等                     <ul style="list-style-type: none"> <li>より簡便な接続規格等による接続 — C</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>油配管、計装付属配管             <ul style="list-style-type: none"> <li>専用の接続方法による接続 — D</li> </ul> </li> </ul>	
<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第3号 異なる複数の接続箇所の確保について</p> <div data-bbox="246 1212 918 1404"> <p>【考慮事項】</p> <p>・放射線による影響因子</p> <p>・漏水、火災</p> <p>・自然現象</p> <p>・外部人為事象</p> </div> <p>接続箇所</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>水・電力             <ul style="list-style-type: none"> <li>屋内（壁面含む） — A</li> <li>屋内及び屋外 — B</li> </ul> </li> <li>その他（空気） — C</li> <li>接続箇所なし — D</li> </ul>	<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第3号 異なる複数の接続箇所の確保について</p> <div data-bbox="1164 1212 1836 1404"> <p>【考慮事項】</p> <p>・接続条件</p> <p>・漏水、火災</p> <p>・自然現象</p> <p>・外部人為事象</p> </div> <p>接続箇所</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>水・電力 — 屋内（壁面含む） — A</li> <li>その他（空気） — 対象外</li> </ul>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

他2 原子炉格納施設

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第4号 可搬型重大事故等対処設備の設置場所について</p> 	<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第4号 可搬型重大事故等対処設備の設置場所について</p> 	
<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第5号 保管場所について</p> 	<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第5号 保管場所について</p> 	
<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第6号 アクセスルートについて</p> 	<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第6号 アクセスルートについて</p> 	
<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第7号 重大事故防止設備のうちの可搬型のものの共通要因故障について</p>  <p>※：記号の記載については、考慮事項の番号+a又はbを記載する。（例：①a、①b、②a、②b）</p>	<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第7号 重大事故防止設備のうちの可搬型のものの共通要因故障について</p> 	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

他2 原子炉格納施設

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">他2-2 配置図 3号炉</p>	<p style="text-align: center;">他2-2 配置図</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="174 197 1012 1390" style="border: 2px solid black; height: 747px; width: 374px;"></div> <div data-bbox="181 1394 757 1417" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">                     枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。                 </div> <div data-bbox="936 1394 1008 1417" style="text-align: right;">                     他2-2-2                 </div>	<div data-bbox="1086 215 1921 1337" style="text-align: center;"> </div>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

他2 原子炉格納施設

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>他2-4 試験・検査説明資料 3号炉</p>	<p>他2-3 試験・検査説明資料</p>	



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">改 1</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第16保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>施設名：原子炉格納施設                      検査名：原子炉格納容器全体漏えい率検査                      要領書番号：O3-16-153</p>	<p style="text-align: center;">北海道電力株式会社 泊発電所 3号機 第1保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>設備名：原子炉格納施設                      検査名：原子炉格納容器全体漏えい率検査                      要領書番号：HT3-43</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

他2 原子炉格納施設

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="183 181 992 1305" style="border: 2px solid black; height: 700px; width: 100%;"></div> <div data-bbox="367 1337 837 1369" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">                     枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。                 </div>	<div data-bbox="1122 197 1935 1417" style="border: 2px solid black; height: 760px; width: 100%;"></div>	

他2-4-4



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>エビデンスの相違</p> <p>・泊は、原子炉格納容器の全体漏えい率検査系統図に加え、試験実施に必要な温度及び露点検出器の配置、次ページより格納容器隔離弁の閉止状態を示している。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: center;">北海道電力株式会社 泊発電所                      3号機 第2保全サイクル                      定期事業者検査要領書</p> <p style="text-align: right;">設 備 名：原子炉格納施設                      検 査 名：原子炉格納容器局部漏えい率検査                      要領書番号：HT3-44</p>	<p>エビデンスの相違                      ・泊は、局部漏えい率                      検査要領書の抜粋                      にて、バウダリ機能                      検査が可能である                      ことを示した。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">改 1</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第15保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>設 備 名：原子炉格納施設                      検 査 名：プレストレストコンクリート格納容器                      供用期間中検査                      要領書番号：O3-15-87</p>		<p>エビデンスの相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大飯は、PCVの供用期間中検査の検査要領書にて構造検査が可能であることを示している。</li> <li>・泊は、格納容器の構造検査の定期事業者検査の設定はない。格納容器構造健全性の確認が可能であることを次ページの構造図にて示した。</li> </ul>



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="215 209 999 1361" style="border: 2px solid black; height: 722px; width: 350px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="360 1366 842 1398" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。</div> <div data-bbox="943 1362 1014 1385" style="text-align: right;">他2-4-6</div>	<div data-bbox="1077 177 1944 1361" style="border: 2px solid black; height: 742px; width: 387px; margin: 10px auto;"></div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

他2 原子炉格納施設

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="181 193 994 1321" style="border: 2px solid black; height: 707px; width: 363px;"></div> <div data-bbox="371 1334 831 1362" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">                     枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。                 </div> <div data-bbox="927 1331 994 1353" style="font-size: small;">                     他2-4-7                 </div>		<p>エビデンスの相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・泊は、鋼製CVであり、大飯で示す部材はない。</li> </ul>

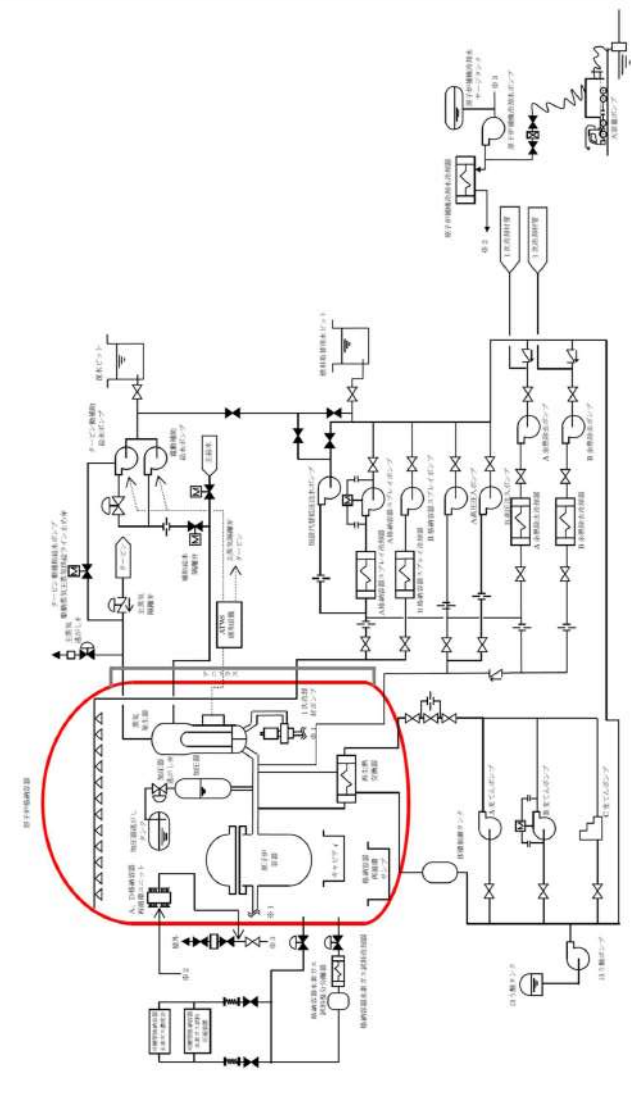
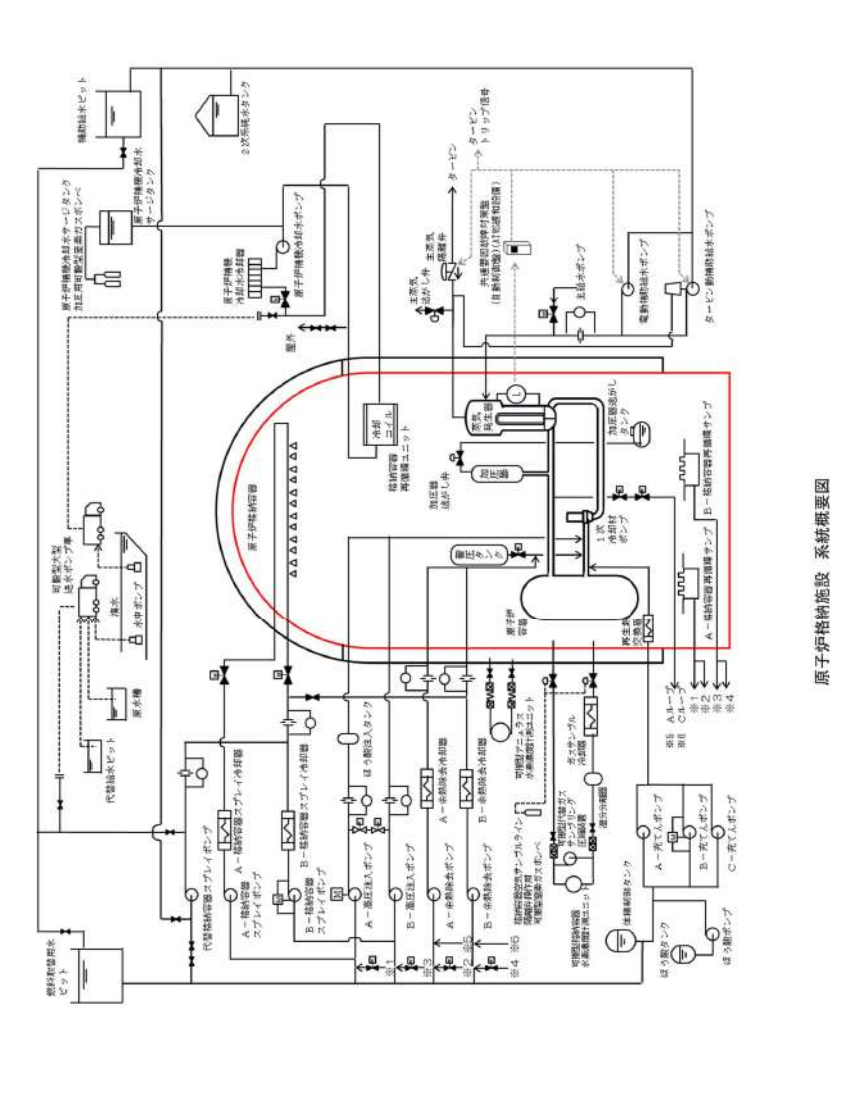
泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

他2 原子炉格納施設

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">他2-5 系統図 3号炉</p>	<p style="text-align: center;">他2-4 系統図</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p style="text-align: center;">原子炉格納施設 概略系統図 (1)</p>	 <p style="text-align: center;">原子炉格納施設 系統概要図</p>	

泊発電所3号炉審査資料	
資料番号	SADB3H-9 r.0.0
提出年月日	令和5年6月30日

## 泊発電所3号炉

設置許可基準規則等への適合状況について  
(重大事故等対処設備)  
補足説明資料  
比較表

## 燃料貯蔵設備

令和5年6月

北海道電力株式会社



枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
------------	---------	------

補足資料のうちSA基準適合性一覧表および関連資料の相違箇所に対する考え方について

「SA基準適合性一覧表」およびその適合性を確認するための「関連資料」について、大飯との比較による相違箇所について類型化し考え方を整理し、整理した結果をそれぞれ「適合性一覧表の相違箇所について」及び「関連資料の相違箇所について」に示す。

**【適合性一覧表の相違箇所について】**

- 43条のSA設備要求事項に対する適合性について、大飯との適合性一覧表における記述の比較結果および相違に対する設計方針の相違有無については表-1の通り。
- 記述内容は相違しているが、類型化にて整理した結果を記載していること、適合するための設計を行う方針であることについて相違はない。
- 類型化の整理結果は相違するものの、類型化に従った適合方針について記載したため資料本文にて比較しているため、本資料(比較表)では相違箇所の識別のみとする。

**【関連資料の相違箇所について】**

- 43条の要求事項に対する設計方針を補足する関連資料について、大飯および女川との比較により相違する項目、関連資料および相違理由については表-2の通り。
- 適合性一覧にて示している関連資料において記載事項は異なるが、いずれかの資料にて適合状況の確認が可能な記述があることを確認している。
- よって、表-2の整理結果との紐付け記号をSA基準適合性一覧表の比較表に記載するのみのとする。

表-1

各設備の適合性における相違箇所に対する考え方 【いずれも43条適合方針について大飯、女川との相違なし】		
記号	相違のある要求事項	相違に対する考え方
①	環境条件_環境影響	配置設計により設置環境として考慮すべき事項は相違するが、設置環境での環境影響を考慮した設計とする方針に相違なし
②	環境条件_海水通水	外部送水系(補給・除熱除く)は水源として海を用いるため海水影響を考慮する方針に相違なし 常設設備への接続系統は相違するが、海水通水の影響を考慮した設計とする方針に相違なし
③	操作性	操作対象とする設備により遠隔操作・現場操作(又は両方)が相違するが、遠隔操作および現場操作が可能とする方針に相違なし
④	切り替え性	本来用途と異なる目的にて使用するための操作を切り替え性とする(本来用途のための操作は操作性にて考慮)か、SA時の操作全般を切り替え性とするかの相違はあるが、いずれも操作可能とする方針に相違なし
⑤	悪影響防止_系統設計	系統操作について④にて操作性又は切り替え性としての適合方針の相違により、同一の操作であっても系統操作の類型化が異なる。悪影響を与えないための類型化分類相違するが、対象とする系統へ悪影響を与えないための方針に相違なし
⑥	設置場所	対象設備の相違により操作場所が相違するが対象設備の操作場所に応じた放射線防護を取る方針に相違なし
⑦	容量等	有効性評価等による必要容量は相違するが、必要容量を賄える容量とする方針に相違なし
⑧	共通要因故障防止_自然現象・外部人為事象	設置場所により考慮する共通要因及び同時故障を防止する対象設備が相違するが、想定する共通要因及び対象設備に対し多重性及び独立性又は多様性を有する設計とし、位置的分散を図る方針に相違なし
⑨	共通要因故障_サポート系	対象設備によりサポート系の要・不要は相違するが、異なる駆動源を有する設計とする方針に相違なし

表-2

記号	43条適合性確認項目	関連資料			大飯との相違理由
		【大飯】	【泊】	【女川】(参考)	
①	環境条件における健全性	配置図	配置図(保管場所図) 系統図 接続図	配置図(保管場所図) 系統図 接続図	泊では目的別に資料を構成していることにより、紐付けている関連資料は異なるが、適合性を補足する資料として相違なし
②	操作性	配置図	配置図 系統図 接続図	接続図 配置図	泊では目的別に資料を構成していることにより、紐付けている関連資料は異なるが、適合性を補足する資料として相違なし
③	試験・検査	構造図 試験検査説明資料 設備概要 ブロック図、他	試験・検査説明資料	試験及び検査	大飯では試験・検査説明資料に記載している個別資料の名称を記載しているものであり、資料自体の相違なし
④	切り替え性	系統図 配置図	系統図	系統図	大飯では配置図を関連資料とし、配置図においては操作の確実性について示されている 配置図における情報量は相違はなく、各設備の操作の確実性については操作性における確認事項であるため紐付ける必要はないと判断している
⑤	悪影響防止	系統図 配置図	系統図 配置図(保管場所図) 試験・検査説明資料	系統図 試験及び検査	泊では試験・検査説明資料を関連資料としている 試験・検査説明資料は、設備の構造上の観点にて周辺への悪影響がないことを補足するため紐付けているものである
⑥	設置場所	配置図	接続図 配置図	接続図 配置図	泊では目的別に資料を構成していることにより、紐付けている関連資料は異なるが、適合性を補足する資料として相違なし
⑦	容量(常設、可搬)	容量設定根拠	容量設定根拠	容量設定根拠	資料の内容については設計進捗により相違しているが、適合性を補足する資料として相違なし -(世帯用申請であり未用設備なし)
⑧	共通要因故障防止(常設)	配置図 系統図 設備概要	配置図 系統図 単線結線図 その他補足資料	配置図 系統図 単線結線図 その他補足資料	記載表現の相違、内容に相違なし 大飯では設備概要を関連資料としているが、当該要求事項において適合性を補足する資料として充足していることより紐付けていない なお設備概要における記載内容は相違なし
⑨	接続性	系統図	接続図	接続図	
⑩	異なる複数の接続箇所	配置図	接続図	接続図	
⑪	設置場所	配置図	接続図	接続図	紐付けている資料は異なるが、当該要求事項に対する適合性の補足資料として記述内容に相違なし
⑫	保管場所	配置図	保管場所図	保管場所図	
⑬	アクセスルート	補足説明資料共通4	アクセスルート	アクセスルート図	
⑭	共通要因故障防止(可搬)	配置図 系統図 設備概要	配置図 保管場所図 系統図 単線結線図 接続図	配置図 保管場所図 系統図 単線結線図 接続図	記載表現の相違、内容に相違なし 大飯では設備概要を関連資料としているが、当該要求事項において適合性を補足する資料として充足していることより紐付けていない なお設備概要における記載内容は相違なし

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

他3 燃料貯蔵設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>設計方針・運用・体制を変更するものではないが、補足資料の記載の充実を行った箇所と理由</p> <p><u>女川2号炉まとめ資料と比較した結果変更したもの</u></p> <p>重大事故等対処設備の手段が類似する「54条_使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備」の資料比較により、先行審査実績との比較を行い、補足説明資料の資料構成及び資料内の記載内容・情報について、それぞれの資料の記載を充実する事項を抽出し、重大事故等対処設備の手段が相違する条文の補足説明資料についても、同様の視点で資料充実・反映を行いました。</p> <p><b>【共通（資料構成の変更）】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>基準適合性一覧の適合性を確認するための関連資料の種類を次のとおり、女川2号炉と同じ書類構成としました。                  （変更前）配置図、試験検査、系統図、容量設定根拠                  （変更後）配置図、試験検査、系統図、容量設定根拠、単線結線図、接続図、保管場所図、アクセスルート図                  「単線結線図」は、電源設備にて作成していたが、各条にて給電経路を説明するため作成することとしました。                  「接続図、保管場所図、アクセスルート図」は、変更前の配置図他にて同様の情報を扱っていたが、基準適合性をより適切に説明するため作成することとしました。</li> <li>自主対策設備についての説明資料を新規作成しました。</li> <li>各資料の比較表を作成し、相違箇所については、本文まとめ資料の比較表を参照して相違理由の記載を充実しました。</li> </ul> <p><b>【配置図】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新たに作成した「接続図、保管場所図、アクセスルート図」と掲載する情報を区分し、前ページ表2のとおり設置許可基準43条の各項号の確認項目を示す資料を変更しました。                  配置図は、屋内設備の設置・保管場所を示し、環境条件、位置的分散の関連資料であるとともに、操作性、悪影響防止の対応状況を示す写真を掲載しました。</li> <li>機能喪失を想定する設計基準事故対処設備に加え、重大事故等対処設備が位置的分散を図る対象設備を明示するよう追加しました。</li> <li>重大事故等対処設備の写真掲載に加え、位置的分散の対象とする設備の写真について追加しました。</li> <li>操作性を示す関連資料として、操作スイッチ（MCRも）を示す配置図を追加し、操作性が確認できる操作スイッチ等の写真を追加しました。                  また、操作ができることを示すため、現場操作を行う弁について写真を追加しました。</li> </ul> <p><b>【試験検査】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>関連資料が相違する場合には、試験検査ができることを示す関連資料として、適切と判断する理由を相違理由に記載しました。</li> <li>比較プラントが定期事業者検査実績（検査計画、検査要領書）を関連資料として示す場合であっても、泊3号炉は定期事業者検査の実施回数が少なく検査実績を示せない場合には、設備構造図や系統図等の設計資料を関連資料として提示し、試験検査ができることを示す比較プラントの関連資料と相違する場合には、相違理由の記載を充実しました。</li> </ul> <p><b>【系統図】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>女川2号炉の系統図様式（操作設備を掲載し、系統図にて対象設備を識別）にて、新たに作成しました。                  なお、屋外・屋内の接続箇所ごとの系統図は作成せず、屋外設備等の複数経路は接続図、アクセスルート図等を関連資料としました。</li> </ul> <p><b>【容量設定根拠】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>建設時に設定根拠説明書を作成したことから変更前後の記載としていましたが、容量仕様は現設計値のみ記載するよう変更しました。</li> <li>容量等の説明に加え、女川2号炉において補足する資料の有無を確認し、必要な資料を追加しました。</li> </ul> <p><b>【単線結線図、接続図、保管場所図、アクセスルート図】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>従来、複数要求への対応を示す関連資料であった配置図が有する情報について、女川2号炉の資料構成を参照し、新規作成しました。</li> </ul>		

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

他3 燃料貯蔵設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>他3-1 SA設備基準適合性 一覧表</p>	<p>他3-1 SA設備 基準適合性一覧表</p>	



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

他3 燃料貯蔵設備

大飯発電所3 / 4号炉

項目	第1号	第2号	第3号	第4号	第5号	第6号	第7号	第8号	第9号	第10号
燃料貯蔵設備	9	8	7	7	6	6	5	5	4	4
燃料貯蔵設備	3	2	3	2	3	2	3	2	3	2

他3-1-1

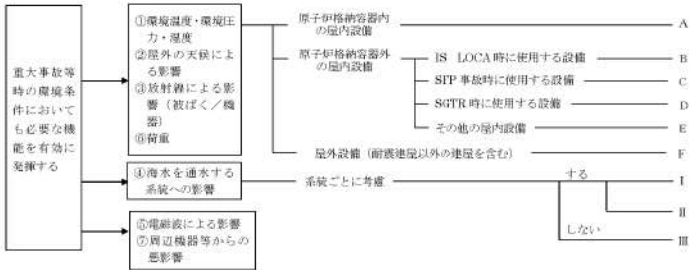
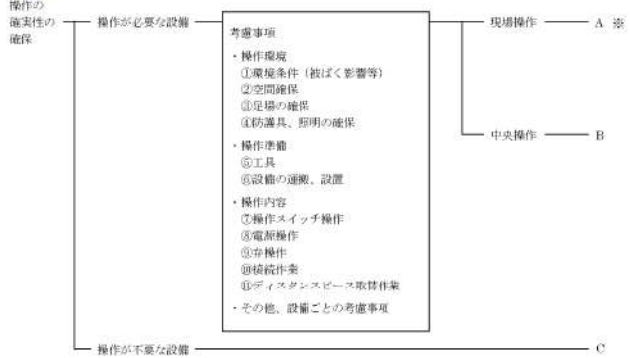
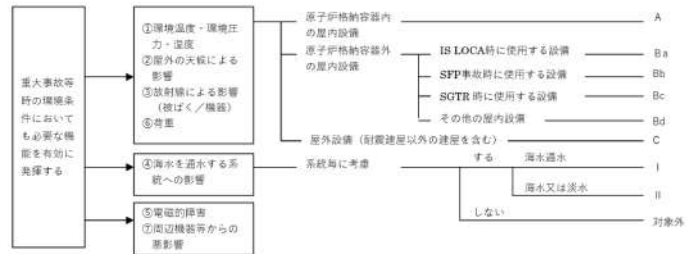

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表（常設）

項目	項目名	使用設備/仕様	相違化区分	相違資料
第1号	燃焼室	C7以外の燃内-5PP事基時に使用 (燃料取扱機)	B b	① [補足説明資料] 燃内-2 配置図
	貯水	(有効に機能を発揮する)	-	-
	海水	海水又は淡水 (海水を淡水する可能性あり)	II	-
	常設設備	(機能が期待されない)	-	-
	地震からの影響	(周辺機器等からの影響により機能を失うおそれがない)	-	-
	操作性	対象外 (操作不要)	/	②
	試験・検査 (検査性、劣化検出・外部入力)	ビット (無い等の確認が可能) (外観の確認が可能)	C	[補足説明資料] 燃内-3 試験・検査説明資料
	切り替え性	00施設と同じ用途で使用又は切替せず使用 (00施設と同じ系統構成で使用)	B b	④
	系統設計	【バウンダリ】 00と同じ系統構成 (設計基準対象施設として使用する場合は同じ系統構成)	A d	⑤
	配管設計	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	-
第2号	その他の(建築物)	対象外	/	-
	設置場所	対象外 (操作不要)	/	⑥
	常設SAの設置	対象外	/	⑦
	非用の禁止	(非用しない)	-	-
	環境条件、自然現象、外部人為事象、洪水、火災	【バウンダリ】 防止設備/代替対象00設備なし 緩和設備/同一目的のSA設備なし	/	⑧
	サポート系要因	対象外(サポート系なし)	/	-

他3-1-4

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

他3 燃料貯蔵設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>大飯3、4号炉 SA設備基準適合性一覧表の記号説明</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第1号 重大事故等時の環境条件における健全性について</p>  <p>①環境温度・環境圧力・湿度 ②屋外の天候による影響 ③放射線による影響（被ばく／機器） ④荷重 ⑤海水を流通する系統への影響 ⑥電磁波による影響 ⑦周辺機器等からの悪影響</p> <p>原子炉格納容器内の屋内設備 — A          原子炉格納容器外の屋内設備 — IS-LOCA時に使用する設備 — B          SFP事故時に使用する設備 — C          SGTR時に使用する設備 — D          その他の屋内設備 — E          屋外設備（耐震建屋以外の建屋を含む） — F</p> <p>系統ごとに考慮 — する — I          しない — II          III</p> <p>①海水を流通する系統については、I：通常時に海水を流通する系統、II：淡水又は海水から選択できる系統、III：海水を流通しない系統で分類する。</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第2号 操作の確実性について</p>  <p>操作の確実性の確保</p> <p>操作が必要な設備 — 考慮事項 — 現場操作 — A ※          中央操作 — B          操作が不要な設備 — C</p> <p>考慮事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・操作環境             <ul style="list-style-type: none"> <li>①環境条件（被ばく影響等）</li> <li>②空間確保</li> <li>③足場の確保</li> <li>④防護具、照明の確保</li> </ul> </li> <li>・操作準備             <ul style="list-style-type: none"> <li>⑤工具</li> <li>⑥設備の運搬、設置</li> </ul> </li> <li>・操作内容             <ul style="list-style-type: none"> <li>⑦操作スイッチ操作</li> <li>⑧電源操作</li> <li>⑨弁操作</li> <li>⑩接続作業</li> <li>⑪ディスプレイスペース取替作業</li> </ul> </li> <li>・その他、設備ごとの考慮事項</li> </ul> <p>※：設備ごとに対応の組み合わせが異なるため、その対応を設備ごとに記載する。          （例：A①、A②、A⑤、A⑦等）</p>	<p>泊3号炉 SA設備基準適合性一覧表の記号説明</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第1号 重大事故等時の環境条件における健全性について</p>  <p>①環境温度・環境圧力・湿度 ②屋外の天候による影響 ③放射線による影響（被ばく／機器） ④荷重 ⑤海水を流通する系統への影響 ⑥電磁的障害 ⑦周辺機器等からの悪影響</p> <p>原子炉格納容器内の屋内設備 — A          原子炉格納容器外の屋内設備 — IS-LOCA時に使用する設備 — Ba          SFP事故時に使用する設備 — Bb          SGTR時に使用する設備 — Bc          その他の屋内設備 — Bd          屋外設備（耐震建屋以外の建屋を含む） — C</p> <p>系統毎に考慮 — する — 海水流通 — I          淡水又は淡水 — II          対象外</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第2号 操作の確実性について</p>  <p>操作の確実性の確保</p> <p>操作が必要な設備 — 考慮事項 — 現場操作 — A          中央操作 — B          操作が不要な設備 — 対象外</p> <p>考慮事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・操作環境             <ul style="list-style-type: none"> <li>①環境条件（被ばく影響等）</li> <li>②空間確保</li> <li>③足場の確保</li> <li>④防護具、照明の確保</li> </ul> </li> <li>・操作準備             <ul style="list-style-type: none"> <li>⑤工具</li> <li>⑥設備の運搬、設置</li> </ul> </li> <li>・操作内容             <ul style="list-style-type: none"> <li>⑦操作スイッチ操作</li> <li>⑧電源操作</li> <li>⑨弁操作</li> <li>⑩接続作業</li> </ul> </li> <li>・その他、設備毎の考慮事項</li> </ul>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

他3 燃料貯蔵設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第3号 試験又は検査性について</p>	<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第3号 試験又は検査性について</p>	
<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第4号 切り替え性について</p>	<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第4号 切り替え性について</p>	
<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第5号 重大事故等対処設備の悪影響防止について</p> <p>※：Aについては、Aと考慮事項の番号を記載する。（例：A①、A②等）</p>	<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第5号 重大事故等対処設備の悪影響防止について</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

他3 燃料貯蔵設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由								
<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第6号 設置場所について</p>	<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第6号 設置場所について</p>									
<p>■設置許可基準規則 第43条 第2項 第1号 常設重大事故等対処設備の容量等について</p>	<p>■設置許可基準規則 第43条 第2項 第1号 常設重大事故等対処設備の容量等について</p>									
<p>■設置許可基準規則 第43条 第2項 第2号 発電用原子炉施設での共用の禁止について</p>	<p>■設置許可基準規則 第43条 第2項 第2号 発電用原子炉施設での共用の禁止について</p> <table border="1" data-bbox="1164 893 1848 997"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>設計方針</th> <th>関連資料</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>-</td> <td>2以上の発電用原子炉施設において共用しない設計とする。</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	区分	設計方針	関連資料	備考	-	2以上の発電用原子炉施設において共用しない設計とする。	-	-	
区分	設計方針	関連資料	備考							
-	2以上の発電用原子炉施設において共用しない設計とする。	-	-							
<p>■設置許可基準規則 第43条 第2項 第3号 常設重大事故防止設備の共通要因故障について</p> <p>※：記号の記載については、考慮事項の番号+a又はbを記載する。（例：①a、①b、②a、②b）</p>	<p>■設置許可基準規則 第43条 第2項 第3号 常設重大事故防止設備の共通要因故障について</p>									

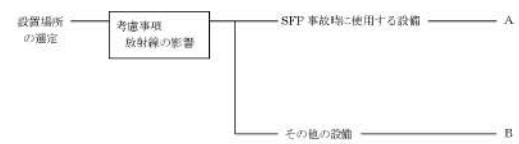
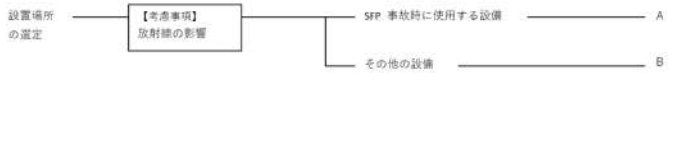

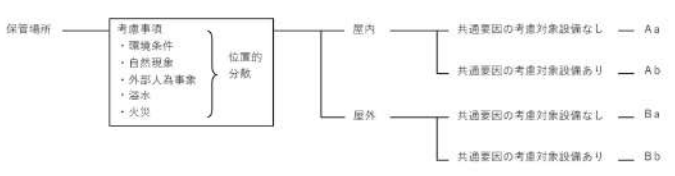
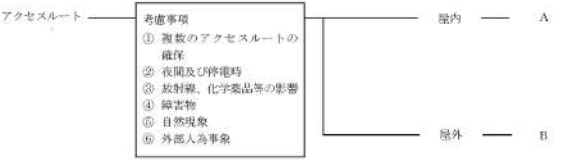

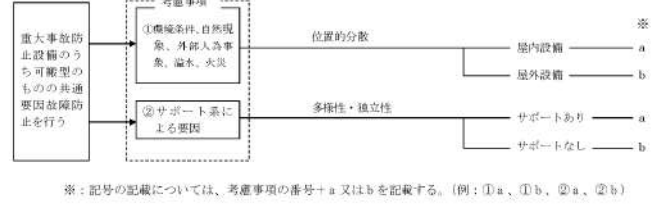
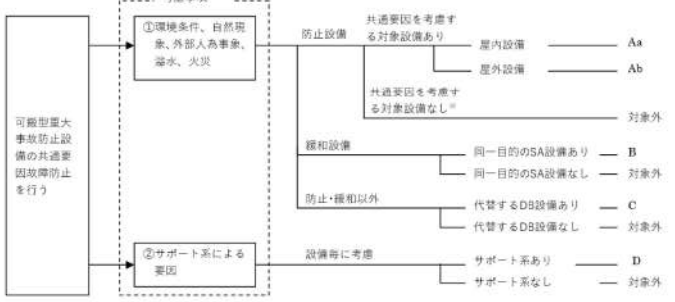
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

他3 燃料貯蔵設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第1号 可搬型重大事故等対処設備の容量等について</p> <div data-bbox="246 255 918 510"> <p>【考慮事項】</p> <p>① 原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する設備かどうか</p> <p>② 負荷に直接接続する可搬型直流電源設備、可搬型バッテリー、可搬型ポンプ等かどうか</p> </div> <p>必要数量</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する可搬型設備 — A</li> <li>負荷に直接接続する可搬型直流電源設備、可搬型バッテリー、可搬型ポンプ等 — B</li> <li>①、②以外 — C</li> </ul> <p>予備数量の考えかた</p> <div data-bbox="246 558 918 798"> <p>【考慮事項】</p> <p>④ プラント定検中等当該可搬型重大事故等対処設備の機能を要求されない時期に保守点検を実施するかどうか</p> <p>⑤ 保守点検中でも使用可能（外観目視、給油・給薬、メガチェック、機能確認、一式取替（点検済みの設備との取替含む。）の際に、事前に取替品を準備してから保守点検するかどうか等）であるか</p> </div> <p>予備数量</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>プラント定検中等当該可搬型重大事故等対処設備の機能を要求されない時期に保守点検を実施する設備 — a</li> <li>保守点検中でも使用可能（外観目視、給油・給薬、メガチェック、機能確認、一式取替（点検済みの設備との取替含む。）の際に、事前に取替品を準備してから保守点検するかどうか等）である設備 — b</li> <li>④、⑤以外 — c</li> </ul>	<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第1号 可搬型重大事故等対処設備の容量等について</p> <div data-bbox="1164 255 1836 430"> <p>【考慮事項】</p> <p>① 原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する設備かどうか</p> <p>② 負荷に直接接続する可搬型バッテリー及び可搬型ポンプ等かどうか</p> </div> <p>必要数量</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する可搬型設備 — A</li> <li>負荷に直接接続する可搬型バッテリー及び可搬型ポンプ等 — B</li> <li>①、②以外 — C</li> </ul> <p>予備数量もきめて設計方針とする。</p>	
<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第2号 可搬型重大事故等対処設備の常設設備との接続性について</p> <div data-bbox="246 893 918 1149"> <p>【考慮事項】</p> <p>① 容易かつ確実な接続</p> <p>② 接続部の規格の統一</p> </div> <p>接続</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ケーブル             <ul style="list-style-type: none"> <li>コネクタ接続 — A</li> <li>より簡便な接続規格等による接続 — C</li> </ul> </li> <li>配管             <ul style="list-style-type: none"> <li>ボルト締フランジ接続 — B</li> <li>より簡便な接続規格等による接続 — C</li> <li>その他の措置 — D</li> </ul> </li> <li>接続なし — E</li> </ul>	<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第2号 可搬型重大事故等対処設備の常設設備との接続性について</p> <div data-bbox="1164 893 1836 1149"> <p>【考慮事項】</p> <p>① 容易かつ確実な接続</p> <p>② 接続部の規格の統一</p> </div> <p>接続</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ケーブル             <ul style="list-style-type: none"> <li>母線供給                     <ul style="list-style-type: none"> <li>端子のボルト・ネジによる接続 — A</li> <li>通信・計装各設備電源 専用の接続方法による接続 — D</li> </ul> </li> <li>小口径等                     <ul style="list-style-type: none"> <li>より簡便な接続規格等による接続 — C</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>水・空気配管             <ul style="list-style-type: none"> <li>大口径等                     <ul style="list-style-type: none"> <li>ボルト締フランジ接続による接続 — B</li> </ul> </li> <li>小口径等                     <ul style="list-style-type: none"> <li>より簡便な接続規格等による接続 — C</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>油配管、計装付属配管             <ul style="list-style-type: none"> <li>専用の接続方法による接続 — D</li> </ul> </li> </ul>	
<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第3号 異なる複数の接続箇所の確保について</p> <div data-bbox="246 1212 918 1404"> <p>【考慮事項】</p> <p>・放射線による影響因子</p> <p>・漏水、火災</p> <p>・自然現象</p> <p>・外部人為事象</p> </div> <p>接続箇所</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>水・電力             <ul style="list-style-type: none"> <li>屋内（壁面含む） — A</li> <li>屋内及び屋外 — B</li> </ul> </li> <li>その他（空気） — C</li> <li>接続箇所なし — D</li> </ul>	<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第3号 異なる複数の接続箇所の確保について</p> <div data-bbox="1164 1212 1836 1404"> <p>【考慮事項】</p> <p>・接続条件</p> <p>・漏水、火災</p> <p>・自然現象</p> <p>・外部人為事象</p> </div> <p>接続箇所</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>水・電力 — 屋内（壁面含む） — A</li> <li>その他（空気） — 対象外</li> </ul>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

他3 燃料貯蔵設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第4号 可搬型重大事故等対処設備の設置場所について</p> 	<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第4号 可搬型重大事故等対処設備の設置場所について</p> 	
<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第5号 保管場所について</p> 	<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第5号 保管場所について</p> 	
<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第6号 アクセスルートについて</p> 	<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第6号 アクセスルートについて</p> 	
<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第7号 重大事故防止設備のうちの可搬型のものの共通要因故障について</p> 	<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第7号 重大事故防止設備のうちの可搬型のものの共通要因故障について</p> 	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

他3 燃料貯蔵設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">他3-2 配置図 3号炉</p>	<p style="text-align: center;">他3-2 配置図</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="174 199 1016 1391" style="border: 2px solid black; height: 747px; width: 376px;"></div> <div data-bbox="322 1401 864 1430" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;">                     枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。                 </div>	<div data-bbox="1131 454 1780 1197" style="text-align: center;"> </div> <div data-bbox="1473 1369 1541 1391" style="text-align: center; margin-top: 20px;">                     他3-2-1                 </div>	

他3-2-2



泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

他3 燃料貯蔵設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>他3-4 試験・検査説明資料 3号炉</p>	<p>他3-3 試験・検査説明資料</p>	



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

他3 燃料貯蔵設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">改 1</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所                      第3号機 第15保全サイクル                      定期事業者検査要領書</p> <p>設 備 名：燃料設備                      検 査 名：使用済燃料ピット関係設備機能検査                      要領書番号：O3-15-66</p>	<p style="text-align: center;">北海道電力株式会社 泊発電所                      3号機 第2保全サイクル                      定期事業者検査要領書</p> <p>設 備 名：燃料設備                      検 査 名：使用済燃料ピット関係設備機能検査                      要領書番号：HT3-75</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

他3 燃料貯蔵設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="226 181 987 1273" style="border: 2px solid black; height: 684px; width: 340px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="331 1273 857 1305" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">                     枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。                 </div> <div data-bbox="936 1273 1003 1305" style="text-align: right; margin-right: 10px;">                     他3-4-4                 </div>	<div data-bbox="1137 181 1928 1305" style="border: 2px solid black; height: 704px; width: 353px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="1330 1353 1899 1385" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">                     枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。                 </div>	<p>エビデンスの相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・泊は、SFP 関係設備検査における確認事項を示すことで、対象設備が試験・検査が可能であることを示した。</li> <li>・大飯は、SFP 関係設備検査における検査系統を示すことで、対象設備が試験・検査が可能であることを示している。</li> <li>・いずれも、対象設備の試験検査が可能であることを示している。</li> </ul>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

他3 燃料貯蔵設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="215 185 987 1299" style="border: 2px solid black; height: 698px; width: 345px;"></div> <div data-bbox="331 1302 853 1326" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">                     枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。                 </div> <div data-bbox="943 1302 1010 1321" style="font-size: small;">                     他3-4-5                 </div>	<div data-bbox="1137 185 1928 1299" style="border: 2px solid black; height: 698px; width: 353px;"></div> <div data-bbox="1323 1345 1890 1369" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">                     枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。                 </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

他3 燃料貯蔵設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<div style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div>	<p>エビデンスの相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・泊は、SFPの構造を示し、外観点検が可能であることをしめ示した。</li> </ul>

枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

他3 燃料貯蔵設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>他3-5 系統図3号炉</p>	<p>他3-4 系統図</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">燃料貯蔵設備 概略系図(1)</p>	<p style="text-align: center;">燃料貯蔵設備 系統概要図</p>	



泊発電所3号炉審査資料	
資料番号	SADB4H-9 r.0.0
提出年月日	令和5年6月30日

## 泊発電所3号炉

設置許可基準規則等への適合状況について  
(重大事故等対処設備)  
補足説明資料  
比較表

## 非常用取水設備

令和5年6月

北海道電力株式会社



枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
------------	---------	------

補足資料のうちSA基準適合性一覧表および関連資料の相違箇所に対する考え方について

「SA基準適合性一覧表」およびその適合性を確認するための「関連資料」について、大飯との比較による相違箇所について類型化し考え方を整理し、整理した結果をそれぞれ「適合性一覧表の相違箇所について」及び「関連資料の相違箇所について」に示す。

**【適合性一覧表の相違箇所について】**

- 43条のSA設備要求事項に対する適合性について、大飯との適合性一覧表における記述の比較結果および相違に対する設計方針の相違有無については表-1の通り。
- 記述内容は相違しているが、類型化にて整理した結果を記載していること、適合するための設計を行う方針であることについて相違はない。
- 類型化の整理結果は相違するものの、類型化に従った適合方針について記載したため資料本文にて比較しているため、本資料(比較表)では相違箇所の識別のみとする。

**【関連資料の相違箇所について】**

- 43条の要求事項に対する設計方針を補足する関連資料について、大飯および女川との比較により相違する項目、関連資料および相違理由については表-2の通り。
- 適合性一覧にて示している関連資料において記載事項は異なるが、いずれかの資料にて適合状況の確認が可能な記述があることを確認している。
- よって、表-2の整理結果との紐付け記号をSA基準適合性一覧表の比較表に記載するのみのとする。

表-1

各設備の適合性における相違箇所に対する考え方 【いずれも43条適合方針について大飯、女川との相違なし】		
記号	相違のある要求事項	相違に対する考え方
①	環境条件_環境影響	配置設計により設置環境として考慮すべき事項は相違するが、設置環境での環境影響を考慮した設計とする方針に相違なし
②	環境条件_海水通水	外部送水系(補給・除熱除く)は水源として海を用いるため海水影響を考慮する方針に相違なし 常設設備への接続系統は相違するが、海水通水の影響を考慮した設計とする方針に相違なし
③	操作性	操作対象とする設備により遠隔操作・現場操作(又は両方)が相違するが、遠隔操作および現場操作が可能とする方針に相違なし
④	切り替え性	本来用途と異なる目的にて使用するための操作を切り替え性とする(本来用途のための操作は操作性にて考慮)か、SA時の操作全般を切り替え性とするかの相違はあるが、いずれも操作可能とする方針に相違なし
⑤	悪影響防止_系統設計	系統操作について④にて操作性又は切り替え性としての適合方針の相違により、同一の操作であっても系統操作の類型化が異なる。悪影響を与えないための類型化分類相違するが、対象とする系統へ悪影響を与えないための方針に相違なし
⑥	設置場所	対象設備の相違により操作場所が相違するが対象設備の操作場所に応じた放射線防護を取る方針に相違なし
⑦	容量等	有効性評価等による必要容量は相違するが、必要容量を賄える容量とする方針に相違なし
⑧	共通要因故障防止_自然現象・外部人為事象	設置場所により考慮する共通要因及び同時故障を防止する対象設備が相違するが、想定する共通要因及び対象設備に対し多重性及び独立性又は多様性を有する設計とし、位置的分散を図る方針に相違なし
⑨	共通要因故障_サポート系	対象設備によりサポート系の要・不要は相違するが、異なる駆動源を有する設計とする方針に相違なし

表-2

記号	43条適合性確認項目	関連資料			大飯との相違理由
		【大飯】	【泊】	【女川】(参考)	
①	環境条件における健全性	配置図	配置図(保管場所図) 系統図 接続図	配置図(保管場所図) 系統図 接続図	泊では目的別に資料を構成していることにより、紐付けている関連資料は異なるが、適合性を補足する資料として相違なし
②	操作性	配置図	配置図 系統図 接続図	接続図 配置図	泊では目的別に資料を構成していることにより、紐付けている関連資料は異なるが、適合性を補足する資料として相違なし
③	試験・検査	構造図 試験検査説明資料 設備概要 ブロック図、他	試験・検査説明資料	試験及び検査	大飯では試験・検査説明資料に記載している個別資料の名称を記載しているものであり、資料自体の相違なし
④	切り替え性	系統図 配置図	系統図	系統図	大飯では配置図を関連資料とし、配置図においては操作の確実性について示されている 配置図における情報量に相違はなく、各設備の操作の確実性については操作性における確認事項であるため紐付ける必要はないと判断している
⑤	悪影響防止	系統図 配置図	系統図 配置図(保管場所図) 試験・検査説明資料	系統図 試験及び検査	泊では試験・検査説明資料を関連資料としている 試験・検査説明資料は、設備の構造上の観点にて周辺への悪影響がないことを補足するため紐付けているものである
⑥	設置場所	配置図	接続図 配置図	接続図 配置図	泊では目的別に資料を構成していることにより、紐付けている関連資料は異なるが、適合性を補足する資料として相違なし
⑦	容量(常設、可搬)	容量設定根拠	容量設定根拠	容量設定根拠	資料の内容については設計進捗により相違しているが、適合性を補足する資料として相違なし -(世帯用申請であり未用設備なし)
⑧	共通要因故障防止(常設)	配置図 系統図 設備概要	配置図 系統図 単線結線図 その他補足資料	配置図 系統図 単線結線図 その他補足資料	記載表現の相違、内容に相違なし 大飯では設備概要を関連資料としているが、当該要求事項において適合性を補足する資料として充足していることより紐付けていない なお設備概要における記載内容は相違なし
⑨	接続性	系統図	接続図	接続図	
⑩	異なる複数の接続箇所	配置図	接続図	接続図	
⑪	設置場所	配置図	接続図	接続図	紐付けている資料は異なるが、当該要求事項に対する適合性の補足資料として記述内容に相違なし
⑫	保管場所	配置図	保管場所図	保管場所図	
⑬	アクセスルート	補足説明資料共通4	アクセスルート	アクセスルート図	
⑭	共通要因故障防止(可搬)	配置図 系統図 設備概要	配置図 保管場所図 系統図 単線結線図 接続図	配置図 保管場所図 系統図 単線結線図 接続図	記載表現の相違、内容に相違なし 大飯では設備概要を関連資料としているが、当該要求事項において適合性を補足する資料として充足していることより紐付けていない なお設備概要における記載内容は相違なし

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

他4 非常用取水設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>設計方針・運用・体制を変更するものではないが、補足資料の記載の充実を行った箇所と理由</p> <p><u>女川2号炉まとめ資料と比較した結果変更したもの</u></p> <p>重大事故等対処設備の手段が類似する「54条_使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備」の資料比較により、先行審査実績との比較を行い、補足説明資料の資料構成及び資料内の記載内容・情報について、それぞれの資料の記載を充実する事項を抽出し、重大事故等対処設備の手段が相違する条文の補足説明資料についても、同様の視点で資料充実・反映を行いました。</p> <p><b>【共通（資料構成の変更）】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>基準適合性一覧の適合性を確認するための関連資料の種類を次のとおり、女川2号炉と同じ書類構成としました。                  （変更前）配置図、試験検査、系統図、容量設定根拠                  （変更後）配置図、試験検査、系統図、容量設定根拠、単線結線図、接続図、保管場所図、アクセスルート図                  「単線結線図」は、電源設備にて作成していたが、各条にて給電経路を説明するため作成することとしました。                  「接続図、保管場所図、アクセスルート図」は、変更前の配置図他にて同様の情報を扱っていたが、基準適合性をより適切に説明するため作成することとしました。</li> <li>自主対策設備についての説明資料を新規作成しました。</li> <li>各資料の比較表を作成し、相違箇所については、本文まとめ資料の比較表を参照して相違理由の記載を充実しました。</li> </ul> <p><b>【配置図】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新たに作成した「接続図、保管場所図、アクセスルート図」と掲載する情報を区分し、前ページ表2のとおり設置許可基準43条の各項号の確認項目を示す資料を変更しました。                  配置図は、屋内設備の設置・保管場所を示し、環境条件、位置的分散の関連資料であるとともに、操作性、悪影響防止の対応状況を示す写真を掲載しました。</li> <li>機能喪失を想定する設計基準事故対処設備に加え、重大事故等対処設備が位置的分散を図る対象設備を明示するよう追加しました。</li> <li>重大事故等対処設備の写真掲載に加え、位置的分散の対象とする設備の写真について追加しました。</li> <li>操作性を示す関連資料として、操作スイッチ（MCRも）を示す配置図を追加し、操作性が確認できる操作スイッチ等の写真を追加しました。                  また、操作ができることを示すため、現場操作を行う弁について写真を追加しました。</li> </ul> <p><b>【試験検査】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>関連資料が相違する場合には、試験検査ができることを示す関連資料として、適切と判断する理由を相違理由に記載しました。</li> <li>比較プラントが定期事業者検査実績（検査計画、検査要領書）を関連資料として示す場合であっても、泊3号炉は定期事業者検査の実施回数が少なく検査実績を示せない場合には、設備構造図や系統図等の設計資料を関連資料として提示し、試験検査ができることを示す比較プラントの関連資料と相違する場合には、相違理由の記載を充実しました。</li> </ul> <p><b>【系統図】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>女川2号炉の系統図様式（操作設備を掲載し、系統図にて対象設備を識別）にて、新たに作成しました。                  なお、屋外・屋内の接続箇所ごとの系統図は作成せず、屋外設備等の複数経路は接続図、アクセスルート図等を関連資料としました。</li> </ul> <p><b>【容量設定根拠】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>建設時に設定根拠説明書を作成したことから変更前後の記載としていましたが、容量仕様は現設計値のみ記載するよう変更しました。</li> <li>容量等の説明に加え、女川2号炉において補足する資料の有無を確認し、必要な資料を追加しました。</li> </ul> <p><b>【単線結線図、接続図、保管場所図、アクセスルート図】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>従来、複数要求への対応を示す関連資料であった配置図が有する情報について、女川2号炉の資料構成を参照し、新規作成しました。</li> </ul>		

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

他4 非常用取水設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>他4-1 SA設備基準適合性 一覧表</p>	<p>他4-1 SA設備 基準適合性一覧表</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

他4 非常用取水設備

		大飯発電所3 / 4号炉									
		第1号	第2号	第3号	第4号	第5号	第6号	第7号	第8号	第9号	第10号
非常用取水設備	項目	第1号	第2号	第3号	第4号	第5号	第6号	第7号	第8号	第9号	第10号
	常設	第1号	第2号	第3号	第4号	第5号	第6号	第7号	第8号	第9号	第10号
取水ポンプ室	項目	第1号	第2号	第3号	第4号	第5号	第6号	第7号	第8号	第9号	第10号
	常設	第1号	第2号	第3号	第4号	第5号	第6号	第7号	第8号	第9号	第10号

他4-1-1

		泊発電所3号炉				相違理由
		泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表 (常設)				
		項目	項目	項目	項目	
非常用取水設備	項目	第1号	第2号	第3号	第4号	
	常設	第1号	第2号	第3号	第4号	
	項目	第1号	第2号	第3号	第4号	
	常設	第1号	第2号	第3号	第4号	
	項目	第1号	第2号	第3号	第4号	
	常設	第1号	第2号	第3号	第4号	
	項目	第1号	第2号	第3号	第4号	
	常設	第1号	第2号	第3号	第4号	
	項目	第1号	第2号	第3号	第4号	

他4-1-4

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉		泊発電所3号炉				相違理由		
		泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表 (常設)						
その社の設備 (非常用取水設備)	第1号 第2号 第3号 第4号 第5号 第6号 第7号 第8号 第9号 第10号 第11号 第12号 第13号 第14号 第15号	種別 種別 種別 種別 種別 種別 種別 種別 種別 種別 種別 種別 種別 種別 種別	設備温度・風速・ 圧力/室外の天候 /気候	①	屋外	C	① [補足説明資料]巻1-2 配置図	
			設置		(有効に機能を保証する)	-		
			湧水	②	湧水 (常時湧水を汲み)	I		
			電源設備		(機能が阻害されない)	-		
			他設備からの影響		(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-		
			操作性	③	対象外 (操作不要)	/		②
			試験・検査 (検査性、系統構成・外部入力)		その他 (各組の確認が可能)	N		[補足説明資料]巻1-3 試験・検査説明資料
			切り替え性	④	00施設と同じ用途で使用又は代替せず使用 (00施設と同じ系統構成で使用)	B b		④
			系統設計	⑤	【本所 (湧水取水)】 00と同じ系統構成 (設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成)	A d		⑤
			配置設計		地震、洪水、火災、外部からの悪影響の影響を及ぼさない	-		
			その他(機器類)		対象外	/		
			設置場所	⑥	対象外 (操作不要)	/		⑥
			常設SAの容量	⑦	(対象外)	/		⑦
			取用の禁止		(取用しない)	-		
			環境条件、自然現象、 外部人為事象、洪水、火災	⑧	【本所 (湧水取水)】 防止設備/代替対象00設備なし 緩和設備/同一目的のSA設備なし	/		⑧
サボート系要因	⑨	対象外(サボート系なし)	/					

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉		泊発電所3号炉				相違理由		
		泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表 (常設)						
その社の設備 (非常用取水設備)	第1号 第2号 第3号 第4号 第5号 第6号 第7号 第8号 第9号 第10号 第11号 第12号 第13号 第14号 第15号	種別 構造 材料 設置 取水量 電圧 設置場所からの影響	①	屋外 (有効に構造を確保する)	C	① [補足説明資料]巻1-2 配置図		
			②	海水 (常時海水を過水)	I			
			③	対象外 (操作不要)	/	②		
			④	その他 (外組の確認が可能)	N	[補足説明資料]巻1-3 試験・検査説明資料		
			⑤	【水取 (海水取水)】 同と同系統構成 (設計基準対象施設として使用する場合と同系統構成)	A d	⑤		
			⑥	対象外 (操作不要)	/	⑥		
			⑦	(対象外)	/	⑦		
			⑧	【水取 (海水取水)】 防止設備/代替対象施設なし 緩和設備/同一目的のSA設備なし	/	⑧		
			⑨	対象外(サブポート系なし)	/			

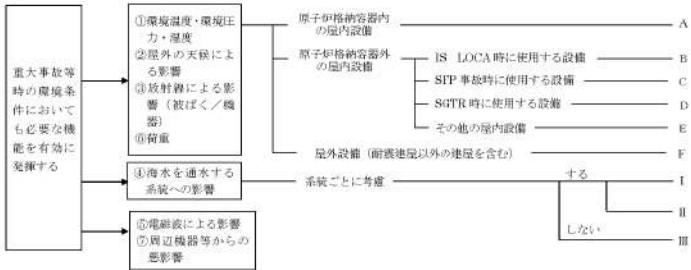
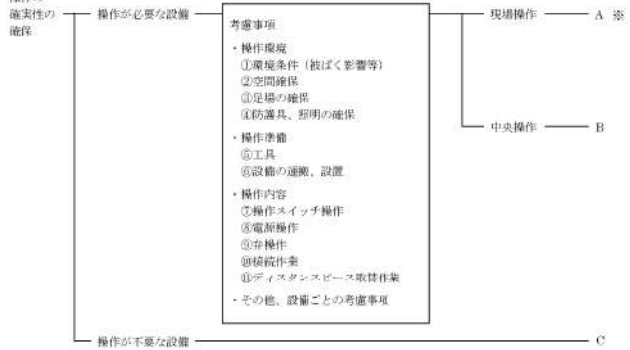
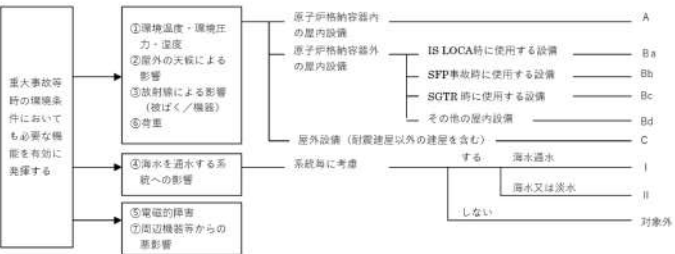







赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

他4 非常用取水設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>大飯3、4号炉 SA設備基準適合性一覧表の記号説明</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第1号 重大事故等時の環境条件における健全性について</p>  <p>①環境温度・環境圧力・湿度 ②屋外の天候による影響 ③放射線による影響（被ばく／機器） ④荷重</p> <p>原子炉格納容器内の屋内設備 原子炉格納容器外の屋内設備 屋外設備（耐震建屋以外の建屋を含む）</p> <p>IS LOCA時に使用する設備 SFP事故時に使用する設備 SGTR時に使用する設備 その他の屋内設備</p> <p>④海水を流通する系統への影響 ⑤電磁波による影響 ⑥周辺機器等からの悪影響</p> <p>系統ごとに考慮 する しない</p> <p>I II III</p> <p>④海水を流通する系統については、I：通常時に海水を流通する系統、II：淡水又は海水から選択できる系統、III：海水を流通しない系統で分類する。</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第2号 操作の確実性について</p>  <p>操作の確実性の確保</p> <p>操作が必要な設備 操作が不要な設備</p> <p>考慮事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・操作環境             <ul style="list-style-type: none"> <li>①環境条件（被ばく影響等）</li> <li>②空間確保</li> <li>③足場の確保</li> <li>④防護具、照明の確保</li> </ul> </li> <li>・操作準備             <ul style="list-style-type: none"> <li>⑤工具</li> <li>⑥設備の運搬、設置</li> </ul> </li> <li>・操作内容             <ul style="list-style-type: none"> <li>⑦操作スイッチ操作</li> <li>⑧電源操作</li> <li>⑨弁操作</li> <li>⑩接続作業</li> <li>⑪ディスプレイスペース取替作業</li> </ul> </li> <li>・その他、設備ごとの考慮事項</li> </ul> <p>現場操作 — A ※ 中央操作 — B C</p> <p>※：設備ごとに対応の組み合わせが異なるため、その対応を設備ごとに記載する。      (例：A②、A⑤、A⑦等)</p>	<p>泊3号炉 SA設備基準適合性一覧表の記号説明</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第1号 重大事故等時の環境条件における健全性について</p>  <p>①環境温度・環境圧力・湿度 ②屋外の天候による影響 ③放射線による影響（被ばく／機器） ④荷重</p> <p>原子炉格納容器内の屋内設備 原子炉格納容器外の屋内設備 屋外設備（耐震建屋以外の建屋を含む）</p> <p>IS LOCA時に使用する設備 SFP事故時に使用する設備 SGTR時に使用する設備 その他の屋内設備</p> <p>④海水を流通する系統への影響 ⑤電磁波による影響 ⑥周辺機器等からの悪影響</p> <p>系統毎に考慮 する しない</p> <p>海水流通 淡水又は淡水 対象外</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第2号 操作の確実性について</p>  <p>操作の確実性の確保</p> <p>操作が必要な設備 操作が不要な設備</p> <p>考慮事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・操作環境             <ul style="list-style-type: none"> <li>①環境条件（被ばく影響等）</li> <li>②空間確保</li> <li>③足場の確保</li> <li>④防護具、照明の確保</li> </ul> </li> <li>・操作準備             <ul style="list-style-type: none"> <li>⑤工具</li> <li>⑥設備の運搬、設置</li> </ul> </li> <li>・操作内容             <ul style="list-style-type: none"> <li>⑦操作スイッチ操作</li> <li>⑧電源操作</li> <li>⑨弁操作</li> <li>⑩接続作業</li> </ul> </li> <li>・その他、設備毎の考慮事項</li> </ul> <p>現場操作 — A 中央操作 — B 対象外</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

他4 非常用取水設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第3号 試験又は検査性について</p> <p>試験又は検査項目              ・分解検査              ・開放検査              ・非破壊検査              ・閉閉検査              ・機能・性能検査              ・特性検査</p> <p>考慮事項              ○ 検査性のある構造              ・分解ができる構造              ・点検口等の設置              ・非破壊検査ができる構造              ○ 系統構成、外部入力              ・テストラインの構成              ・機器負荷等の接続性</p> <p>設備区分による類型化              機械設備              電気機器              配管設備              配電設備              計測制御設備              検査機              その他</p>	<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第3号 試験又は検査性について</p> <p>試験又は検査項目              ・分解検査              ・開放検査              ・非破壊検査              ・閉閉検査              ・機能・性能検査              ・特性検査              第2（1）項参照</p> <p>考慮事項              ○ 検査性のある構造              ・分解ができる構造              ・点検口等の設置              ・非破壊検査ができる構造              ○ 系統構成、外部入力              ・テストラインの構成              ・機器負荷等の接続性</p> <p>設備区分による類型化              機械設備 静的構造              電気設備              計測制御設備              検査機              その他</p>	
<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第4号 切り替え性について</p> <p>重大事故等対処設備</p> <p>通常時から系統構成を変更する設備</p> <p>【考慮事項】              ・弁操作等で切り替えられる。</p> <p>選定対象 A</p> <p>変更せずに使用できる系統又は設備 B</p>	<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第4号 切り替え性について</p> <p>重大事故等対処設備</p> <p>本来の用途以外の用途として使用する必要があるか<sup>1)</sup></p> <p>本来の用途以外の用途として使用するための切替は不要</p> <p>DB施設としての機能を有さない</p> <p>DB施設と同じ用途で使用又は切替せず使用</p> <p>切替必要 Ba1</p> <p>切替不要 Ba2</p> <p>Ba</p> <p>Bb</p>	
<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第5号 重大事故等対処設備の悪影響防止について</p> <p>重大事故等対処設備の使用においては、設計基準対象施設に影響を及ぼさないようにすること</p> <p>考慮事項              ① 他設備への系統的な影響              ② 二つ以上の機能要求              ③ 地震（地震起因の火災、漏水含む）              ④ 火災（地震起因以外）              ⑤ 内部漏洩（地震起因以外）              ⑥ 風（台風）及び竜巻</p> <p>A ※</p> <p>⑦ 内部発生飛散物</p> <p>高速回転機器 I</p> <p>※：Aについては、Aと考慮事項の番号を記載する。（例：A①、A③等）</p>	<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第5号 重大事故等対処設備の悪影響防止について</p> <p>重大事故等対処設備の使用においては、設計基準対象施設に影響を及ぼさないようにすること</p> <p>考慮事項              ① 他設備への系統的な影響              ② 二つ以上の機能要求              ③ 地震（地震起因の火災、漏水含む）              ④ 火災（地震起因以外）              ⑤ 内部漏洩（地震起因以外）              ⑥ 風（台風）及び竜巻</p> <p>Aa              非等で系統構成              過渡時は分離              他設備から独立</p> <p>Ab              過渡時は分離</p> <p>Ac              他設備から独立</p> <p>Ad              DBと同じ系統構成</p> <p>Ae              放射性物質又は海水を含む系統との分離</p> <p>B              高速回転機器</p> <p>B以外              高速回転機器 以外</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

他4 非常用取水設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由								
<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第6号 設置場所について</p>	<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第6号 設置場所について</p>									
<p>■設置許可基準規則 第43条 第2項 第1号 常設重大事故等対処設備の容量等について</p>	<p>■設置許可基準規則 第43条 第2項 第1号 常設重大事故等対処設備の容量等について</p>									
<p>■設置許可基準規則 第43条 第2項 第2号 発電用原子炉施設での共用の禁止について</p>	<p>■設置許可基準規則 第43条 第2項 第2号 発電用原子炉施設での共用の禁止について</p> <table border="1" data-bbox="1164 893 1848 997"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>設計方針</th> <th>関連資料</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>-</td> <td>2以上の発電用原子炉施設において共用しない設計とする。</td> <td>-</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	設計方針	関連資料	備考	-	2以上の発電用原子炉施設において共用しない設計とする。	-		
区分	設計方針	関連資料	備考							
-	2以上の発電用原子炉施設において共用しない設計とする。	-								
<p>■設置許可基準規則 第43条 第2項 第3号 常設重大事故防止設備の共通要因故障について</p> <p>※：記号の記載については、考慮事項の番号+a又はbを記載する。（例：①a、①b、②a、②b）</p>	<p>■設置許可基準規則 第43条 第2項 第3号 常設重大事故防止設備の共通要因故障について</p>									

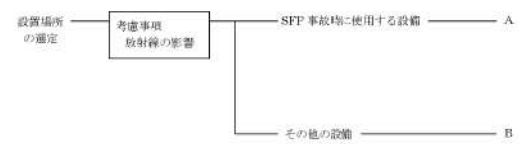
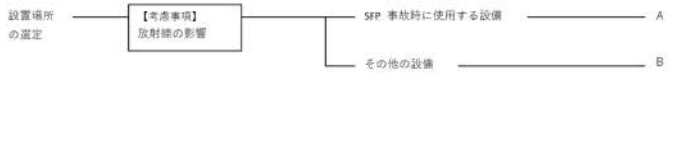

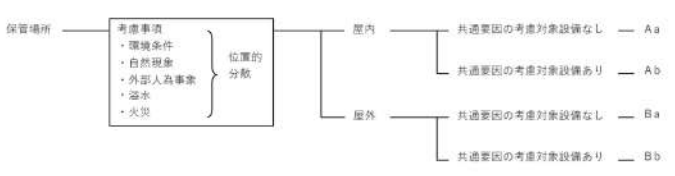
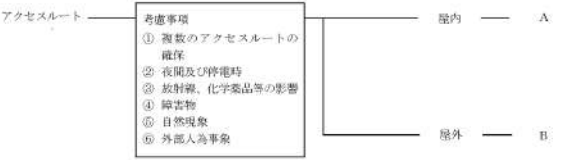


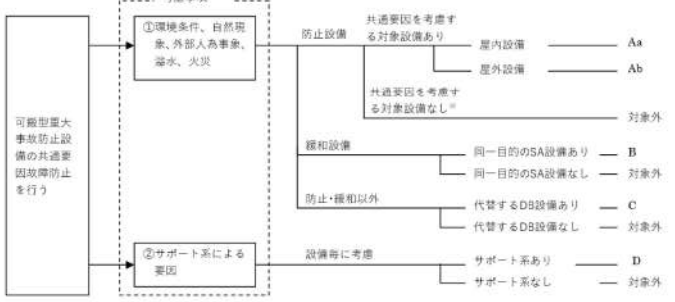
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

他4 非常用取水設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第1号 可搬型重大事故等対処設備の容量等について</p> <p>必要数量</p> <p>【考慮事項】</p> <p>① 原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する設備かどうか</p> <p>② 負荷に直接接続する可搬型直流電源設備、可搬型バッテリー、可搬型ポンプ等かどうか</p> <p>原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する可搬型設備 — A</p> <p>負荷に直接接続する可搬型直流電源設備、可搬型バッテリー、可搬型ポンプ等 — B</p> <p>①、②以外 — C</p> <p>予備数量</p> <p>【考慮事項】</p> <p>④ プラント定検中等当該可搬型重大事故等対処設備の機能を要求されない時期に保守点検を実施するかどうか</p> <p>⑤ 保守点検中でも使用可能（外観目視、給油・給薬、メガチェック、機能確認、一式取替（点検済みの設備との取替含む。）の際に、事前に取替品を準備してから保守点検するか等）であるかどうか</p> <p>プラント定検中等当該可搬型重大事故等対処設備の機能を要求されない時期に保守点検を実施する設備 — a</p> <p>保守点検中でも使用可能（外観目視、給油・給薬、メガチェック、機能確認等一式取替（点検済みの設備との取替含む。）の際に、事前に取替品を準備してから保守点検するか等）である設備 — b</p> <p>④、⑤以外 — c</p>	<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第1号 可搬型重大事故等対処設備の容量等について</p> <p>必要数量</p> <p>【考慮事項】</p> <p>① 原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する設備かどうか</p> <p>② 負荷に直接接続する可搬型バッテリー及び可搬型ポンプ等かどうか</p> <p>原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する可搬型設備 — A</p> <p>負荷に直接接続する可搬型バッテリー及び可搬型ポンプ等 — B</p> <p>①、②以外 — C</p> <p>予備数量もきめて設計方針とする。</p>	
<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第2号 可搬型重大事故等対処設備の常設設備との接続性について</p> <p>接続</p> <p>【考慮事項】</p> <p>① 容易かつ確実な接続</p> <p>② 接続部の規格の統一</p> <p>ケーブル</p> <p>コネクタ接続 — A</p> <p>より簡便な接続規格等による接続 — C</p> <p>配管</p> <p>ボルト締フランジ接続 — B</p> <p>より簡便な接続規格等による接続 — C</p> <p>その他の措置 — D</p> <p>接続なし — E</p>	<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第2号 可搬型重大事故等対処設備の常設設備との接続性について</p> <p>接続</p> <p>【考慮事項】</p> <p>① 容易かつ確実な接続</p> <p>② 接続部の規格の統一</p> <p>ケーブル</p> <p>母線供給</p> <p>端子のボルト・ネジによる接続 — A</p> <p>通信・計装各設備電源</p> <p>専用の接続方法による接続 — D</p> <p>水・空気配管</p> <p>大口径等</p> <p>ボルト締フランジ接続 — B</p> <p>小口径等</p> <p>より簡便な接続規格等による接続 — C</p> <p>油配管、計装付属配管</p> <p>専用の接続方法による接続 — D</p>	
<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第3号 異なる複数の接続箇所の確保について</p> <p>接続箇所</p> <p>【考慮事項】</p> <p>・放射線による影響因子</p> <p>・溢水、火災</p> <p>・自然現象</p> <p>・外部人為事象</p> <p>屋内（壁面含む） — A</p> <p>屋内及び屋外 — B</p> <p>その他（空気） — C</p> <p>接続箇所なし — D</p>	<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第3号 異なる複数の接続箇所の確保について</p> <p>接続箇所</p> <p>【考慮事項】</p> <p>・接続条件</p> <p>・溢水、火災</p> <p>・自然現象</p> <p>・外部人為事象</p> <p>屋内（壁面含む） — A</p> <p>その他（空気） — C</p> <p>対象外</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

他4 非常用取水設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第4号 可搬型重大事故等対処設備の設置場所について</p> 	<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第4号 可搬型重大事故等対処設備の設置場所について</p> 	
<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第5号 保管場所について</p> 	<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第5号 保管場所について</p> 	
<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第6号 アクセスルートについて</p> 	<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第6号 アクセスルートについて</p> 	
<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第7号 重大事故防止設備のうちの可搬型のものの共通要因故障について</p>  <p>※：記号の記載については、考慮事項の番号+a又はbを記載する。（例：①a、①b、②a、②b）</p>	<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第7号 重大事故防止設備のうちの可搬型のものの共通要因故障について</p> 	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

他4 非常用取水設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">他4-2 配置図 3号炉</p>	<p style="text-align: center;">他4-2 配置図</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

他4 非常用取水設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; width: 90%; margin: 0 auto; height: 700px;"></div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: 100px; margin: 5px auto; text-align: center;">                     大飯発電所第3・4号炉                      非常用取水設備の配置を明示した図面                      関西電力株式会社                 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 100px; margin: 5px auto; text-align: center;">                     枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません                 </div> </div> <p style="text-align: center;">他4-2-1</p>	<div style="border: 1px solid black; width: 90%; margin: 0 auto; height: 700px;"></div> <p style="text-align: center;"> <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 20px; height: 10px; vertical-align: middle;"></span>                     枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。                 </p>	



泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

他4 非常用取水設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>45-4 試験・検査説明資料 3号炉</p>	<p>45-3 試験・検査説明資料</p>	



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

他4 非常用取水設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="241 293 934 1002" style="border: 2px solid black; height: 444px; width: 309px; margin: 0 auto;"></div> <p data-bbox="501 1054 680 1075" style="text-align: center;">非常用取水設備概要図</p> <div data-bbox="259 1102 920 1145" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 10px auto; width: fit-content;">                     枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません                 </div>	<div data-bbox="1099 240 1919 1267" style="border: 2px solid black; height: 643px; width: 366px; margin: 0 auto;"></div> <div data-bbox="1317 1353 1883 1382" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 10px auto; width: fit-content;">                     枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。                 </div>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

他4 非常用取水設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">他4-5 系統図 3号炉</p>	<p style="text-align: center;">他4-4 系統図</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

他4 非常用取水設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="318 290 707 1321" style="border: 2px solid black; width: 174px; height: 646px; margin-left: 130px;"></div> <div data-bbox="291 1129 318 1305" style="writing-mode: vertical-rl; position: absolute; left: 130px; top: 708px;">非常用取水設備系統図</div> <div data-bbox="725 293 766 944" style="border: 1px solid black; padding: 2px; position: absolute; left: 324px; top: 184px; width: 18px; height: 408px; writing-mode: vertical-rl;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開できません。</div>	<div data-bbox="1160 223 1774 1334" style="border: 2px solid black; width: 274px; height: 696px; margin-left: 100px;"></div> <div data-bbox="1796 632 1823 960" style="writing-mode: vertical-rl; position: absolute; left: 802px; top: 396px;">非常用取水設備 系統概要図</div> <div data-bbox="1205 1362 1818 1391" style="border: 1px solid black; padding: 2px; position: absolute; left: 538px; top: 854px; width: 34px; height: 18px;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	

泊発電所3号炉  
前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト  
SA

令和5年6月30日

北海道電力株式会社

## 目次

条文	通しページ
第 41 条 火災による損傷の防止	1
第 43 条 重大事故等対処設備	7
第 44 条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	11
第 45 条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	14
第 46 条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	15
第 47 条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	19
第 48 条 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備	20
第 49 条 原子炉格納容器内の冷却等のための設備	22
第 50 条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備	25
第 51 条 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備	28
第 52 条 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備	32
第 53 条 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備	37
第 54 条 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備	41
第 55 条 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備	43
第 56 条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備	44
第 57 条 電源設備	45
第 58 条 計装設備	49
第 59 条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備	57
第 60 条 監視測定設備	65
第 61 条 緊急時対策所	71
第 62 条 通信連絡を行うために必要な設備	79
その他 1 次冷却設備	86
その他 原子炉格納施設	87
その他 燃料貯蔵施設	88
その他 非常用取水設備	89

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

第41条 火災による損傷の防止

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 1.2 火災による損傷の防止【41条】(SA41 r.9.0)	41条-補-41-1-61	以下のとおり、記載の適正化を行いました。また、比較表については差異理由の記載も適正化しました。 (旧) 屋外消火配管は、凍結防止のため埋設を基本とし (新) 屋外消火配管は、地上若しくはトレンチに設置又は埋設し  (旧) 耐震性の確保を確認する設計とする。 (新) 耐震性を確保した設計とする。  (旧) 建屋間の洞道内に敷設することで (新) 建屋間のトレンチ内に敷設することで	
2	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 1.2 火災による損傷の防止【41条】(SA41-9 r.8.0)	41条-補-41-1-95	同上	
3	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 1.2 火災による損傷の防止【41条】(SA41 r.9.0)	41条-補-41-1-91,92	以下のとおり、第41-1-12表について、他条文との記載の整合(可搬型SA設備の最新化)を図りました。 (旧) 放射性物質吸着剤 荷揚場シルトフェンス (新) 集水樹シルトフェンス 余熱除去ポンプ入口弁操作用可搬型空気ポンベ	
4	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 1.2 火災による損傷の防止【41条】(SA41-9 r.8.0)	41条-補-41-1-130,131	同上	
5	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 1.2 火災による損傷の防止【41条】(SA41-9 r.8.0)	41条-補-41-1-36	比較のために記載している他電力記載について、以下のとおり、誤記修正を行いました。 (誤) 換気設備のフィルタを設置している部屋は以下の運用とする。 (正) 換気設備のフィルタを設置しているエリアは以下の運用とする。	
6	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 1.2 火災による損傷の防止【41条】(SA41-9 r.8.0)	41条-補-41-添2-16	比較のために記載している他電力記載について、以下のとおり、誤記修正を行いました。 (誤) 長期間高温にさらされると劣化する。 (正) 長時間高温にさらされると劣化する。	
7	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 1.2 火災による損傷の防止【41条】(SA41-9 r.8.0)	41条-補-41-1-81	比較のために記載している他電力記載について、以下のとおり、誤記修正を行いました。 (誤) 自制消防隊は、自衛消防隊詰め所(免振重要棟)に24時間待機していることから、速やかな消火活動が可能である。) (正) 自制消防隊は、自衛消防隊詰め所(免振重要棟)に24時間待機していることから、速やかな消火活動が可能である。	
8	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 1.2 火災による損傷の防止【41条】(SA41 r.9.0)	41条-補-41-4-添3-20	別紙1の記載について、誤記修正を行いました。 (誤) 消火器又は消火栓 (正) 全域ハロゲン化物消火設備(消火困難、系統分離)	
9	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 1.2 火災による損傷の防止【41条】(SA41-9 r.8.0)	41条-補-41-4-添3-29	同上	



No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
10	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 1.2 火災による損傷の防止【41条】(SA41 r.9.0)	41条-補-41-1-23	以下のとおり、誤記修正を行いました。 (誤) 第41-1-6図: 主要な構造材に対する不燃材料の仕様状況 (正) 第41-1-6図: 主要な構造材に対する不燃材料の使用状況	
11	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 1.2 火災による損傷の防止【41条】(SA41-9 r.8.0)	41条-補-41-1-33	同上	
12	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 1.2 火災による損傷の防止【41条】(SA41-9 r.8.0)	41条-補-41-1-添2-16	以下のとおり、記載の適正化(比較元の資料の明確化)を行いました。 (旧) (本項は玄海発電所3, 4号炉の補足説明資料)別紙2 (新) (本項は玄海発電所3, 4号炉の8条補足説明資料)別紙2	
13	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 1.2 火災による損傷の防止【41条】(SA41 r.9.0)	41条-補-41-5-添2-1	大飯の消火設備の仕様の概要を記載している表について、8条の表を記載しているため、41条の表に記載を修正しました。8条と41条の表の記載内容の相違としては、8条には「破損、誤動作、誤操作による影響」の項目はあるが、41条の表には記載がない。それ以外の記載については差異はない。	
14	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 1.2 火災による損傷の防止【41条】(SA41 r.9.0)	41条-27, 34 41条-補-41-1-8 41条-補-41-1-参2-1, 2 41条-補-41-1-参6-4	以下のとおり、社内ルールに則り、記載の統一を図りました。 (旧) 概略 概略図 概略系統図 (新) 概要 概要配置図 系統概要図	
15	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 1.2 火災による損傷の防止【41条】(SA41-9 r.8.0)	41条-本-42, 53 41条-補-41-1-11 41条-補-41-1-参2-1 41条-補-41-1-参6-5	同上	
16	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 1.2 火災による損傷の防止【41条】(SA41 r.9.0)	41条-27, 35	以下のとおり、社内ルールに則り、記載の統一を図りました。 (旧) 主要機器仕様 (新) 主要仕様	
17	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 1.2 火災による損傷の防止【41条】(SA41-9 r.8.0)	41条-本-42, 54	同上	
18	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 1.2 火災による損傷の防止【41条】(SA41 r.9.0)	41条-7, 8, 11, 15, 28, 33 41条-添付-4, 8, 12 41条-補-41-1-6, 11, 22, 48, 72, 73, 82, 110 41条-補-41-5-3	以下のとおり、社内ルールに則り、記載の統一を図りました。 ”等”を付ける場合には,”及び”, ”並びに”, ”又は”, ”若しくは”で接続するのではなく,”,”で接続することで、記載を統一しました。	
19	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 1.2 火災による損傷の防止【41条】(SA41-9 r.8.0)	41条-本-7, 8, 14, 19, 42, 43, 52 41条-本-添-8, 13, 18 41条-補-41-1-10, 14, 32, 79, 114, 121, 146 41条-補-41-5-9	同上	
20	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 1.2 火災による損傷の防止【41条】(SA41 r.9.0)	41条-補-41-1-61 41条-補-41-5-添13-6	以下のとおり記載の適正化を図りました。 (旧) 建屋貫通部付近の接続部 (新) 建屋接続部	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
21	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 1.2 火災による損傷の防止【41条】(SA41-9 r.8.0)	41条-補-41-1-95 41条-補-41-5-添13-5	同上	
22	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 1.2 火災による損傷の防止【41条】(SA41-9 r.8.0)	41条-本-35, 50 41条-本-添-15, 35	女川比較表の記載について、以下の誤記がありましたので修正しました。 (誤) トレン分離 (正) 区分分離  (誤) 初消火活動 (正) 初期消火活動  (誤) 竜巻(風(台風)を含む。)について、 (正) 竜巻(風(台風)を含む。)について、	
23	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 1.2 火災による損傷の防止【41条】(SA41 r.9.0)	41条-32	以下のとおり誤記修正しました。 (誤) 二酸化炭素消火器を用いた初消火活動、 (正) 二酸化炭素消火器を用いた初期消火活動、	
24	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 1.2 火災による損傷の防止【41条】(SA41-9 r.8.0)	41条-本-50	同上	
25	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 1.2 火災による損傷の防止【41条】(SA41 r.9.0)	41条-添付-10	以下のとおり誤記修正しました。 (誤) したがって、落雷、地震、竜巻(風(台風)を含む。)について、 (正) したがって、落雷、地震、竜巻(風(台風)を含む。)について、	
26	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 1.2 火災による損傷の防止【41条】(SA41-9 r.8.0)	41条-本-添-15	同上	
27	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 1.2 火災による損傷の防止【41条】(SA41 r.9.0)	41条-補-41-5-添2-4, 5, 6	以下のとおり女川と同様な図面を追加し、記載の適正化を図りました。また、図面の追加により、図番の通し番号についても修正しています。 (旧) 記載なし (新) 「第5図：油内包機器の早期感知・起動対策の概要」と「第6図：油内包機器の早期感知・起動対策の概要」を新規追加	
28	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 1.2 火災による損傷の防止【41条】(SA41-9 r.8.0)	41条-補-41-5-添2-6, 7, 8, 9, 10	同上	
29	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 1.2 火災による損傷の防止【41条】(SA41 r.9.0)	41条-補-41-2-添1-43, 48	以下のとおり41-2、添付資料1の常設重大事故等対処施設リストについて他条文との記載の整合を図りました。 (旧) アンユラス空気浄化設備 配管・弁・ダンパ [流路] (新) アンユラス空気浄化設備 <u>ダクト</u> ・弁・ダンパ [流路]	
30	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 1.2 火災による損傷の防止【41条】(SA41-9 r.8.0)	41条-補-41-2-添1-32, 37	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
31	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 1.2 火災による損傷の防止【41条】（SA41 r.9.0）	41条-補-41-1-30, 32, 50, 58, 60, 95 41条-補-41-1-参3-4 41条-補-41-1-参5-2 41条-補-41-1-参8-3 41条-補-41-3-8 41条-補-41-5-添10-24 41条-補-41-5-添13-4	屋外図面の最新化を図りました。	
32	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 比較表 1.2 火災による損傷の防止【41条】（SA41-9 r.8.0）	41条-補-41-1-41, 44, 82, 92, 94, 134 41条-補-41-1-参3-2 41条-補-41-1-参5-2 41条-補-41-1-参8-3 41条-補-41-3-9 41条-補-41-5-添10-25 41条-補-41-5-添13-3	同上	
33	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 1.2 火災による損傷の防止【41条】（SA41 r.9.0）	41条-10 41条-添付-7 41条-補-41-1-18	以下のとおり、社内ルールに則り、記載の統一を図りました。 ○○系, ○○設備, ○○系統の記載について、流路の場合は「系」, 設備の場合は「設備」とし、原則「系統」については使用しない。	
34	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 比較表 1.2 火災による損傷の防止【41条】（SA41-9 r.8.0）	41-とりまとめた資料-1 41条-本-13 41条-本-添-12 41条-補-41-1-24	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
35	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 1.2 火災による損傷の防止【41条】(SA41 r.9.0)	41条-補-41-5-添13-7,8	以下のとおり、屋外の埋設水消火配管の地盤変位対策について記載の充実化を行いました。 (旧)記載なし (新)5.屋外の水消火配管の地盤変位対策について 屋外の水消火配管の地盤変位対策については、「中越沖地震における原子力施設に関する調査・対策委員会中越沖地震における原子力施設に関する自衛消防及び情報連絡・提供に関するWG 報告書(平成20年2月 中越沖地震における原子力施設に関する調査・対策委員会)」において、中越沖地震に伴う消火配管の損傷状況として、「埋設配管に地盤沈下等により局部的に大きな変位が発生し機械継手は完全破断、溶接継手は損傷はあるが漏洩は微小」であったことから、「地盤変位対策として、地上化、トレンチ内設置、フレキシブル継手や溶接継手等を最優先で行うべきであり、中越沖地震で被害が集中した建屋接続部の機械式継手は廃止すべきである。」とされている。 このため、泊3号炉の屋外水消火配管における地盤変位対策として、地上化又はトレンチ内設置とともに、建屋接続部及びタンク接続部にはフレキシブル継手又は溶接継手を採用する設計としている。加えて、確実な凍結防止対策を行うため埋設としている水消火配管については、同WG報告書を踏まえ高圧ガス導管耐震設計指針に基づき耐震性評価を実施し、必要な耐震性を有する設計としている。 また、万一の消火配管の漏えいについては、圧力低下に伴う中央制御室への警報発信により検知し、地上化部は目視、トレンチ内は漏水検知器の動作による警報発信及び目視、埋設部については消火配管系統の弁閉鎖操作により圧力低下を確認することで漏えい箇所を特定している。加えて、万一の水消火配管の損傷を考慮し、移動式消火設備である化学消防自動車及び水槽付消防ポンプ自動車の配備並びに移動式消火設備による消火水の供給を可能とするよう建屋外壁に給水接続口を設置している。 泊発電所3号炉の屋外の水消火配管は以上の地盤変位対策により、十分な耐震性を有しており、万一の水消火配管の損傷時においても消火活動が可能な設計としている。	
36	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 1.2 火災による損傷の防止【41条】(SA41-9 r.8.0)	41条-補-41-5-添13-6	同上	
37	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 1.2 火災による損傷の防止【41条】(SA41 r.9.0)	41条-補-41-1-61,63	以下のとおり、以下のとおり記載の充実化を行い、比較対象として、大飯欄に島根2号炉の記載を追加しました。また、現場の状況が分かるよう、図及び写真についても追加しました。 (旧)記載なし (新)また、地盤変位対策として、タンク接続部にはフレキシブル継手を採用することで、地盤変位による変形を配管系統全体で吸収する設計とする。	
38	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 1.2 火災による損傷の防止【41条】(SA41-9 r.8.0)	41条-補-41-1-95,96	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
39	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 1.2 火災による損傷の防止【41条】（SA41 r. 9. 0）	41条-補-41-1-18	以下のとおり誤記修正を行いました。 （誤）中央制御室へ警報を発砲 （正）中央制御室へ警報を発報	
40	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 比較表 1.2 火災による損傷の防止【41条】（SA41-9 r. 8. 0）	41条-補-41-1-23	同上	

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

第43条 重大事故等対処設備

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 1.3 重大事故等対処設備【43条】 (SA43 r.6.0)	P. 添43-15	6月23日ヒアリングにて提出しました本文の記載統一を反映し、以下の記載を見直しました。  (旧) 使用時に海水を通水する可能性のある重大事故等対処設備は、 (新) 使用時に海水を通水する重大事故等対処設備は、	
2	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 1.3 重大事故等対処設備【43条】 (SA43-9 r.6.0)	P. 43-添付-20	同上  また、女川と同じ記載になったため相違理由を削除しました。	
3	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 43条 (SA43H r.7.0)	P. 共1-38~39	57条との用語の統一のため、以下の記載を見直しました。  (旧) ディーゼル発電機設備(燃料油系統)配管・弁[燃料流路] (新) ディーゼル発電機設備(燃料油設備)配管・弁[燃料流路]	
4	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 43条 (SA43H-9 r.3.0)	P. 共1-42~43	同上	
5	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 43条 (SA43H r.7.0)	P. 共1-39	57条との整合のため、燃料補給設備の「代替する機能を有する設計基準対象施設」に、(ディーゼル発電機燃料油貯油槽)と(ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ)を追記しました。	
6	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 43条 (SA43H-9 r.3.0)	P. 共1-43	同上	
7	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 43条 (SA43H r.7.0)	P. 共1-46	以下の誤記を修正しました。  (旧) 有線(建屋内) (携帯型通話装置, 衛星電話設備(固定, FAX)に係るもの) [伝送路] (新) 有線(建屋内) (携帯型通話装置, 衛星電話設備(固定)に係るもの) [伝送路]  (衛星電話設備(FAX)は、通信連絡設備(発電所外)でのみ使用する設備であり、通信連絡設備(発電所内)を説明している有線(建屋内)では使用しない。)	
8	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 43条 (SA43H-9 r.3.0)	P. 共1-51	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
9	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 43条 (SA43H r. 7. 0)	P. 共2-16~24	共2_1項5号_切替性 各SA手段について『本来の用途以外の用途として使用するために切替える』必要があるかを整理した表1 (1/9) ~ (9/9) について、技術的能力まとめ資料1.0における最新整理、設備まとめ43条_共1_SA設備リストの最新化した内容について反映・修正いたしました。あわせて、記載漏れ・誤記等についても訂正いたしました。	
10	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 43条 (SA43H-9 r. 3. 0)	P. 共2-21~29	同上	
11	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 43条 (SA43H r. 7. 0)	P. 共4-2~3, 16~22, 26	余熱除去ポンプ入口弁を現場での遠隔操作により閉止するための設備として、余熱除去ポンプ入口弁操作用可搬型空気ポンペを可搬型重大事故等対処設備として整理するため、当該ポンペの記載を追加しました。	
12	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 43条 (SA43H-9 r. 3. 0)	P. 共4-2, 18~22, 24~25, 27	同上	
13	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 43条 (SA43H r. 7. 0)	P. 共4-2, 16~17, 19, 21~22, 26	アニュラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスポンペの供給先として、アニュラス排気ダンパを追加しました。 また、ポンペの名称変更を反映しました。	
14	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 43条 (SA43H-9 r. 3. 0)	P. 共4-2, 18~19, 21, 24~25, 27	同上	
15	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 43条 (SA43H r. 7. 0)	P. 共4-10, 12, 14	有効性評価「想定事故1」及び「想定事故2」におけるSFPへの注水量見直しを反映しました。	
16	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 43条 (SA43H-9 r. 3. 0)	P. 共4-9, 13, 15	同上	
17	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 43条 (SA43H r. 7. 0)	P. 共4-24~28	技術的能力まとめ資料の添付資料1.0.2「可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセスルートについて」と整合を図り、表5 主要可搬型設備の表に以下を反映しました。 ・可搬型ホースの反映 ・可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン&フィルタユニットの反映 ・可搬型スプレイノズル、可搬型モニタリングポスト、小型船舶、可搬型気象観測設備の単位の見直し ・空気供給装置(空気ポンペ)の本数記載方法の見直し	
18	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 43条 (SA43H-9 r. 3. 0)	P. 共4-26~28	同上	
19	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 43条 (SA43H r. 7. 0)	P. 共4-別紙2-1	57条との整合を図り、別紙2の可搬型代替電源設備、可搬型代替直流電源設備、可搬型タンクローリーの必要容量の記載を修正しました。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
20	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 43条 (SA43H-9 r. 3. 0)	P. 共4-31	同上	
21	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 43条 (SA43H r. 7. 0)	P. 共5-2~7	泊発電所の建屋構成に合わせて、以下のように「原子炉補助建屋」の記載を追加しました。(条文要求の記載に基づき記載している箇所を除く。)  (旧) 原子炉建屋の外から (新) 原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から	
22	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 43条 (SA43H-9 r. 3. 0)	P. 共5-3~4, 6~8, 10	同上	
23	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 43条 (SA43H r. 7. 0)	P. 共7-22	補足説明資料 共-1 の見直しを反映しました。  (旧) 原子炉容器 (新) 原子炉圧力容器  (旧) アニュラス内 (新) アニュラス部	
24	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 43条 (SA43H-9 r. 3. 0)	P. 共7-22	同上	
25	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 43条 (SA43H r. 7. 0)	P. 共8-7 P. 共8-27 P. 共8-134	57条及び43条共-1資料との整合を図った修正をしました。	
26	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 43条 (SA43H-9 r. 3. 0)	P. 共8-9 P. 共8-29 P. 共8-173	同上	
27	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 43条 (SA43H r. 7. 0)	P. 共8-10	計装設備 [58条] の節番号の誤記を修正しました。	
28	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 43条 (SA43H-9 r. 3. 0)	P. 共8-12	同上	
29	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 43条 (SA43H r. 7. 0)	P. 共8-21~33 P. 共8-137~143	58条及び43条共-1資料との整合を図った修正をしました。それにより表の枚数が増えました。	
30	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 43条 (SA43H-9 r. 3. 0)	P. 共8-22~35 P. 共8-176~182	同上	



No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
31	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 43条 (SA43H r. 7. 0)	P. 共10-17	57条及び43条共-1資料との整合を図った修正をしました。	
32	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 43条 (SA43H-9 r. 3. 0)	P. 共10-19	同上	
33	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 43条 (SA43H r. 7. 0)	P. 共10-18 P. 共10-19	58条及び43条共-1資料との整合を図った修正をしました。 それにより表の枚数が増えました。	
34	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 1.3 重大事故等対処設備【43条】 (SA43-9 r. 6. 0)	P. 共10-21 P. 共10-22	同上	

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.1 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備【44条】(SA44 r.7.0)	44-1	不要なページを削除しました。	
2	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.1 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備【44条】(SA44 r.7.0)	44-2	以下の記載を適正化しました。(下線部参照) (旧) 制御棒クラスタ(6.6 原子炉保護設備) 原子炉トリップ遮断器(6.6 原子炉保護設備) (新) 制御棒クラスタ 原子炉トリップ遮断器	
3	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.1 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備【44条】(SA44-9 r.7.0)	44-2	同上	
4	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.1 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備【44条】(SA44 r.7.0)	44-7	燃料取替用水ピットを水源としたほう酸水注入に係る主要な設備から「所内常設蓄電式直流電源設備(10.2 代替電源設備)」を削除しました。	
5	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.1 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備【44条】(SA44-9 r.7.0)	44-8	同上	
6	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.1 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備【44条】(SA44 r.7.0)	44-21 添44-12, 33, 37, 44, 46	誤字, 脱字及び誤植を修正しました。	
7	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.1 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備【44条】(SA44-9 r.7.0)	44-20	同上	
8	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.1 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備【44条】(SA44 r.7.0)	44-21~26	主要仕様の記載の記載について, 女川審査実績を反映し, 記載を適正化しました。	
9	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.1 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備【44条】(SA44-9 r.7.0)	44-25~30	同上	
10	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.1 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備【44条】(SA44 r.7.0)	44-23 添44-5, 13, 14, 16, 17, 18, 41, 45, 46,	主要仕様の一覧から「主蒸気管」を削除しました。(女川審査実績を反映し, 主蒸気設備の配管の一部として整理しました。)	
11	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.1 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備【44条】(SA44-9 r.7.0)	44-27 添44-2, 4	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
12	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.1 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備【44条】(SA44 r.7.0)	添44-5, 19, 40	流路を構成する設備についても, 【常設】であることを明記しました。	
13	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.1 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備【44条】(SA44 r.7.0)	添44-5, 19, 20, 40	電源設備の記載について, 具体的な重大事故等対処設備ごとの記載に修正しました。	
14	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.1 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備【44条】(SA44 r.7.0)	添44-26, 27	操作対象機器について, 技術的能力1.1と整合した記載に修正しました。	
15	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 44条 (SA44H r.7.0)	44-2-1~8, 44-5-1~10	女川審査実績を反映し, 記載情報を拡充しました。	
16	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 44条 (SA44H-9 r.3.0)	44-2-1~11, 44-5-1~11	同上	
17	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 44条 (SA44H-9 r.3.0)	44-3全般	相違理由欄を追記しました。	
18	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 44条 (SA44H r.7.0)	44-4-4	系統図について, 技術的能力1.1と整合した記載に修正しました。	
19	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 44条 (SA44H-9 r.3.0)	44-4-5	同上	
20	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 44条 (SA44H-9 r.3.0)	44-4および44-6全般	相違理由欄に「記載方針の相違(女川審査実績の反映)」を追記しました。	
21	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 44条 (SA44H r.7.0)	44-5-17	誤字, 脱字及び誤植を修正しました。	
22	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 44条 (SA44H r.7.0)	44-7および44-8全般	資料を通じて, 「ATWS」を半角で統一しました。	
23	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 44条 (SA44H-9 r.3.0)	44-7および44-8全般	同上	
24	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 44条 (SA44H r.7.0)	44-8-1, 2, 6, 12	以下の記載を適正化しました。(下線部参照) (旧) 1次系, 2次系 (新) 1次冷却系, 2次冷却系	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
25	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備）補足説明資料 比較表44条（SA44H-9 r.3.0）	44-8-2, 3, 9, 15	同上	

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備【45条】(SA45 r.7.0)	p45-3 p45-5	非常用直流電源設備についてSA時に使用する所内常設蓄電式直流電源設備に名称を適正化しました。 それに伴い、位置づけを重大事故等対処設備(設計基準拡張)から重大事故等対処設備に変更しました。	
2	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備【45条】(SA45-9 r.7.0)	p45-4 p45-10	同上	
3	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備【45条】(SA45-9 r.7.0)	全般	相違理由欄の全角・半角を適正化しました。	
4	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備【45条】(SA45 r.7.0)	p45-13~14 p45-22~25	主要仕様の記載を見直しました。	
5	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備【45条】(SA45-9 r.7.0)	p45-25~29 p45-42~45	同上	
6	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備【45条】(SA45 r.7.0)	添付資料 全般	本文に合わせて記載を適正化しました。	
7	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備【45条】(SA45-9 r.7.0)	添45-2	同上	
8	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 45条(SA45H r.7.0)	p45-4-3 p45-4-6	記載内容について、技術的能力側と整合させ適正化しました。	
9	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 45条(SA45H-9 r.3.0)	p45-4-4 p45-4-7	同上	
10	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 45条(SA45H-9 r.3.0)	p45-8-8	相違理由欄の誤記を修正しました。	
11	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 45条(SA45H r.7.0)	p45-9-4 p45-9-14~19	記載内容について、技術的能力側と整合させ適正化しました。	

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備【46条】(SA46-9 r.7.0)	全般	相違理由欄について全角半角の表記を適正化しました。	
2	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備【46条】(SA46 r.7.0)	p46-3 p46-8	非常用直流電源設備についてSA時に使用する所内常設蓄電式直流電源設備に名称を適正化しました。 それに伴い、位置づけを重大事故等対処設備(設計基準拡張)から重大事故等対処設備に変更しました。  (旧) 非常用直流電源設備 (新) 所内常設蓄電式直流電源設備	
3	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備【46条】(SA46-9 r.7.0)	p46-3 p46-4 p46-5 p46-18	同上	
4	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備【46条】(SA46 r.7.0)	p46-3	「,」「及び」「並びに」の記載について適正化しました。	
5	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備【46条】(SA46-9 r.7.0)	p46-4	同上	
6	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備【46条】(SA46 r.7.0)	P46-5 p46-7 p46-39 p46-40	可搬型ポンベからの流路となる設備を記載適正化しました。	
7	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備【46条】(SA46-9 r.7.0)	p46-10 p46-11 p46-18 p46-68	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
8	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 2.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備【46条】（SA46 r.7.0）	P46-5 P46-7 P46-10 P46-39	設置許可補正書の圧縮空気設備について、重大事故等時の章番号見直しにより以下の修正をいたしました。  （旧）6.10.1 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備 （新）6.9.2 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	
9	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 比較表 2.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備【46条】（SA46-9 r.7.0）	P46-11 P46-17 P46-18 P46-22 P46-66	同上	
10	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 2.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備【46条】（SA46 r.7.0）	p46-17 p46-20～22 p46-33～34 p46-36～37 p46-45	主要仕様の記載を見直しました。	
11	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 比較表 2.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備【46条】（SA46-9 r.7.0）	p46-35 p46-39～45 p46-61 p46-63 p46-65 p46-78	同上	
12	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 2.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備【46条】（SA46 r.7.0）	P46-39 P46-41 P46-42 P46-43	設置許可補正書の圧縮空気設備について、重大事故等時の章番号見直しにより、計装設備6.9.2章内の項番号について以下の修正をいたしました。  （旧）6.10.1.1 概要 6.10.1.2 設計方針 6.10.1.2.1 多様性、位置的分散 6.10.1.2.2 悪影響防止 6.10.1.2.3 容量等 6.10.1.2.4 環境条件等 6.10.1.2.5 操作性の確保 6.10.1.3 主要設備及び仕様 6.10.1.4 試験検査  （新）6.9.2.1 概要 6.9.2.2 設計方針 6.9.2.2.1 多様性、位置的分散 6.9.2.2.2 悪影響防止 6.9.2.2.3 容量等 6.9.2.2.4 環境条件等 6.9.2.2.5 操作性の確保 6.9.2.3 主要設備及び仕様 6.9.2.4 試験検査	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
13	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 比較表 2.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備【46条】（SA46-9 r.7.0）	P46-66 P46-69 P46-71 P46-72 P46-73 P46-74 P46-75 P46-76	同上	
14	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 比較表 2.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備【46条】（SA46 r.7.0）	P46-39 P46-46 P46-47	設置許可補正書の圧縮空気設備について、重大事故等時の章番号見直しにより、計装設備6.9.2章内の系統概要図番について以下の修正をいたしました。  （旧）系統概要図を第6.10.1.1図から第6.10.1.2図に示す （新）系統概要図を第6.9.2.1図から第6.9.2.2図に示す	
15	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 比較表 2.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備【46条】（SA46-9 r.7.0）	P46-66 P46-80 P46-81	同上	
16	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 比較表 2.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備【46条】（SA46 r.7.0）	P46-43 P46-45	設置許可補正書の圧縮空気設備について、重大事故等時の章番号見直しにより、計装設備6.9.2章内の主要仕様表番について以下の修正をいたしました。  （旧）主要仕様を第6.10.1表に示す 第6.10.1表 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備（可搬）の主要仕様 （新）主要仕様を第6.9.2.1表に示す 第6.9.2.1表 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備の主要仕様	
17	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 比較表 2.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備【46条】（SA46-9 r.7.0）	P46-75 P46-77	同上	
18	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 比較表 2.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備【46条】（SA46-9 r.7.0）	P46-22 P46-24 P46-28 P46-34 P46-38 P46-45 P46-55 P46-67 P46-68 P46-69	圧縮空気設備の章番号見直したため、比較表相違理由欄に記載の「6.10.1」を「6.9.2」に修正しました。	



No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
19	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 比較表 2.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備【46条】（SA46-9 r.7.0）	P46-68	比較表の相違理由欄の記載が不十分であった箇所について、記載を修正いたしました。  （旧）女川には6.10. 計装設備としてIS-LOCA事象に対応するSA手段の設定がない。対応内容は異なるが、代替駆動源を （新）女川には6.9.2 計装設備としてIS-LOCA事象に対応するSA手段の設定がない。対応内容は異なるが、代替駆動源を高圧窒素ポンプにて供給する代替高圧窒素ガス供給系のSA手段を構文比較のため、併記した。	
20	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 2.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備【46条】（SA46 r.7.0）	添付資料 全般	本文に合わせて記載を適正化しました。	
21	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 比較表 2.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備【46条】（SA46-9 r.7.0）	添46-2～6	同上	
22	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 補足説明資料 46条（SA46H r.7.0）	P46-4-3 P46-4-6～7 P46-4-10～14	記載内容について、技術的能力側と整合させ適正化しました。	
23	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 補足説明資料 比較表 46条（SA46H-9 r.3.0）	P46-4-4 P46-4-7～8 P46-4-11～15	同上	
24	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 補足説明資料 46条（SA46H r.7.0）	P46-11-4 P46-11-13 P46-11-15～20	記載内容について、技術的能力側と整合させ適正化しました。	

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

第47条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備【47条】(SA47 r.7.0)	p47-23	「～により」の重複について記載適正化しました。  (旧) ポンプを自冷式のディーゼルエンジンにより駆動することにより、電動機駆動ポンプにより構成される余熱除去ポンプ、 (新) ポンプを自冷式のディーゼルエンジンにより駆動することで、電動機駆動ポンプにより構成される余熱除去ポンプ、	
2	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備【47条】(SA47-9 r.7.0)	p47-67	同上	
3	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備【47条】(SA47 r.7.0)	p47-44 p47-48～52 p47-64～66 p47-68～73	主要仕様の記載を見直しました。	
4	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備【47条】(SA47-9 r.7.0)	p47-112 p47-119～128 p47-153～155 p47-161～166	同上	
5	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備【47条】(SA47 r.7.0)	添付資料 全般	本文に合わせて記載を適正化しました。	
6	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 47条(SA47H r.7.0)	p47-4-2～14	記載内容について、技術的能力側と整合させ適正化しました。	
7	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 47条(SA47H-9 r.3.0)	p47-4-4～6 p47-4-8 p47-4-10～17 p47-4-19	同上	
8	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 47条(SA47H r.7.0)	p47-10-1～6 p47-10-8 p47-10-10 p47-10-23	記載内容について、技術的能力側と整合させ適正化しました。	

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

第48条 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備【48条】(SA48 r.7.0)	p48-2	5.10.1 概要の第3段落で、「設計基準事故対処設備である・・・2次冷却設備が使用できる場合は重大事故等対処設備(設計基準拡張)として使用する。」としていたが、2次冷却設備は48条において故障想定する設備ではないため「使用できる場合は・・・使用する。」の記載は適切ではないため削除しました。	
2	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備【48条】(SA48-9 r.7.0)	p48-1	同上	
3	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備【48条】(SA48 r.7.0)	p48-2 p48-4 p48-5 p48-7	非常用直流電源設備についてSA時に使用する所内常設蓄電式直流電源設備に名称を適正化しました。 それに伴い、位置づけを重大事故等対処設備(設計基準拡張)から重大事故等対処設備に変更しました。  (旧) 非常用直流電源設備 (新) 所内常設蓄電式直流電源設備	
4	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備【48条】(SA48-9 r.7.0)	p48-4 p48-5 p48-11 p48-15	同上	
5	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備【48条】(SA48 r.7.0)	p48-3 p48-5	手順名称について適正化しました。  (旧) る格納容器内自然対流冷却 (新) 可搬型大型送水ポンプ車を用いたC、D-格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却	
6	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備【48条】(SA48-9 r.7.0)	p48-6 p48-12	同上	
7	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備【48条】(SA48 r.7.0)	p48-13	分かりづらい記載であったため適正化を行いました。  (旧) 設置場所にて搭載する車輪止めによる固定等 (新) 車輪止めを搭載し設置場所にて車輪止めによる固定等	
8	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備【48条】(SA48-9 r.7.0)	p48-24	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
9	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備【48条】(SA48 r.7.0)	p48-13 p48-15 p48-19 p48-21~24	主要仕様の記載を見直しました。	
10	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備【48条】(SA48-9 r.7.0)	p48-25 p48-28~32 p48-39~40 p48-43~45	同上	
11	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備【48条】(SA48 r.7.0)	添付資料 全般	本文に合わせて記載を適正化しました。	
12	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 48条(SA48H r.7.0)	P48-11-34	再循環ダクト解放機構概略図(図1-5)について、ダクト開放部及び温度ヒューズ部について詳細な図に変更しました。	
13	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 48条(SA48H-9 r.3.0)	P48-11-36	同上	
14	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 48条(SA48H r.7.0)	P48-4-1~7	記載内容について、技術的能力側と整合させ適正化しました。	
15	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 48条(SA48H-9 r.3.0)	P48-4-2~8	同上	
16	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 48条(SA48H r.7.0)	P48-10-2 P48-10-11 P48-10-13~18 P48-10-22~26	記載内容について、技術的能力側と整合させ適正化しました。	

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

第49条 原子炉格納容器内の冷却等のための設備

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.6 原子炉格納容器内の冷却等のための設備【49条】(SA49 r.7.0)	p49-3 p49-7	可搬型ポンベからの流路となる設備としてホースを追記しました。	
2	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.6 原子炉格納容器内の冷却等のための設備【49条】(SA49-9 r.7.0)	p49-2 p49-3 p49-13	同上	
3	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.6 原子炉格納容器内の冷却等のための設備【49条】(SA49 r.7.0)	p49-5	手順名称について適正化しました。  (旧) C, D-格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却 (新) <u>可搬型大型送水ポンプ車を用いた</u> C, D-格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却	
4	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.6 原子炉格納容器内の冷却等のための設備【49条】(SA49-9 r.7.0)	p49-10	同上	
5	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.6 原子炉格納容器内の冷却等のための設備【49条】(SA49 r.7.0)	p49-22 p49-25~26 p49-31~33	主要仕様の記載を見直しました。	
6	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.6 原子炉格納容器内の冷却等のための設備【49条】(SA49-9 r.7.0)	p49-42 p49-45~49 p49-59~61	同上	
7	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.6 原子炉格納容器内の冷却等のための設備【49条】(SA49 r.7.0)	p49-6	他条文の記載構文と整合させるため、以下の女川構文の反映により重複記載となっている記載を削除しました。  (旧) その他、重大事故等時に使用可能である場合に設計基準事故対処設備である原子炉格納容器スプレイ設備の格納容器スプレイポンプ及び格納容器スプレイ冷却器並びに非常用炉心冷却設備の燃料取替用水ピット、格納容器再循環サンプ及び格納容器再循環サンプスクリーンを重大事故等対処設備(設計基準拡張)として使用する。 (新) …削除…	
8	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.6 原子炉格納容器内の冷却等のための設備【49条】(SA49-9 r.7.0)	p49-11	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
9	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.6 原子炉格納容器内の冷却等のための設備【49条】 (SA49 r.7.0)	p49-10	他条文の記載構文と整合させるため、以下の女川構文の反映により重複記載となっている記載を削除しました。  (旧) 非常用交流電源設備, 原子炉格納容器, 格納容器スプレイポンプ, 格納容器スプレイ冷却器, 格納容器再循環サンプ及び格納容器再循環サンプスクリーン並びに流路として使用する非常用取水設備の貯留堰, 取水口, 取水路, 取水ピットスクリーン室及び取水ピットポンプ室は, 設計基準事故対処設備であるとともに, 重大事故等時においても使用するため, 多様性, 位置的分散等を考慮すべき対象の設計基準事故対処設備はないことから, 多様性, 位置的分散等以外の重大事故等対処設備としての設計を行う。 (新) …削除…	
10	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.6 原子炉格納容器内の冷却等のための設備【49条】 (SA49-9 r.7.0)	p49-22	同上	
11	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.6 原子炉格納容器内の冷却等のための設備【49条】 (SA49 r.7.0)	p49-10	他条文の記載構文と整合させるため、適合方針の末尾に記載している他条文への記載飛ばしについて、以下の修正を行いました。(記載分割による加筆部分のみマキソグ識別)  ・非常用電源設備, 代替電源設備への文書記載を分割 ・飛ばし先の章番号順に並べ替え ・従前記載していた使用目的(流路として使用する)の記載を削除	
12	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.6 原子炉格納容器内の冷却等のための設備【49条】 (SA49-9 r.7.0)	p49-22	同上	
13	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.6 原子炉格納容器内の冷却等のための設備【49条】 (SA49 r.7.0)	添付資料 全般	本文に合わせて記載を適正化しました。	
14	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 49条 (SA49H r.7.0)	P49-13-34	再循環ダクト解放機構概略図(図1-5)について、ダクト開放部及び温度ヒューズ部について詳細な図に変更しました。	
15	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 49条 (SA49H-9 r.2.0)	P49-13-36	同上	
16	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 49条 (SA49H r.7.0)	P49-4-1~6	記載内容について、技術的能力側と整合させ適正化しました。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
17	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備）補足説明資料 比較表 49条（SA49H-9 r. 2. 0）	P49-4-2～7	同上	
18	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備）補足説明資料 49条（SA49H r. 7. 0）	P49-10-1～2 P49-10-4 P49-10-6 P49-10-8 P49-10-10～13	記載内容について、技術的能力側と整合させ適正化しました。	

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

第50条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 2.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備【50条】（SA50 r.7.0）	p50-2	9.5.1 概要の第2段落の後に、 「また、想定される重大事故等時において、設計基準事故対処設備である原子炉格納容器スプレイ設備が使用できる場合は重大事故等対処設備（設計基準拡張）として使用する。原子炉格納容器スプレイ設備については、「9.2 原子炉格納容器スプレイ設備」に記載する。」と記載していたが、原子炉格納容器スプレイ設備は50条において故障想定する設備ではないため「使用できる場合は・・・使用する。」の記載は適切ではないため削除しました。	
2	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 比較表 2.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備【50条】（SA50-9 r.7.0）	p50-1	同上	
3	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 2.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備【50条】（SA50 r.7.0）	p50-3	可搬型ポンベからの流路となる設備としてホースを追記しました。	
4	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 比較表 2.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備【50条】（SA50-9 r.7.0）	p50-4 p50-5	同上	
5	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 2.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備【50条】（SA50 r.7.0）	p50-22より後ろ	上記（No.1）の整理のため、まとめ資料の後半に記載していた 「9.2原子炉格納容器スプレイ設備 9.2.2 重大事故等時」の記載は本条の記載として不要であるため、一括削除しました。 なお、「9.2原子炉格納容器スプレイ設備 9.2.2 重大事故等時」の記載は49条の後半に記載しています。	
6	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 比較表 2.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備【50条】（SA50-9 r.7.0）	p50-47より後ろ	同上	
7	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 2.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備【50条】（SA50 r.7.0）	p50-2 p50-3	「,」「及び」「並びに」の記載について適正化しました。	
8	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 比較表 2.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備【50条】（SA50-9 r.7.0）	p50-2 p50-4	同上	



No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
9	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備【50条】(SA50 r.7.0)	p50-16 p50-18~19	主要仕様の記載を見直しました。	
10	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備【50条】(SA50-9 r.7.0)	p50-32 p50-36~40	同上	
11	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備【50条】(SA50 r.7.0)	p50-6	他条文の記載構文と整合させるため、以下の女川構文の反映により重複記載となっている記載を削除しました。  (旧) 非常用交流電源設備, 原子炉格納容器, 格納容器スプレイポンプ, 格納容器スプレイ冷却器並びに流路として使用する非常用取水設備の貯留堰, 取水口, 取水路, 取水ピットスクリーン室及び取水ピットポンプ室は, 設計基準事故対処設備であるとともに, 重大事故等時においても使用するため, 多様性, 位置的分散等を考慮すべき対象の設計基準事故対処設備はないことから, 多様性, 位置的分散等以外の重大事故等対処設備としての設計を行う。 (新) …削除…	
12	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備【50条】(SA50-9 r.7.0)	p50-15	同上	
13	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備【50条】(SA50 r.7.0)	p50-6	他条文の記載構文と整合させるため、適合方針の末尾に記載している他条文への記載飛ばしについて、以下の修正を行いました。(構成設備の追記のみマキグ識別)  ・飛ばし先の章番号順に並べ替え ・非常用取水設備の構成設備を追記	
14	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備【50条】(SA50-9 r.7.0)	p50-15	同上	
15	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備【50条】(SA50 r.7.0)	添付資料 全般	本文に合わせて記載を適正化しました。	
16	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備【50条】(SA50-9 r.7.0)	添50-1~2	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
17	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 50条 (SA50H r. 7. 0)	P50-13-34	再循環ダクト解放機構概略図(図1-5)について、ダクト開放部及び温度ヒューズ部について詳細な図に変更しました。	
18	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 50条 (SA50H-9 r. 3. 0)	P50-13-36	同上	
19	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 50条 (SA50H r. 7. 0)	P50-4-1~6	記載内容について、技術的能力側と整合させ適正化しました。	
20	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 50条 (SA50H-9 r. 3. 0)	P50-4-2~7	同上	
21	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 50条 (SA50H r. 7. 0)	P50-14-1~2 P50-14-4 P50-14-6 P50-14-8 P50-14-10~13	記載内容について、技術的能力側と整合させ適正化しました。	

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

第51条 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための設備

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための設備【51条】(SA51 r.7.0)	p51-2 p51-3	系統構成に必要な電動弁について適正化しました。  (旧) 系統構成に必要な電動弁 (新) 系統構成に必要な電動弁(交流)	
2	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための設備【51条】(SA51-9 r.7.0)	p51-2 p51-4	同上	
3	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための設備【51条】(SA51 r.7.0)	p51-3	格納容器スプレイポンプ冷却のための水源となる非常用取水設備について、その他重大事故等対処設備として追加しました。	
4	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための設備【51条】(SA51-9 r.7.0)	p51-3	同上	
5	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための設備【51条】(SA51-9 r.7.0)	p51-6	燃料タンク(SA)の設置により、燃料油貯蔵タンク及び重油タンクを用いる大飯と設計方針の相違が無くなったことから、以下を変更した。 ・大飯欄 重油タンクの文字色を赤字⇒緑字 ・相違理由を削除	
6	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための設備【51条】(SA51 r.7.0)	p51-14	主要仕様の記載を見直しました。	
7	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための設備【51条】(SA51-9 r.7.0)	p51-24~25	同上	
8	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための設備【51条】(SA51 r.7.0)	p51-6	他条文の記載構文と整合させるため、以下の女川構文の反映により重複記載となっている記載を削除しました。  (旧) 非常用交流電源設備及び原子炉格納容器は、設計基準事故対処設備であるとともに、重大事故等時においても使用するため、多様性、位置的分散等を考慮すべき対象の設計基準事故対処設備はないことから、多様性、位置的分散等以外の重大事故等対処設備としての設計を行う。 (新) …削除…	
9	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための設備【51条】(SA51-9 r.7.0)	p51-11	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
10	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 2.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための設備【51条】（SA51 r.7.0）	p51-6	他条文の記載構文と整合させるため、適合方針の末尾に記載している他条文への記載飛ばしについて、以下の修正を行いました。（構成設備の追記のみマスキング識別）  ・飛ばし先の章番号順に並べ替え ・原子炉補機冷却設備、非常用取水設備の追記	
11	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 比較表 2.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための設備【51条】（SA51-9 r.7.0）	p51-11	同上	
12	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 2.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための設備【51条】（SA51 r.7.0）	添付資料 全般	本文に合わせて記載を適正化しました。	
13	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 2.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための設備【51条】（SA51 r.7.0）	添51-2	以下について他の箇所と記載を整合させました。  （旧）解釈1. a) i) ii) （新）解釈の第1項 a) i) ii)	
14	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 比較表 2.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための設備【51条】（SA51-9 r.7.0）	添51-1	同上	
15	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 補足説明資料 51条（SA51H r.7.0）	p51-6-2	51条では不要な直流電源単線結線図を削除しました。	
16	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 補足説明資料 比較表 51条（SA51H-9 r.3.0）	p51-6-3	同上	
17	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 補足説明資料 51条（SA51H r.7.0）	p51-7-1 p51-7-2	マスキング箇所を追加しました。	
18	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 補足説明資料 比較表 51条（SA51H-9 r.3.0）	p51-7-2 p51-7-3	同上	
19	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 補足説明資料 51条（SA51H r.7.0）	p51-7-2	「・」での並記を「，」としました。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
20	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 51条 (SA51H-9 r. 3.0)	p51-7-3	同上	
21	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 51条 (SA51H r. 7.0)	p51-7-3 p51-7-5 p51-7-19	名称について適正化しました。  (旧) 3号機 (新) 3号炉	
22	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 51条 (SA51H-9 r. 3.0)	p51-7-4	同上	
23	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 51条 (SA51H r. 7.0)	p51-7-5 p51-7-19	「等」の付く並記について記載適正化しました。  (旧) 溶融炉心及び溶融された炉内構造物等 (新) 溶融炉心、溶融された炉内構造物等	
24	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 51条 (SA51H-9 r. 3.0)	p51-7-6 p51-7-19	同上	
25	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 51条 (SA51H r. 7.0)	p51-7-5 p51-7-19	全角と半角について記載適正化しました。  (旧) 2% (新) 2%	
26	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 51条 (SA51H-9 r. 3.0)	p51-7-6 p51-7-19	同上	
27	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 51条 (SA51H-9 r. 3.0)	p51-7-6 p51-7-7	本文との不整合を適正化しました。  (旧) (保守的に) 以下については考慮しない。 (新) 上図においては(保守的に) 以下については考慮しないこととした。	
28	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 51条 (SA51H-9 r. 3.0)	p51-7-16	本文との不整合を適正化しました。  (旧) 大破断LOCAにより発生する保温材等のデブリは、デブリ捕捉用のパンチングメタル板及びグレーチングにより捕捉することができるため連通管及び小扉にこれらのデブリが到達することはない。 (新) 大破断LOCAにより発生する大型の保温材等のデブリは、デブリ捕捉用のパンチングメタル板及びグレーチングにより捕捉することができるため連通管及び小扉の外側にこれらのデブリが到達することはない。	
29	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 51条 (SA51H r. 7.0)	p51-7-11 p51-7-13	名称について記載適正化しました。  (旧) 定期検査 (新) 定期事業者検査	
30	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 51条 (SA51H-9 r. 3.0)	p51-7-10 p51-7-12	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
31	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 51条 (SA51H r. 7. 0)	p51-4-1~2	記載内容について、技術的能力側と整合させ適正化しました。	
32	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 51条 (SA51H-9 r. 3. 0)	p51-4-2~3	同上	
33	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 51条 (SA51H r. 7. 0)	p51-8-1~2 p51-8-4 p51-8-6 p51-8-8 p51-8-10~15 p51-8-17~21 p51-8-23	記載内容について、技術的能力側と整合させ適正化しました。	

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

第52条 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備【52条】(SA52-9 r.7.0)	取りまとめた資料-2 p52-1 p52-7 p52-9 p52-13 p52-19 p52-20 p52-25 p52-36 p52-38 p52-39 p52-42	手順名称について技術的能力と整合させました。  (旧) (原子炉格納容器内の)水素濃度監視設備 (新) 可搬型格納容器内水素濃度計測ユニットによる原子炉格納容器内の水素濃度監視	
2	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備【52条】(SA52 r.7.0)	p52-2 p52-4 p52-5 p52-7 p52-11 p52-12 p52-14 p52-21 p52-22 p52-23 p52-24	同上	
3	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備【52条】(SA52 r.7.0)	p52-4 p52-5	水素濃度監視において流路となるボンベ用ホース及び可搬型ポンプ車用ホース及び原子炉補機冷却設備のうち原子炉補機冷却水設備の配管及び弁を追加しました。	
4	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備【52条】(SA52-9 r.7.0)	p52-7 p52-9	同上	
5	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備【52条】(SA52-9 r.7.0)	p52-3 p52-4	燃料タンク(SA)の設置により、燃料油貯蔵タンク及び重油タンクを用いる大飯と設計方針の相違が無くなったことから、以下を変更した。 ・大飯欄 重油タンクの文字色を赤字⇒緑字 ・相違理由を削除	
6	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備【52条】(SA52 r.7.0)	p52-5 p52-22	設備名称について記載を適正化しました。  (旧) 制御用圧縮空気設備 (新) 圧縮空気設備のうち制御用圧縮空気設備	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
7	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備【52条】(SA52-9 r.7.0)	p52-9 p52-39	同上	
8	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備【52条】(SA52 r.7.0)	p52-5	他条文の記載構文と整合させるため、適合方針の末尾に記載している他条文への記載飛ばしについて、以下の修正を行いました。  ・非常用電源設備、代替電源設備への文書記載を分割	
9	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備【52条】(SA52-9 r.7.0)	p52-10	同上	
10	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備【52条】(SA52 r.7.0)	p52-10	他条文と合わせて記載を適正化しました。  (旧) 可搬型大型送水ポンプ車の保有数は2セット4台に加えて (新) 注水設備及び除熱設備として1セット2台使用する可搬型大型送水ポンプ車の保有数は2セット4台に加えて	
11	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備【52条】(SA52-9 r.7.0)	p52-17	同上	
12	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備【52条】(SA52 r.7.0)	p52-12	他条文と記載を合わせ、適正化を行いました。  (旧) 設置場所にて車輪止めによる固定等 (新) <u>車輪止めを搭載し</u> 設置場所にて車輪止めによる固定等	
13	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備【52条】(SA52-9 r.7.0)	p52-21	同上	
14	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備【52条】(SA52 r.7.0)	P52-4 P52-5 P52-21	設置許可補正書の圧縮空気設備について、重大事故等時の章番号見直しにより以下の修正をいたしました。  (旧) 6.10.2 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備 (新) 6.9.3 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備	



No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
15	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備）比較表 2.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備【52条】（SA52-9 r.7.0）	P52-8 P52-9 P52-36	同上	
16	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備）比較表 2.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備【52条】（SA52 r.7.0）	P52-21 P52-23 P52-24	設置許可補正書の圧縮空気設備について、重大事故等時の章番号見直しにより、計装設備6.9.3章内の項番号について以下の修正をいたしました。  （旧）6.10.2.1 概要 6.10.2.2 設計方針 6.10.2.2.1 多様性，位置的分散 6.10.2.2.2 悪影響防止 6.10.2.2.3 容量等 6.10.2.2.4 環境条件等 6.10.2.2.5 操作性の確保 6.10.2.3 主要設備及び仕様 6.10.2.4 試験検査  （新）6.9.3.1 概要 6.9.3.2 設計方針 6.9.3.2.1 多様性，位置的分散 6.9.3.2.2 悪影響防止 6.9.3.2.3 容量等 6.9.3.2.4 環境条件等 6.9.3.2.5 操作性の確保 6.9.3.3 主要設備及び仕様 6.9.3.4 試験検査	
17	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備）比較表 2.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備【52条】（SA52-9 r.7.0）	P52-36 P52-39 P52-40 P52-41 P52-42	同上	
18	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備）比較表 2.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備【52条】（SA52 r.7.0）	P52-21 P52-26	設置許可補正書の圧縮空気設備について、重大事故等時の章番号見直しにより、計装設備6.9.3章内の系統概要図番について以下の修正をいたしました。  （旧）系統概要図を第6.10.2.1図に示す （新）系統概要図を第6.9.3.1図に示す	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
19	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備【52条】(SA52-9 r.7.0)	P52-36 P52-44	同上	
20	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備【52条】(SA52 r.7.0)	P52-24 P52-25	設置許可補正書の圧縮空気設備について、重大事故等時の章番号見直しにより、計装設備6.9.3章内の主要仕様表番について以下の修正をいたしました。  (旧) 主要仕様を第6.10.2表に示す 第6.10.2表 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備(可搬型)の主要仕様 (新) 主要仕様を第6.9.3.1表に示す 第6.9.3.1表 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備の主要仕様	
21	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備【52条】(SA52-9 r.7.0)	P52-41 P52-43	同上	
22	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備【52条】(SA52-9 r.7.0)	P52-8 P52-9 P52-13 P52-17 P52-19 P52-22 P52-26 P52-29 P52-33	圧縮空気設備の章番号見直したため、比較表相違理由欄に記載の「6.10.2」を「6.9.3」に修正しました。	
23	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備【52条】(SA52 r.7.0)	p52-14~16 p52-25	主要仕様の記載を見直しました。	
24	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備【52条】(SA52-9 r.7.0)	p52-23 p52-27~30 p52-43	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
25	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 2.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備【52条】（SA52 r.7.0）	添付資料 全般	本文に合わせて記載を適正化しました。	
26	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 比較表 2.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備【52条】（SA52-9 r.7.0）	添52-1 添52-3	同上	
27	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 補足説明資料 52条（SA52H r.7.0）	p52-4-3 p52-4-5～7	記載内容について、技術的能力側と整合させ適正化しました。	
28	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 補足説明資料 比較表 52条（SA52H-9 r.2.0）	p52-4-4 p52-4-6～8	同上	
29	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 補足説明資料 52条（SA52H r.7.0）	p52-10-5～7	記載内容について、技術的能力側と整合させ適正化しました。	

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

第53条 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.10 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備【53条】(SA53 r. 8.0)	p53-4 p53-16	設備名称について記載を適正化しました。  (旧) 制御用圧縮空気設備 (新) 圧縮空気設備のうち制御用圧縮空気設備	
2	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.10 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備【53条】(SA53-9 r. 7.0)	p53-5 p53-28	同上	
3	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.10 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備【53条】(SA53 r. 8.0)	p53-2 p53-3 p53-4	流路となる弁, ホースについて追記しました。	
4	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.10 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備【53条】(SA53-9 r. 7.0)	p53-3 p53-5	同上	
5	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.10 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備【53条】(SA53-9 r. 7.0)	p53-7 p53-27	燃料タンク(SA)の設置により、燃料油貯蔵タンク及び重油タンクを用いる大飯と設計方針の相違が無くなったことから、以下を変更した。 ・大飯欄 重油タンクの文字色を赤字⇒緑字 ・相違理由を削除	
6	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.10 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備【53条】(SA53 r. 8.0)	P53-3 P53-4 P53-15	設置許可補正書の圧縮空気設備について、重大事故等時の章番号見直しにより以下の修正をいたしました。  (旧) 6.10.3 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備 (新) 6.9.4 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備	
7	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.10 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備【53条】(SA53-9 r. 7.0)	P53-5 P53-7 P53-25	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
8	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.10 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備【53条】(SA53 r.8.0)	p53-4	他条文の記載構文と整合させるため、適合方針の末尾に記載している他条文への記載飛ばしについて、以下の修正を行いました。  ・非常用電源設備、代替電源設備への文書記載を分割	
9	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.10 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備【53条】(SA53-9 r.7.0)	o53-7	同上	
10	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.10 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備【53条】(SA53 r.8.0)	P53-15 P53-17 P53-18	設置許可補正書の圧縮空気設備について、重大事故等時の章番号見直しにより、計装設備6.9.4章内の項番号について以下の修正をいたしました。  (旧) 6.10.3.1 概要 6.10.3.2 設計方針 6.10.3.2.1 多様性、位置的分散 6.10.3.2.2 悪影響防止 6.10.3.2.3 容量等 6.10.3.2.4 環境条件等 6.10.3.2.5 操作性の確保 6.10.3.3 主要設備及び仕様 6.10.3.4 試験検査  (新) 6.9.4.1 概要 6.9.4.2 設計方針 6.9.4.2.1 多様性、位置的分散 6.9.4.2.2 悪影響防止 6.9.4.2.3 容量等 6.9.4.2.4 環境条件等 6.9.4.2.5 操作性の確保 6.9.4.3 主要設備及び仕様 6.9.4.4 試験検査	
11	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.10 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備【53条】(SA53-9 r.7.0)	P53-25 P53-28 P53-29 P53-30 P53-31	同上	
12	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.10 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備【53条】(SA53 r.8.0)	P53-15 P53-20	設置許可補正書の圧縮空気設備について、重大事故等時の章番号見直しにより、計装設備6.9.4章内の系統概要図番について以下の修正をいたしました。  (旧) 系統概要図を第6.10.3.1図に示す (新) 系統概要図を第6.9.4.1図に示す	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
13	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 比較表 2.10 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備【53条】（SA53-9 r.7.0）	P53-25 P53-33	同上	
14	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 2.10 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備【53条】（SA53 r.8.0）	P53-18 P53-19	設置許可補正書の圧縮空気設備について、重大事故等時の章番号見直しにより、計装設備6.9.4章内の主要仕様表番について以下の修正をいたしました。  （旧）主要仕様を第6.10.3表に示す 第6.10.3表 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備（可搬型）の主要仕様 （新）主要仕様を第6.9.4.1表に示す 第6.9.4.1表 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備の主要仕様	
15	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 比較表 2.10 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備【53条】（SA53-9 r.7.0）	P53-30 P53-32	同上	
16	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 比較表 2.10 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備【53条】（SA53-9 r.7.0）	P53-9 P53-12 P53-13 P53-15 P53-17 P53-20 P53-22	圧縮空気設備の章番号見直したため、比較表相違理由欄に記載の「6.10.3」を「6.9.4」に修正しました。	
17	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 2.10 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備【53条】（SA53 r.8.0）	p53-9 p53-11 p53-19	主要仕様の記載を見直しました。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
18	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 比較表 2.10 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備【53条】（SA53-9 r.7.0）	p53-16 p53-19～20 p53-32	同上	
19	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 2.10 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備【53条】（SA53 r.8.0）	添付資料 全般	本文に合わせて記載を適正化しました。	
20	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 補足説明資料 53条（SA53H r.8.0）	P53-4-3～5	記載内容について、技術的能力側と整合させ適正化しました。	
21	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 補足説明資料 比較表 53条（SA53H-9 r.3.0）	P53-4-4～5 P53-4-7	同上	

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

第54条 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 2.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備【54条】（SA54 r.7.0）	p54-5 p54-9 p54-12	記載適正化のため、線量率、空間線量率、線量当量率を放射線量率に統一しました。  （旧）（空間）線量率 （旧）線量当量率 （新）放射線量率	
2	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 比較表 2.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備【54条】（SA54-9 r.7.0）	p54-9 p54-19 p54-25	同上	
3	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 2.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備【54条】（SA54 r.7.0）	p54-13 p54-15～16	主要仕様の記載を見直しました。	
4	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 比較表 2.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備【54条】（SA54-9 r.7.0）	p54-27 p54-30～33	同上	
5	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 2.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備【54条】（SA54 r.7.0）	p54-6	他条文の記載構文と整合させるため、適合方針の末尾に記載している他条文への記載飛ばしについて、以下の修正を行いました。  ・非常用電源設備の飛ばし記載を追記 ・非常用取水設備の構成設備を追記	
6	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 比較表 2.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備【54条】（SA54-9 r.7.0）	p54-12	同上	
7	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 2.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備【54条】（SA54 r.7.0）	添付資料 全般	本文に合わせて記載を適正化しました。	
8	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 補足説明資料 54条（SA54H r.7.0）	54-10全般	記載適正化のため、線量率、空間線量率、線量当量率を放射線量率に統一しました。  （旧）（空間）線量率 （旧）線量当量率 （新）放射線量率	
9	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 補足説明資料 比較表 54条（SA54H-9 r.3.0）	54-10全般	同上	
10	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 補足説明資料 54条（SA54H r.7.0）	54-10-11	本文第4.2.1表 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備（常設）の主要仕様の記載と整合を図るため、使用済燃料ピット監視カメラの設備仕様のうち、計測範囲（-40～120℃）を削除した。（女川と同様）	



No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
11	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 54条 (SA54H-9 r. 3.0)	54-10-16	同上	
12	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 54条 (SA54H r. 7.0)	54-10-18	記載適正化のため、第16図 使用済燃料ピット監視設備の配置図について、原子炉建屋内の区分(原子炉格納施設、原子炉格納容器、周辺補機棟、燃料取扱棟)を記載した。また、54-2 配置図との整合を図り、各建屋名称の記載箇所を修正した。	
13	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 54条 (SA54H-9 r. 3.0)	54-10-25	同上	
14	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 54条 (SA54H-9 r. 3.0)	54-10-39	誤記訂正のため、相違理由の記載表現を以下のとおり修正した。 (旧) 【大飯】設備の相違(下線あり) (新) 【大飯】設備の相違(下線なし)	
15	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 54条 (SA54H r. 7.0)	54-10-23, 24	記載適正化のため、補足資料3 使用済燃料ピット事故時環境下での監視計器の健全性についての表タイトル(第1表 使用済燃料ピットの重大事故等時での監視設備の健全性について)を追加した。また、第1表について、同様の資料である58条補足説明資料58-10(主要パラメータの耐環境性について)と同じ注記(※2 表中の各耐環境性の数値は基本設計段階の値であり、詳細設計により今後見直す可能性もある。)を追記した。	
16	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 54条 (SA54H-9 r. 3.0)	54-10-39, 40	記載適正化のため、補足資料3 使用済燃料ピット事故時環境下での監視計器の健全性についての表タイトル(第1表 使用済燃料ピットの重大事故等時での監視設備の健全性について)を追加した。また、第1表について、同様の資料である58条補足説明資料58-10(主要パラメータの耐環境性について)と同じ注記(※2 表中の各耐環境性の数値は基本設計段階の値であり、詳細設計により今後見直す可能性もある。)を追記するとともに、58-10における女川の記載を転載した。	
17	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 54条 (SA54H r. 7.0)	54-10-24	誤記訂正のため、第1表 使用済燃料ピットの重大事故等時での監視設備の健全性についてにおける使用済燃料ピット可搬型エリアモニタの計測範囲について、以下のとおり修正した。(下線部参照) (旧) 10nSv/h~1000mSv/h (新) 10nSv/h~1,000mSv/h	
18	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 54条 (SA54H-9 r. 3.0)	54-10-40	同上	
19	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 54条 (SA54H r. 7.0)	54-4-1~3	記載内容について、技術的能力側と整合させ適正化しました。	
20	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 54条 (SA54H-9 r. 3.0)	54-4-2~6	同上	
21	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 54条 (SA54H r. 7.0)	54-16-1~8 54-16-13	記載内容について、技術的能力側と整合させ適正化しました。	

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

第55条 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 2.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備【55条】（SA55 r.7.0）	p55-12	主要仕様の記載を見直しました。	
2	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 比較表 2.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備【55条】（SA55-9 r.7.0）	p55-14～15	同上	
3	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 2.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備【55条】（SA55 r.7.0）	添付資料 全般	本文に合わせて記載を適正化しました。	
4	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 比較表 2.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備【55条】（SA55-9 r.7.0）	添55-1	以下の誤記を修正しました。  （旧）（iii） （新）（iv）	
5	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 比較表 2.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備【55条】（SA55-9 r.7.0）	添55-3	以下の誤記を修正しました。  （旧）拡散抑制興亜 （新）拡散抑制効果	

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.13 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備【56条】(SA56-9 r.7.0)	取りまとめた資料-1 p56-5 p56-26 p56-36	並記する場合の「・」についてセットで記載すべきもの以外を「,」に適正化しました。	
2	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.13 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備【56条】(SA56 r.7.0)	p56-18 p56-22	系統概要図において、2次系純水タンク、ろ過水タンクの基数を適正化しました。	
3	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.13 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備【56条】(SA56-9 r.7.0)	p56-46 p56-56	同上	
4	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.13 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備【56条】(SA56 r.7.0)	p56-12 p56-14	主要仕様の記載を見直しました。	
5	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.13 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備【56条】(SA56-9 r.7.0)	p56-32 p56-35~37 p56-41~42	同上	
6	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.13 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備【56条】(SA56 r.7.0)	添付資料 全般	本文に合わせて記載を適正化しました。	
7	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.13 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備【56条】(SA56-9 r.7.0)	添56-2	以下の誤記を修正しました。  (旧) 第43条第2項 (新) 第43条第3項	
8	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 56条(SA56H r.7.0)	p56-4-2~4 p56-4-8~9	記載内容について、技術的能力側と整合させ適正化しました。	
9	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 56条(SA56H-9 r.1.0)	p56-4-3 p56-4-6~7 p56-4-15~16	同上	
10	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 56条(SA56H r.7.0)	p56-11-2~4 p56-11-6 p56-11-8~10 p56-11-12 p56-11-14~18 p56-11-20 p56-11-22	記載内容について、技術的能力側と整合させ適正化しました。	

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

第57条 電源設備

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.14 電源設備【57条】(SA57 r.9.0)	57-30~32 添57-16~18, 52~54, 111~112, 146~148, 199~201	燃料系統図を最新のものに貼り替えた。	
2	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.14 電源設備【57条】(SA57-9 r.8.0)	とりまとめた資料-16 57-76~78 添57-23~24, 60~61, 142, 185~186, 251~252	同上	
3	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 57条(SA57H r.9.0)	57-4-3~5, 7~9, 19~20, 24~29 57-6-2, 4	同上	
4	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 57条(SA57H-9 r.3.0)	57-4-11~13, 19~21, 41~42, 48~50, 53~55 57-6-4, 6	同上	
5	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.14 電源設備【57条】(SA57-9 r.8.0)	57-37	ディーゼル発電機燃料油貯油槽及び燃料タンク(SA)の記載において、参考とした女川の記載を再掲した。	
6	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.14 電源設備【57条】(SA57 r.9.0)	添57-8~9, 12, 19, 28, 37, 43, 48, 55, 63, 72, 78, 82, 121, 129, 149, 162, 186, 191~192, 198, 202	以下の誤記を修正した。(下線部参照) (旧) 燃料油系統/燃料系統 (新) 燃料油設備 (旧) 燃料を移送する系統 (新) 燃料を移送する設備	
7	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.14 電源設備【57条】(SA57-9 r.8.0)	添57-11~13, 17, 25, 34, 43, 49, 55, 62, 71, 81, 88, 92, 154, 165, 187, 204, 230, 235~236, 250, 253	同上	
8	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 57条(SA57H r.9.0)	57-4-3~5, 7~9, 19~20, 24~26 57-9-20	同上	
9	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 57条(SA57H-9 r.3.0)	57-4-11~13, 19~21, 41~42, 48~50 57-9-22	同上	
10	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.14 電源設備【57条】(SA57 r.9.0)	添57-16~18, 52~54, 111~112, 146~148	以下の記載を修正した。 例:(旧) 可搬型代替交流電源設備系統図 燃料油系統(燃料タンク(SA)使用時) (新) 可搬型代替交流電源設備系統図 (燃料油設備(燃料タンク(SA)使用時))	
11	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.14 電源設備【57条】(SA57-9 r.8.0)	添57-23~24, 60~61, 142, 185~186	同上	
12	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.14 電源設備【57条】(SA57 r.9.0)	添57-199~201	以下の不要な記載を削除した。 例:(旧) 燃料補給設備系統図 燃料油系統(燃料タンク(SA)使用時) (新) 燃料補給設備系統図 (燃料タンク(SA)使用時)	
13	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.14 電源設備【57条】(SA57-9 r.8.0)	添57-251~252	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
14	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 57条 (SA57H r.9.0)	57-4-27~29	同上	
15	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 57条 (SA57H-9 r.3.0)	57-4-53~55	同上	
16	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.14 電源設備【57条】 (SA57 r.9.0)	添57-24, 59, 92, 117, 155, 205	以下の不要な表現を削除した。(下線部参照) (旧) 基準地震動 $S_s$ (新) 基準地震動	
17	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.14 電源設備【57条】 (SA57-9 r.8.0)	添57-29, 66, 103, 149, 194, 256	同上	
18	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.14 電源設備【57条】 (SA57-9 r.8.0)	添57-45	図2.14.9のタイトルを記載した。	
19	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.14 電源設備【57条】 (SA57 r.9.0)	添57-191	図2.14.50の図中において以下の修正を実施した。(下線部参照) (旧) 146m <sup>3</sup> (新) 146kL	
20	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.14 電源設備【57条】 (SA57-9 r.8.0)	添57-235	同上	
21	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 57条 (SA57H-9 r.3.0)	57-1-3~5, 7, 11~12, 22, 36 57-2-4, 6, 14~17 57-3-3~6, 85~95 57-4-2~3, 9~11 57-5-2~3, 39, 41 57-7-13 57-9-31	相違理由欄の記載箇所再掲ページの記載を修正した。(下線部参照) 例:(旧) 記載箇所の相違(補57-2-27へ) (新) 記載箇所の相違(57-2-27へ)	
22	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 57条 (SA57H r.9.0)	57-2(中表紙)	以下の誤記を修正した。(下線部参照) (旧) 設計基準事故対処設備等 (新) 設計基準対象施設	
23	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 57条 (SA57H-9 r.3.0)	57-2-1	同上	
24	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 57条 (SA57H r.9.0)	57-2-1~12 57-7-1~4 57-8-2, 4, 6, 9, 12, 15 57-11-2~42	配置図を最新のものに貼り替えた。	
25	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 57条 (SA57H-9 r.3.0)	57-2-7~13, 18, 20, 22, 23, 25 57-7-2~5 57-8-3, 5, 7, 10, 13, 16 57-11-3~43	同上	
26	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 57条 (SA57H r.9.0)	57-2-13~17 57-9-2, 40, 48, 55 57-13-2	原子炉建屋の書き分けを配置図に反映した。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
27	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 57条 (SA57H-9 r.3.0)	57-2-26~27, 30, 32~33 57-9-3, 55, 103, 127 57-13-3	同上	
28	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 57条 (SA57H-9 r.3.0)	57-5-42	参考に記載した伊方/島根のページ番号を修正した。(下線部参照) (旧) (補57-5-55~補57-5-69) / (補57-5-55~補57-5-57) (新) (57-5-54~57-5-68) / (57-5-54~57-5-56)	
29	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 57条 (SA57H r.9.0)	57-8-17	図中の記号を修正した。	
30	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 57条 (SA57H-9 r.3.0)	57-8-18	同上	
31	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 57条 (SA57H r.9.0)	57-9-1	以下の記載を修正した。(下線部参照) (旧) また, 隔壁によって区画化された (新) また, 障壁によって区画化された	
32	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 57条 (SA57H-9 r.3.0)	57-9-2	同上	
33	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 57条 (SA57H r.9.0)	57-9-25	可搬型代替電源車の負荷曲線を有効性評価の記載に合わせて修正した。	
34	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 57条 (SA57H-9 r.3.0)	57-9-26	同上	
35	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 57条 (SA57H r.9.0)	57-9-5~15, 41, 49, 56	単線結線図を最新のものに貼り替えた。	
36	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 57条 (SA57H-9 r.3.0)	57-9-7~17, 57, 105, 130	同上	
37	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 57条 (SA57H r.9.0)	57-9-29	以下の記載を修正した。(下線部参照) (旧) (1.3.(3)項参照) (新) (1.3.(4)項参照) (旧) 固定式消火設備 (新) 自動消火設備 (旧) 難燃性の電線管及びケーブルトレイに (新) 不燃性材料又は難燃性材料の電線管、ケーブルトレイに	
38	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 57条 (SA57H-9 r.3.0)	57-9-33	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
39	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 57条 (SA57H-9 r. 3. 0)	57-9-41~42, 89~90	相違理由欄の以下の記載を修正した。(下線部参照) (旧) 代替炉心注水 (新) 代替炉心注水(格納容器スプレイポンプ) (旧) 代替格納容器スプレイ及び格納容器内自然対流冷却 (新) 代替格納容器スプレイ、格納容器内自然対流冷却 (旧) 代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器内の冷却	
40	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 57条 (SA57H r. 9. 0)	57-10-1~2	以下の記載を修正した。(下線部参照) (旧) 主要機器仕様 (新) 主要仕様	
41	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 57条 (SA57H-9 r. 3. 0)	57-10-2~3	同上	
42	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 57条 (SA57H r. 9. 0)	57-10-6	以下の記載を修正した。(下線部参照) (旧) 中央制御室又は中央制御室に隣接する安全系計装盤室にて (新) 中央制御室及び中央制御室に隣接する安全系計装盤室にて	
43	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 57条 (SA57H-9 r. 3. 0)	57-10-9	同上	
44	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 57条 (SA57H r. 9. 0)	57-10-23	以下の記載を修正した。(下線部参照) (旧) 外の状態を監視する設備 (新) 外の状況を把握する設備 (旧) 気象庁の警報状況を受信するための端末等 (新) 公的機関から気象情報を入手できる設備	
45	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 57条 (SA57H-9 r. 3. 0)	57-10-27	同上	
46	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 57条 (SA57H r. 9. 0)	57-13-1	以下の記載を修正した。(下線部参照) (旧) 取水路及び放水路等 (新) 取水路、放水路等	
47	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 57条 (SA57H-9 r. 3. 0)	57-13-2	同上	

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

第58条 計装設備

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.15 計装設備【58条】(SA58 r.9.0)	全般	記載適正化のため、各資料における記号や数値の記載表現(半角、全角及びフォント)を修正した。	
2	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.15 計装設備【58条】(SA58-9 r.8.0)	全般	同上	
3	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.15 計装設備【58条】(SA58 r.9.0)	全般	記載適正化のため、以下の記載について修正した。(下線部参照) (旧) アニユラス内の水素濃度 (新) アニユラス部の水素濃度	
4	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.15 計装設備【58条】(SA58-9 r.8.0)	全般	同上	
5	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.15 計装設備【58条】(SA58 r.9.0)	全般	誤記訂正のため、線量率及び空間線量率を放射線量率に統一した。	
6	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.15 計装設備【58条】(SA58-9 r.8.0)	全般	同上	
7	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.15 計装設備【58条】(SA58-9 r.8.0)	とりまとめた資料-3	誤記訂正のため、表1:設備又は運用の相違のうち、③(可搬型の重大事故等対処設備)の相違理由欄を以下の表現に修正した。(下線部参照) (旧) 泊では、使用済燃料ピット水位(可搬型)、使用済燃料ピット可搬型エリアモニタ及び使用済燃料ピット監視カメラ空冷装置を用いて使用済燃料ピットの水位、放射線量率及び状態を監視する手段を整備しているのに対し、大飯も同様の設備構成であるが、記載方針の相違(相違理由①)により58条では記載していない。 (新) 泊では、使用済燃料ピット水位(可搬型)及び使用済燃料ピット可搬型エリアモニタを用いて、使用済燃料ピットの水位及び放射線量率を計測する手段を整備している。また、常設の使用済燃料ピット監視カメラにより使用済燃料ピットの状態を監視する場合には、可搬型の使用済燃料ピット監視カメラ空冷装置により使用済燃料ピット監視カメラを冷却する手段を整備している。大飯も同様の設備構成であるが、記載方針の相違(相違理由①)により58条では記載していない。	
8	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.15 計装設備【58条】(SA58 r.9.0)	58-13, 14	43条との整合を図るため、可搬型設備の接続に係る記載表現を適正化した。(下線部参照) (旧) 接続規格 (新) 接続方式	
9	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.15 計装設備【58条】(SA58-9 r.8.0)	58-24~27	同上	



No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
10	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.15 計装設備【58条】(SA58 r.9.0)	58-17~22	記載適正化のため、計装設備(重大事故等対処設備)の主要仕様を常設と可搬型で分けた記載としていたものを統合した(第6.4.2表をなくし第6.4.1表にまとめた)。また、他条文で主要仕様を記載しているものについては、他条文の記載に飛ばす記載とした。 これに伴い、以降の表番号を繰り上げるとともに、当該資料の文中の表番号も修正した。	
11	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.15 計装設備【58条】(SA58-9 r.8.0)	58-30~39	同上	
12	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.15 計装設備【58条】(SA58 r.9.0)	58-21	誤記訂正のため、第6.4.1表のうち第4.2.1表に飛ばす記載について、以下のとおり修正した。(下線部参照) (旧)第4.2.1 使用済燃料ピットの冷却等のための設備の主要仕様に記載する。 (新)第4.2.1 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備の主要仕様に記載する。	
13	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.15 計装設備【58条】(SA58-9 r.8.0)	58-36, 38, 39	同上	
14	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.15 計装設備【58条】(SA58 r.9.0)	58-36	記載の適正化のため、第6.4.3表 代替パラメータによる主要パラメータの推定(8/18)のうち、ガス分析計による水素濃度による推定方法について、以下のとおり修正した。(下線部参照)。 (旧)ガス分析計(自主対策設備) (新)ガス分析計による水素濃度(自主対策設備)	
15	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.15 計装設備【58条】(SA58-9 r.8.0)	58-58	同上	
16	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.15 計装設備【58条】(SA58 r.9.0)	添58-11	誤記訂正のため、表2.15.2 主要設備の仕様(2/3)のうち原子炉補機冷却水サージタンク水位の計測範囲について、以下のとおり修正した。(下線部参照) (旧)0~100% (新)0~100%	
17	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.15 計装設備【58条】(SA58-9 r.8.0)	添58-12	同上	
18	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.15 計装設備【58条】(SA58 r.9.0)	添58-18, 19, 25, 32, 33	43条との整合を図るため、可搬型設備の接続に係る記載表現を適正化した。 (下線部参照) (旧)接続規格 (新)接続方式	
19	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.15 計装設備【58条】(SA58-9 r.8.0)	添58-22, 23, 29, 37, 38	同上	
20	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.15 計装設備【58条】(SA58 r.9.0)	添58-42	記載適正化のため、③原子炉圧力容器内の水位のうち加圧器水位及び原子炉容器水位の設計基準欄について、左揃えから中央揃えに修正した。	
21	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.15 計装設備【58条】(SA58-9 r.8.0)	添58-47	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
22	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.15 計装設備【58条】(SA58 r.9.0)	添付58-56	記載の適正化のため、第6.4.3表 代替パラメータによる主要パラメータの推定(8/18)のうち、ガス分析計による水素濃度による推定方法について、以下のとおり修正した。(下線部参照)。 (旧)ガス分析計(自主対策設備) (新)ガス分析計による水素濃度(自主対策設備)	
23	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.15 計装設備【58条】(SA58-9 r.8.0)	添58-64	同上	
24	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 58条(SA58H r.9.0)	全般	記載適正化のため、各資料における記号や数値の記載表現(半角、全角及びフォント)を修正した。	
25	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 58条(SA58H-9 r.X.Y)	全般	同上	
26	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 58条(SA58H r.9.0)	全般	記載適正化のため、以下の記載について修正した。(下線部参照) (旧)アニユラス内の水素濃度 (新)アニユラス部の水素濃度	
27	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 58条(SA58H-9 r.X.Y)	全般	同上	
28	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 58条(SA58H r.9.0)	全般	誤記訂正のため、線量率及び空間線量率を放射線量率に統一した。	
29	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 58条(SA58H-9 r.X.Y)	全般	同上	
30	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 58条(SA58H r.9.0)	58-2-3	記載適正化のため、第1表 配置図一覧表(3/3)のうち可搬型温度計測装置(格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度)の取付箇所欄の記載について、その他の記載に合わせ中央揃えから左揃えに修正した。	
31	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 58条(SA58H-9 r.X.Y)	補58-2-3	同上	
32	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 58条(SA58H r.9.0)	58-2全般	記載適正化のため、原子炉建屋内の区分(原子炉格納施設、原子炉格納容器、周辺補機棟、燃料取扱棟)を記載した。	
33	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 58条(SA58H-9 r.X.Y)	58-2全般	同上	
34	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 58条(SA58H r.9.0)	58-3-8	記載適正化のため、第15図について、以下のとおり修正した。(下線部参照) (旧)可搬型温度計測装置 (新)可搬型温度計測装置(格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度)	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
35	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 58条 (SA58H-9 r. X. Y)	補58-3-6	同上	
36	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 58条 (SA58H r. 9. 0)	58-4-1, 2	本文第6. 4. 3図, 第6. 4. 4図と整合を図るため, 第1図のタイトルを以下のとおり修正した。(下線部参照) (旧) 第1図 主要設備 概略系統図 (新) 第1図 主要設備 系統概要図	
37	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 58条 (SA58H-9 r. X. Y)	補58-4-1, 3	同上	
38	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 58条 (SA58H r. 9. 0)	58-5-20, 39	記載適正化のため, 第15図及び第31図について, 中央制御室のフォントを游明朝からMS明朝に修正した。	
39	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 58条 (SA58H-9 r. X. Y)	補58-5-30	同上	
40	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 58条 (SA58H r. 9. 0)	58-5-49	誤記訂正のため, 第41図 可搬型計測器の概略構成図について, 以下の記載に修正した。 (旧) 可搬型計測器: 白背景(設計基準対処施設) (新) 可搬型計測器: 点線背景(重大事故等対処設備)	
41	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 58条 (SA58H-9 r. X. Y)	補58-5-63	同上	
42	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 58条 (SA58H r. 9. 0)	58-5-69	本文第6. 4. 3表の記載と整合を図るため, 第2表 計測装置の計測範囲(19/19)における使用済燃料ピット監視カメラの計測範囲(-40~120℃)を削除した。(女川, 島根と同様)	
43	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 58条 (SA58H-9 r. X. Y)	補58-5-91	同上	
44	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 58条 (SA58H r. 9. 0)	58-8全般	記載適正化のため, ページ数のフォントをCenturyからMS明朝に修正した。	
45	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 58条 (SA58H r. 9. 0)	58-8全般	マスキング箇所を適正化した。	
46	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 58条 (SA58H-9 r. X. Y)	58-8全般	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
47	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備）補足説明資料 58条（SA58H r. 9. 0）	58-8-9, 12, 13	記載適正化のため、原子炉圧力容器内の水位の推定方法について、58条本文側の記載と整合させ記載表現を修正した。（下線部参照） （旧） 1次冷却材圧力（広域）及び1次冷却材温度（使用可能であれば、炉心出口温度（自主対策設備））により、サブクール度（自主対策設備）が使用可能であれば、サブクール度（自主対策設備）により原子炉圧力容器内がサブクール状態又は飽和状態であることを監視し～。 （新） サブクール度（自主対策設備）、1次冷却材圧力（広域）、炉心出口温度（自主対策設備）、1次冷却材温度（広域－高温側）及び1次冷却材温度（広域－低温側）により原子炉圧力容器内がサブクール状態又は過熱状態であることを監視し～。  （旧） 1次冷却材圧力（広域）及び1次冷却材温度（広域－低温側）又は1次冷却材温度（広域－高温側）若しくは〔炉心出口温度〕、〔サブクール度〕 （新） 〔サブクール度〕、1次冷却材圧力（広域）、〔炉心出口温度〕、1次冷却材温度（広域－高温側）及び1次冷却材温度（広域－低温側）	
48	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備）補足説明資料 比較表 58条（SA58H-9 r. X. Y）	補58-8-8, 11, 12	同上	
49	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備）補足説明資料 58条（SA58H r. 9. 0）	58-8-22	記載適正化のため、原子炉圧力容器への注水量の推定の評価のうち③原子炉容器水位について、記載表現を修正した。（下線部参照） （旧） 原子炉容器水位による推定方法は、～。特に、測定時の水位から炉心の冠水状態を確認できるときは、非常用炉心冷却設備による注入水の破断口からの漏えいが少ないと考えられる破断規模の大きい原子炉冷却材喪失が発生した場合に限り適用できる。 本推定方法は、～ （新） 原子炉容器水位による推定方法は、～。（下線部削除） 本推定方法は、～。	
50	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備）補足説明資料 比較表 58条（SA58H-9 r. X. Y）	補58-8-21	同上	
51	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備）補足説明資料 58条（SA58H r. 9. 0）	58-8-33, 38, 56, 59	図中吹き出しのフォントをCenturyからMS明朝に修正した。	
52	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備）補足説明資料 比較表 58条（SA58H-9 r. X. Y）	補58-8-30, 34, 51, 54	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
53	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 58条 (SA58H r. 9. 0)	58-8-74	記載適正化のため、最終ヒートシンクの確保の推定の評価のうち(4)及び(5)の記載について、以下のとおり修正した。(下線部参照) (旧) ①格納容器温度、①原子炉格納容器圧力 (新) ①格納容器温度、原子炉格納容器圧力	
54	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 58条 (SA58H-9 r. X. Y)	補58-8-67	同上	
55	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 58条 (SA58H r. 9. 0)	58-8-94, 96	本文第6. 4. 3表の記載と整合を図るため、(r) 主要パラメータの代替パラメータ(他チャンネル及び他ループを除く)による推定方法について(使用済燃料ピットの監視)における使用済燃料ピット監視カメラの計測範囲(-40~120℃)を削除した。(女川、島根と同様)	
56	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 58条 (SA58H-9 r. X. Y)	補58-8-89, 91	同上	
57	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 58条 (SA58H r. 9. 0)	58-8-94, 95	誤記訂正のため、(r) 主要パラメータの代替パラメータ(他チャンネル及び他ループを除く)による推定方法について(使用済燃料ピットの監視)における主要パラメータ及び代替パラメータについて、以下のとおり修正した。(下線部参照) (旧) 使用済燃料ピット監視用携帯型ローブ式水位計 (新) 携帯型水位・水温計	
58	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 58条 (SA58H-9 r. X. Y)	補58-8-89, 90	同上	
59	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 58条 (SA58H r. 9. 0)	58-9-5	誤記訂正のため、可搬型計測器及び可搬型温度計測装置(格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度)の必要台数整理(5/5)の注1について、以下のとおり記載表現を修正した。(下線部参照) (旧) 全交流電源喪失時は、水素監視装置、放射線監視装置、各計測装置及び使用済燃料ピット監視カメラに対して常設代替交流電源設備(代替非常用発電機)により給電されるため監視可能である。 (新) 全交流動力電源喪失時には、水素監視装置、放射線監視装置、核計測装置及び使用済燃料ピット監視カメラに対して、常設代替交流電源設備(代替非常用発電機)により給電されるため監視可能である。	
60	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 58条 (SA58H-9 r. X. Y)	補58-9-5	同上	
61	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 58条 (SA58H r. 9. 0)	58-10-7~9	誤記訂正のため、表58-10-5における類型化区分B dに分類する計装設備(可搬型温度計測装置(格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度)を除く)について、注記※2(取付箇所の室温評価により健全性を確認)及び※3(取付箇所及び保管場所の室温評価により健全性を確認)を削除した。また、以降の注記番号を見直した。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
62	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 58条 (SA58H-9 r. X. Y)	補58-10-6~8	同上	
63	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 58条 (SA58H r. 9. 0)	58-10-8	誤記訂正のため、表58-10-5における格納容器内高レンジエリアモニタ(低レンジ)及び格納容器内高レンジエリアモニタ(高レンジ)の耐環境性について、以下のとおり修正した。(下線部参照) (旧)放射線: <u>1.25MGy</u> (新)放射線: <u>0.5MGy</u>	
64	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 58条 (SA58H-9 r. X. Y)	補58-10-7	同上	
65	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 58条 (SA58H r. 9. 0)	58-10-10	誤記訂正のため、表58-10-5の類型化区分について、以下の記載に修正した。(下線部参照) 使用済燃料ピット可搬型エリアモニタ (旧) <u>B b</u> , C (新) <u>B d</u> , C 使用済燃料ピット監視カメラ空冷装置 (旧) <u>B b</u> (新) <u>B d</u>	
66	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 58条 (SA58H-9 r. X. Y)	補58-10-9	同上	
67	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 58条 (SA58H r. 9. 0)	58-12-6	記載適正化のため、第1表格納容器内計装設備の設置高さ(4/4)のうち②格納容器水素イグナイタ温度監視装置のインデントを修正した。	
68	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 58条 (SA58H-9 r. X. Y)	補58-12-6	同上	
69	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 58条 (SA58H r. 9. 0)	58-12 別紙4全般	別紙4(原子炉下部キャビティへの流入経路について)は、51条補足説明資料(51-7)と同内容であるため、全体的に記載の整合を図った。	
70	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 58条 (SA58H-9 r. X. Y)	58-12 別紙4全般	同上	
71	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 58条 (SA58H r. 9. 0)	58-13-7	本文第6.4.3表の記載と整合を図るため、第1表 重大事故等対処設備により計測する重要監視パラメータ(7/7)における使用済燃料ピット監視カメラの計測範囲(-40~120℃)を削除した。(女川、島根と同様)	
72	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 58条 (SA58H-9 r. X. Y)	補58-13-6	同上	
73	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 58条 (SA58H r. 9. 0)	58-14-6, 10	誤記訂正のため、(第58表)計装設備(10/10)における「温度、圧力、水位、注水量の計測・監視」欄の原子炉補機冷却水サージタンク圧力(AM用)及び原子炉補機冷却水サージタンク圧力(可搬型)を、(第58表)計装設備(6/10)における「最終ヒートシンクの確保」欄へ移した。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
74	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 58条 (SA58H-9 r. X. Y)	補58-14-4, 6	同上	
75	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 58条 (SA58H r. 9. 0)	58-14-12~20	記載適正化のため, 第1図 配置図について, 原子炉建屋内の区分(原子炉格納施設, 原子炉格納容器, 周辺補機棟, 燃料取扱棟)を記載した。	
76	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 58条 (SA58H-9 r. X. Y)	補58-14-8~16	同上	

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.16 原子炉制御室【59条】(SA59 r.11.0)	全般	ページ数の「一」を「-」に修正した。	
2	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.16 原子炉制御室【59条】(SA59 r.11.0)	59-4	以下の記載を適正化 (旧) 身体サーベイ及び作業服の着替え等 (新) 身体サーベイ、作業服の着替え等	
3	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.16 原子炉制御室【59条】(SA59-9 r.10.0)	59-8	同上	
4	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.16 原子炉制御室【59条】(SA59 r.11.0)	59-9	以下の記載を適正化 (旧) …放射性物質及び水素等… (新) …放射性物質、水素等…	
5	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.16 原子炉制御室【59条】(SA59-9 r.10.0)	59-16	同上	
6	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.16 原子炉制御室【59条】(SA59 r.11.0)	59-12	以下の記載を適正化 (旧) 身体サーベイ及び作業服の着替え等 (新) 身体サーベイ、作業服の着替え等	
7	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.16 原子炉制御室【59条】(SA59-9 r.10.0)	59-20	同上	
8	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.16 原子炉制御室【59条】(SA59 r.11.0)	59-15	以下の記載を適正化 (旧) 身体サーベイ及び作業服の着替え等 (新) 身体サーベイ、作業服の着替え等	
9	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.16 原子炉制御室【59条】(SA59-9 r.10.0)	59-27	同上	
10	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.16 原子炉制御室【59条】(SA59 r.11.0)	59-16	女川の構文を取り入れ、以下の記載を見直した。 (旧) 換気空調設備を構成する排気筒は、設計基準事故対処設備の一部を流路として使用することから、流路に係る機能について重大事故等対処設備としての設計を行う。 (新) 本システムの流路として、換気空調設備を構成する排気筒、アニュラス空気浄化設備のダクト、ダンパ及び弁を重大事故等対処設備として使用する。	



No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
11	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.16 原子炉制御室【59条】(SA59-9 r.10.0)	59-28	同上	
12	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.16 原子炉制御室【59条】(SA59 r.11.0)	59-17	女川の構文を取り入れ、以下の記載を見直した。 (旧)換気空調設備を構成する排気筒は、設計基準事故対処設備の一部を流路として使用することから、流路に係る機能について重大事故等対処設備としての設計を行う。 (新)本システムの流路として、換気空調設備を構成する排気筒、アニュラス空気浄化設備のダクト、ダンパ及び弁並びに制御用圧縮空気設備の配管及び弁を重大事故等対処設備として使用する。	
13	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.16 原子炉制御室【59条】(SA59-9 r.10.0)	59-30	同上	
14	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.16 原子炉制御室【59条】(SA59 r.11.0)	59-19	以下の記載を適正化 (旧)身体サーベイ及び作業服の着替え等 (新)身体サーベイ、作業服の着替え等	
15	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.16 原子炉制御室【59条】(SA59-9 r.10.0)	59-35	同上	
16	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.16 原子炉制御室【59条】(SA59 r.11.0)	59-21	他条文での女川実績取込を反映し以下を修正した。 (旧)簡便な接続規格 (新)簡便な接続方式	
17	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.16 原子炉制御室【59条】(SA59-9 r.10.0)	59-42	同上	
18	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.16 原子炉制御室【59条】(SA59 r.11.0)	59-25~27	女川実績反映及び他条文との整合のため、以下を修正。 (旧)概略系統図 (新)系統概要図	
19	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.16 原子炉制御室【59条】(SA59-9 r.10.0)	59-48~51	同上	
20	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.16 原子炉制御室【59条】(SA59 r.11.0)	59-30	女川実績反映及び他条文との整合のため、以下を修正。 (旧)概略系統図 (新)系統概要図	
21	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.16 原子炉制御室【59条】(SA59-9 r.10.0)	59-57	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
22	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.16 原子炉制御室【59条】(SA59 r.11.0)	59-32	以下の記載を適正化 (旧) …放射性物質及び水素等… (新) …放射性物質、水素等…	
23	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.16 原子炉制御室【59条】(SA59-9 r.10.0)	59-59,60	同上	
24	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.16 原子炉制御室【59条】(SA59 r.11.0)	59-32	女川の構文を取り入れ、以下の記載を見直した。 (旧) 換気空調設備を構成する排気筒は、設計基準事故対処設備の一部を流路として使用することから、流路に係る機能について重大事故等対処設備としての設計を行う。 (新) 本システムの流路として、換気空調設備を構成する排気筒、アニユラス空気浄化設備のダクト、ダンパ及び弁を重大事故等対処設備として使用する。	
25	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.16 原子炉制御室【59条】(SA59-9 r.10.0)	59-60	同上	
26	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.16 原子炉制御室【59条】(SA59 r.11.0)	59-33	女川の構文を取り入れ、以下の記載を見直した。 (旧) 換気空調設備を構成する排気筒は、設計基準事故対処設備の一部を流路として使用することから、流路に係る機能について重大事故等対処設備としての設計を行う。 (新) 本システムの流路として、換気空調設備を構成する排気筒、アニユラス空気浄化設備のダクト、ダンパ及び弁並びに制御用圧縮空気設備の配管及び弁を重大事故等対処設備として使用する。	
27	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.16 原子炉制御室【59条】(SA59-9 r.10.0)	59-61	同上	
28	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.16 原子炉制御室【59条】(SA59 r.11.0)	59-35	他条文での女川実績取込を反映し以下を修正した。 (旧) 簡便な接続規格 (新) 簡便な接続方式	
29	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.16 原子炉制御室【59条】(SA59-9 r.10.0)	59-65	同上	
30	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.16 原子炉制御室【59条】(SA59 r.11.0)	添59-4	「及び」と「等」は併用しない方針としたため以下を修正した。 (旧) 身体サーベイ及び作業服の着替え等を行うための区画を設ける設計とする。 (新) 身体サーベイ、作業服の着替え等を行うための区画を設ける設計とする。	
31	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.16 原子炉制御室【59条】(SA59-9 r.10.0)	59-添付-8	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
32	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.16 原子炉制御室【59条】(SA59 r.11.0)	添59-6	本文との整合のため、以下を修正。 (旧) 系統概略図 (新) 系統概要図	
33	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.16 原子炉制御室【59条】(SA59-9 r.10.0)	59-添付-10	同上	
お	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.16 原子炉制御室【59条】(SA59 r.11.0)	添59-8	本文との整合のため、以下を修正。 (旧) 系統概略図 (新) 系統概要図	
35	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.16 原子炉制御室【59条】(SA59-9 r.10.0)	59-添付-14	同上	
36	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.16 原子炉制御室【59条】(SA59-9 r.10.0)	59-添付-17	女川欄の誤記を修正 (旧) 充填圧力 約19.6NPa [gage] (新) 充填圧力 約19.6MPa [gage]	
37	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.16 原子炉制御室【59条】(SA59 r.11.0)	添59-28	「及び」と「等」は併用しない方針としたため以下を修正した。 (旧) …身体サーベイ及び作業服の着替え等を行うための区画… (新) …身体サーベイ、作業服の着替え等を行うための区画…	
38	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.16 原子炉制御室【59条】(SA59-9 r.10.0)	59-添付-40	同上	
39	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.16 原子炉制御室【59条】(SA59 r.11.0)	添59-31	「及び」と「等」は併用しない方針としたため以下を修正した。 (旧) …身体サーベイ及び作業服の着替え等を行うための区画… (新) …身体サーベイ、作業服の着替え等を行うための区画…	
40	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.16 原子炉制御室【59条】(SA59-9 r.10.0)	59-添付-42	同上	
41	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.16 原子炉制御室【59条】(SA59 r.11.0)	添59-35	「及び」と「等」は併用しない方針としたため以下を修正した。 (旧) …身体サーベイ及び作業服の着替え等に必要な… (新) …身体サーベイ、作業服の着替え等に必要な…	
42	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.16 原子炉制御室【59条】(SA59-9 r.10.0)	59-添付-46	同上	
43	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.16 原子炉制御室【59条】(SA59 r.11.0)	添59-38	本文との整合のため、以下を修正。 (旧) 系統概略図 (新) 系統概要図	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
44	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.16 原子炉制御室【59条】(SA59-9 r.10.0)	59-添付-50	同上	
45	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.16 原子炉制御室【59条】(SA59 r.11.0)	添59-44	他条文での女川実績取込を反映し以下を修正した。 (旧) 簡便な接続規格 (新) 簡便な接続方式	
46	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.16 原子炉制御室【59条】(SA59-9 r.10.0)	59-添付-56	同上	
47	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.16 原子炉制御室【59条】(SA59 r.11.0)	添59-47	他条文での女川実績取込を反映し以下を修正した。 (旧) 簡便な接続規格 (新) 簡便な接続方式	
48	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.16 原子炉制御室【59条】(SA59-9 r.10.0)	59-添付-59	同上	
49	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.16 原子炉制御室【59条】(SA59 r.11.0)	添59-52	他条文での女川実績取込を反映し以下を修正した。 (旧) 簡便な接続規格 (新) 簡便な接続方式	
50	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.16 原子炉制御室【59条】(SA59-9 r.10.0)	59-添付-65	同上	
51	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 59条(SA59H r.10.0)	59-2-表紙	他条文に合わせ、凡例の以下の記載を修正 (旧) 設計基準事故対処設備等 (新) 設計基準対象施設	
52	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 59条(SA59H-9 r.10.0)	59-補足-27	同上	
53	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 59条(SA59H r.10.0)	59-2-2	配置図に建屋名称を記載した。	
54	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 59条(SA59H-9 r.10.0)	59-補足-30	同上	
55	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 59条(SA59H r.10.0)	59-2-3	配置図に建屋名称を記載した。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
56	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 59条 (SA59H-9 r. 10. 0)	59-補足-31	同上	
57	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 59条 (SA59H r. 10. 0)	59-2-4	配置図に建屋名称を記載した。	
58	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 59条 (SA59H-9 r. 10. 0)	59-補足-35, 40	同上	
59	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 59条 (SA59H r. 10. 0)	59-2-5	<ul style="list-style-type: none"> <li>配置図に建屋名称を記載した。</li> <li>原子炉建屋を書き分けた。</li> </ul>	
60	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 59条 (SA59H-9 r. 10. 0)	59-補足-41	同上	
61	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 59条 (SA59H r. 10. 0)	59-2-6	<ul style="list-style-type: none"> <li>配置図に建屋名称を記載した。</li> <li>原子炉建屋を書き分けた。</li> <li>他条文での女川実績取込を反映し以下を修正した。 (旧) 簡便な接続規格 (新) 簡便な接続方式</li> <li>アニュラス空気浄化フィルタユニットは設計基準対象施設でもあるため、青枠でも囲い記載を適正化した。</li> </ul>	
62	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 59条 (SA59H-9 r. 10. 0)	59-補足-42	同上	
63	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 59条 (SA59H r. 10. 0)	59-2-7	配置図の構内図面を最新化した。	
64	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 59条 (SA59H-9 r. 10. 0)	59-補足-43	同上	
65	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 59条 (SA59H-9 r. 10. 0)	59-補足-48, 49	配置図に建屋名称を記載した。	
66	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 59条 (SA59H r. 11. 0)	59-5-2	「変更前」の記載を削除した。	
67	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 59条 (SA59H-9 r. 10. 0)	59-補足-150	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
68	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 59条 (SA59H r. 11. 0)	59-7-2-3	女川と同様の注釈を追記。「放出源高さは放出エネルギーによる影響は未考慮」	
69	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 59条 (SA59H-9 r. 10. 0)	59-補足-164	同上	
70	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 59条 (SA59H r. 11. 0)	59-7-2-8	女川と同様の注釈を追記。「遮蔽モデル上のコンクリート厚を許容される施工誤差分だけ薄くした場合の被ばく線量」	
71	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 59条 (SA59H-9 r. 10. 0)	59-補足-172	同上	
72	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 59条 (SA59H r. 11. 0)	59-7-2-9	女川と同様の注釈を追記。「遮蔽モデル上のコンクリート厚を許容される施工誤差分だけ薄くした場合の被ばく線量」	
73	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 59条 (SA59H-9 r. 10. 0)	59-補足-173	同上	
74	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 59条 (SA59H r. 11. 0)	59-7-2-10	女川と同様の注釈を追記。「遮蔽モデル上のコンクリート厚を許容される施工誤差分だけ薄くした場合の被ばく線量」	
75	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 59条 (SA59H-9 r. 10. 0)	59-補足-175	同上	
76	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 59条 (SA59H r. 11. 0)	59-7-2-11	女川と同様の注釈を追記。「遮蔽モデル上のコンクリート厚を許容される施工誤差分だけ薄くした場合の被ばく線量」	
77	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 59条 (SA59H-9 r. 10. 0)	59-補足-175	同上	
78	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 59条 (SA59H r. 11. 0)	59-7-添 2-1-8	女川と同様の注釈を追記。「放出源高さは放出エネルギーによる影響は未考慮」	
79	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 59条 (SA59H-9 r. 10. 0)	59-補足-203	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
80	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 59条 (SA59H r. 11. 0)	59-7-添 2-14-3	女川と同様の注釈を追記。「放出源高さは放出エネルギーによる影響は未考慮」	
81	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 59条 (SA59H-9 r. 10. 0)	59-補足-297	同上	
82	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 59条 (SA59H-9 r. 10. 0)	59-補足-307	女川欄の脱字を修正 (旧) …湿性沈着を考慮した沈着速度1.2cm/s, 添付資料2 2-9 参照) を用いており, … (新) …湿性沈着を考慮した沈着速度(1.2cm/s, 添付資料2 2-9 参照) を	
83	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 59条 (SA59H-9 r. 10. 0)	59-補足-317	女川欄の誤字を修正 (旧) …1ミリシーベルト以下とするため、漏れを考慮しても、50以上の防護係数を… (新) …1ミリシーベルト以下とするため、漏れを考慮しても、50以上の防	
84	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 59条 (SA59H r. 11. 0)	59-7-添 2-19-4	大飯と同様の注釈を追記。「× 評価点」	
85	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 59条 (SA59H-9 r. 10. 0)	59-補足-331	同上	

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

第60条 監視測定設備

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.17 監視測定設備【60条】(SA60 r.11.0)	全般	ページ数の「-」を「-」に修正	
2	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.17 監視測定設備【60条】(SA60 r.11.0)	60-8	以下の記載を適正化 (旧) 測定器と蓄電池等 (新) 測定器、蓄電池等	
3	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.17 監視測定設備【60条】(SA60-9 r.10.0)	60-13	同上	
4	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.17 監視測定設備【60条】(SA60 r.11.0)	60-9~11	主要仕様は常設と可搬型で書き分けなかったこととしたため、第8.3.2表と第8.3.3表を統合し、「第8.3.2表 放射線管理設備(重大事故等時)の主要仕様」として整理した。 統合前の比較表においても移動して比較を行っていたため、相違理由などの変更はない。	
5	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.17 監視測定設備【60条】(SA60-9 r.10.0)	60-15~17	同上	
6	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.17 監視測定設備【60条】(SA60 r.11.0)	60-12	凡例内の脱字を修正 (旧) 可搬モニタリングポスト (新) 可搬型モニタリングポスト	
7	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.17 監視測定設備【60条】(SA60-9 r.10.0)	60-19	同上	
8	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.17 監視測定設備【60条】(SA60 r.11.0)	60-12~15	・屋外の構内図面を最新化した。 ・図番号の表現を他条文に合わせ修正した。 (旧) 図X.X.X (新) 第X.X.X図	
9	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.17 監視測定設備【60条】(SA60-9 r.10.0)	60-19~22	同上	
10	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.17 監視測定設備【60条】(SA60 r.11.0)	添60-6	以下の記載を適正化 (旧) …地盤の変形及び変位又は地震等により… (新) …地盤の変形及び変位、地震等により…	
11	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.17 監視測定設備【60条】(SA60-9 r.10.0)	60-添付-9	同上	



No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
12	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.17 監視測定設備【60条】(SA60 r.11.0)	添60-12	以下の記載を適正化 (旧) …測定器本体と蓄電池等との接続を… (新) …測定器本体,蓄電池等の接続を…	
13	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.17 監視測定設備【60条】(SA60-9 r.10.0)	60-添付-14	同上	
14	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.17 監視測定設備【60条】(SA60 r.11.0)	添60-19	以下の記載を適正化 (旧) …必要な測定装置等及び要員を… (新) …必要な測定装置,要員等を…	
15	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.17 監視測定設備【60条】(SA60-9 r.10.0)	60-添付-20	同上	
16	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 60条(SA60H r.12.0)	60-2-1	凡例内の脱字を修正 (旧) 可搬モニタリングポスト (新) 可搬型モニタリングポスト	
17	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 60条(SA60H-9 r.5.0)	60-補足-18	同上	
18	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 60条(SA60H r.12.0)	60-2-1~8	屋外の構内図面を最新化した。	
19	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 60条(SA60H-9 r.5.0)	60-補足-18~26	同上	
20	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 60条(SA60H r.12.0)	60-6-2	屋外の構内図面を最新化した。	
21	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 60条(SA60H-9 r.5.0)	60-補足-55	同上	
22	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 60条(SA60H r.12.0)	60-6-13	屋外の構内図面を最新化した。	
23	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 60条(SA60H-9 r.5.0)	60-補足-65	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
24	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 60条 (SA60H r. 12. 0)	60-6-14	原災法第15条についての記載が不足していたため追記した。 (旧) …原子力災害対策特別措置法第10条特定事象が発生した場合… (新) …原子力災害対策特別措置法第10条第1項に該当する事象又は原子力災害対策特別措置法第15条第1項に該当する事象(以下、「原災法該当事象」という。)が発生した場合…	
25	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 60条 (SA60H-9 r. 5. 0)	60-補足-66	同上	
26	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 60条 (SA60H r. 12. 0)	60-6-14	・屋外の構内図面を最新化した。 ・凡例内の脱字を修正 (旧) 可搬モニタリングポスト (新) 可搬型モニタリングポスト	
27	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 60条 (SA60H-9 r. 5. 0)	60-補足-67	同上	
28	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 60条 (SA60H r. 12. 0)	60-6-15	可搬型モニタリングポストについては、女川同様警報設定が可能であることから、同様の記載を追記した。	
29	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 60条 (SA60H-9 r. 5. 0)	60-補足-68	同上	
30	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 60条 (SA60H r. 12. 0)	60-6-18	屋外の構内図面を最新化した。	
31	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 60条 (SA60H-9 r. 5. 0)	60-補足-70	同上	
32	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 60条 (SA60H r. 12. 0)	60-6-23	屋外の構内図面を最新化した。	
33	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 60条 (SA60H-9 r. 5. 0)	60-補足-74	同上	
34	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 60条 (SA60H r. 12. 0)	60-6-25	屋外の構内図面を最新化した。	
35	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 60条 (SA60H-9 r. 5. 0)	60-補足-76	同上	
36	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 60条 (SA60H r. 12. 0)	60-6-26	屋外の構内図面を最新化した。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
37	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 60条 (SA60H-9 r. 5. 0)	60-補足-77	同上	
38	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 60条 (SA60H r. 12. 0)	60-6-29	屋外の構内図面を最新化した。	
39	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 60条 (SA60H-9 r. 5. 0)	60-補足-80	同上	
40	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 60条 (SA60H r. 12. 0)	60-6-32	原災法第15条についての言及がなかったため、「原災法該当事象」という文言に修正した。 (旧) 原子力災害対策特別措置法第10条特定事象… (新) 原災法該当事象…	
41	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 60条 (SA60H-9 r. 5. 0)	60-補足-82	同上	
42	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 60条 (SA60H r. 12. 0)	60-6-34	・屋外の構内図面を最新化した。 ・凡例内の脱字を修正 (旧) 可搬モニタリングポスト (新) 可搬型モニタリングポスト	
43	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 60条 (SA60H-9 r. 5. 0)	60-補足-84	同上	
44	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 60条 (SA60H r. 12. 0)	60-6-39	原災法第15条を踏まえた記載となっていなかったため、「原災法該当事象」という文言に修正した。 (旧) 原子力災害対策特別措置法第10条特定事象… (新) 原災法該当事象…	
45	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 60条 (SA60H-9 r. 5. 0)	60-補足-89	同上	
46	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 60条 (SA60H r. 12. 0)	60-6-40	原災法第15条を踏まえた記載となっていなかったため、「原災法該当事象」という文言に修正した。 (旧) 原子力災害対策特別措置法第10条特定事象… (新) 原災法該当事象…	
47	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 60条 (SA60H-9 r. 5. 0)	60-補足-90	同上	
48	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 60条 (SA60H r. 12. 0)	60-6-41	屋外の構内図面を最新化した。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
49	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 60条 (SA60H-9 r. 5. 0)	60-補足-92	同上	
50	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 60条 (SA60H r. 12. 0)	60-6-42	屋外の構内図面を最新化した。	
51	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 60条 (SA60H-9 r. 5. 0)	60-補足-93	同上	
52	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 60条 (SA60H r. 12. 0)	60-6-43	原災法第15条を踏まえた記載となっていなかったため、「原災法該当事象」という文言に修正した。また、誤記(「イ」⇒「ロ」)を修正した。	
53	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 60条 (SA60H-9 r. 5. 0)	60-補足-94	同上	
54	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 60条 (SA60H r. 12. 0)	60-6-49	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外の構内図面を最新化した。</li> <li>・凡例内の脱字を修正 (旧) 可搬モニタリングポスト (新) 可搬型モニタリングポスト</li> <li>・原災法第15条を踏まえた記載となっていなかったため、「原災法該当事象」という文言に修正した。 (旧) 原子力災害対策特別措置法第10条特定事象… (新) 原災法該当事象…</li> </ul>	
55	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 60条 (SA60H-9 r. 5. 0)	60-補足-107	同上	
56	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 60条 (SA60H r. 12. 0)	60-6-51	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外の構内図面を最新化した。</li> <li>・凡例内の脱字を修正 (旧) 可搬モニタリングポスト (新) 可搬型モニタリングポスト</li> </ul>	
57	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 60条 (SA60H-9 r. 5. 0)	60-補足-109, 120	同上	
58	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 60条 (SA60H r. 12. 0)	60-6-54	屋外の構内図面を最新化した。	
59	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 60条 (SA60H-9 r. 5. 0)	60-補足-112	同上	
60	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 60条 (SA60H r. 12. 0)	60-6-67	屋外の構内図面を最新化した。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
61	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 60条 (SA60H-9 r. 5. 0)	60-補足-126	同上	
62	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 60条 (SA60H r. 12. 0)	60-6-69	屋外の構内図面を最新化した。	
63	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 60条 (SA60H-9 r. 5. 0)	60-補足-127	同上	
64	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 60条 (SA60H r. 12. 0)	60-6-73	・屋外の構内図面を最新化した。 ・凡例内の脱字を修正 (旧) 可搬モニタリングポスト (新) 可搬型モニタリングポスト	
65	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 60条 (SA60H-9 r. 5. 0)	60-補足-132	同上	
66	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 60条 (SA60H r. 12. 0)	60-6-81	屋外の構内図面を最新化した。	
67	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 60条 (SA60H-9 r. 5. 0)	60-補足-140	同上	
68	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 60条 (SA60H-9 r. 5. 0)	60-補足-163	・比較すべき図が不足していたため追加した。 ・屋外の構内図面を最新化した。	
69	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 60条 (SA60H r. 12. 0)	60-7-1~3	屋外の構内図面を最新化した。	
70	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 60条 (SA60H-9 r. 5. 0)	60-補足-166~168	同上	

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

第61条 緊急時対策所

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.18 緊急時対策所【61条】(SA61 r.11.0)	資料全般	記載適正化 (旧) 61条-## (新) 61-## ##はページ番号	
2	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.18 緊急時対策所【61条】(SA61 r.11.0)	61-7, 15, 21, 30, 32, 添61-5	記載適正化 (旧) 身体サーベイ及 <u>び</u> 作業服の着替え等 (新) 身体サーベイ, <u>、</u> 作業服の着替え等	
3	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.18 緊急時対策所【61条】(SA61-9 r.11.0)	61-9, 22, 34, 50, 55, 61-添付資料9	同上	
4	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.18 緊急時対策所【61条】(SA61 r.11.0)	61-33	記載適正化 (旧) 操作スイッチ又 <u>は</u> 弁等 (新) 操作スイッチ, <u>、</u> 弁等	
5	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.18 緊急時対策所【61条】(SA61-9 r.11.0)	61-56	同上	
6	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.18 緊急時対策所【61条】(SA61 r.11.0)	添61-7, 21, 25	記載適正化 (旧) 単線結線図を補足説明資料61-4に示す。 (新) 単線結線図を補足説明資料61-10に示す。  (旧) (61-4) (新) (61-10)	
7	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.18 緊急時対策所【61条】(SA61-9 r.11.0)	61-添付資料12, 34, 42	同上	
8	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.18 緊急時対策所【61条】(SA61 r.11.0)	添61-13	記載適正化(表2.18-2) (旧) ディーゼル発電機設備(燃料油系統)配管・弁【常設】 (新) ディーゼル発電機設備(燃料油設備)配管・弁【常設】	
9	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.18 緊急時対策所【61条】(SA61-9 r.11.0)	61-添付資料20	同上	
10	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.18 緊急時対策所【61条】(SA61 r.11.0)	添61-20	規制適正化(表2.18-7) (旧) 各部の損傷及び腐食等の有無を目視等で確認 (新) 各部の損傷, <u>、</u> 腐食等の有無を目視等で確認	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
11	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.18 緊急時対策所【61条】(SA61-9 r.11.0)	61-添付資料31	同上	
12	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.18 緊急時対策所【61条】(SA61 r.11.0)	添61-20, 34, 39, 40	記載適正化 (旧) 切替えられる 切替える (新) 切り替えられる 切り替える	
13	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.18 緊急時対策所【61条】(SA61-9 r.11.0)	61-添付資料33, 55, 60, 61	同上	
14	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.18 緊急時対策所【61条】(SA61 r.11.0)	添61-20	記載的瀬化 (旧) 図2.18-3_4に示す。 (新) 図2.18-3 <sub>2</sub> 4に示す。	
15	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.18 緊急時対策所【61条】(SA61-9 r.11.0)	61-添付資料33	同上	
16	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.18 緊急時対策所【61条】(SA61 r.11.0)	添61-22	記載適正化 (旧) 3号炉非常用電源又は1号又は2号炉常用電源 (新) 3号炉非常用電源又は1号若しくは2号炉常用電源	
17	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.18 緊急時対策所【61条】(SA61-9 r.11.0)	61-添付資料38	同上	
18	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.18 緊急時対策所【61条】(SA61 r.11.0)	添61-28	記載適正化 (旧) * 1 単線結線図を補足説明資料61-4に示す。  (新) * 1 単線結線図を補足説明資料61-10に示す。 電源設備については「2.18.2.2 代替電源設備からの給電」で示す。	
19	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.18 緊急時対策所【61条】(SA61-9 r.11.0)	61-添付資料46	同上	
20	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.18 緊急時対策所【61条】(SA61 r.11.0)	添61-34	記載適正化 (旧) 操作スイッチ及び弁等 (新) 操作スイッチ、弁等	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
21	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.18 緊急時対策所【61条】(SA61-9 r.11.0)	61-添付資料54	同上	
22	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.18 緊急時対策所【61条】(SA61)	添61-37	記載適正化 (旧) 目視により機能・性能に影響を及ぼすおそれのある傷、割れ、漏えいの有無及びフィルタ状態等の確認とともに、 (新) 目視により機能・性能に影響を及ぼすおそれのある傷、割れ、漏えいの有無、フィルタ状態等の確認とともに、	
23	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.18 緊急時対策所【61条】(SA61-9)	61-添付資料54	同上	
24	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.18 緊急時対策所【61条】(SA61 r.11.0)	添61-39, 40	記載適正化(2箇所) (旧) 操作スイッチ及びダンパ等 (新) 操作スイッチ、ダンパ等	
25	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.18 緊急時対策所【61条】(SA61-9 r.11.0)	61-添付資料60, 61	同上	
26	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 61条(SA61H r.11.0)	61-2-1, 5, 6	屋外図面の最新化	
27	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 61条(SA61H-9 r.11.0)	61-補足資料28, 35	同上	
28	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 61条(SA61H r.11.0)	61-2-4	タイトルの記載適正化 (旧) 換気空調系配置図 (新) 換気空調設備配置図	
29	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 61条(SA61H-9 r.11.0)	61-補足資料34	同上	
30	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 61条(SA61H r.11.0)	61-3-3	記載適正化 (旧) (模擬負荷による電源車の出力性能確認) (新) (模擬負荷による緊急時対策所用発電機の出力性能確認)	
31	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 61条(SA61H-9 r.11.0)	61-補足資料49	同上	
32	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 61条(SA61H-9 r.11.0)	61-補足資料51	相違理由を追記 【大飯】 ・記載表現の相違 記載は異なるが、試験検査が可能であることに相違ない。	



No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
33	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 61条 (SA61H r. 11. 0)	S36. 3. 6	項目名を以下のとおり適正化。また、大飯との相違理由を追記。 (旧) ○緊急時対策所可搬型エリアモニタの試験・検査性について (新) ○緊急時対策所可搬型エリアモニタの試験・検査性について	
34	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 61条 (SA61H-9 r. 11. 0)	61-補足資料55	同上	
35	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 61条 (SA61H r. 11. 0)	61-3-8	記載適正化(下記タイトルを追記) ○可搬型空気浄化装置の試験・検査性について	
36	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 61条 (SA61H-9 r. 11. 0)	61-補足資料57	同上	
37	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 61条 (SA61H r. 11. 0)	61-3-10	記載適正化(下記タイトルを追記) ○空気供給装置の試験・検査性について	
38	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 61条 (SA61H-9 r. 11. 0)	61-補足資料59	同上	
39	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 61条 (SA61H r. 11. 0)	61-3-11	記載適正化(下記タイトル追記及びタイトルの適正化、位置変更) ○圧力計の試験・検査性について (旧) 圧力計 (新) 圧力計概要図	
40	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 61条 (SA61H-9 r. 11. 0)	61-補足資料60	同上	
41	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 61条 (SA61H r. 11. 0)	61-5-9	記載適正化 (旧) 酸素濃度・二酸化炭素濃度計は、緊急時対策所指揮所に設置するための1台と予備1台、及び緊急時対策所待機所に設置するための1台と予備1台の合計2台づつを緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所に保管する。 (新) 酸素濃度・二酸化炭素濃度計は、緊急時対策所指揮所に設置するための1台と予備1台の計2台、及び緊急時対策所待機所に設置するための1台と予備1台の計2台を緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所それぞれに保管する。	
42	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 61条 (SA61H-9 r. 11. 0)	61-補足資料84	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
43	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 61条 (SA61H r. 11. 0)	61-5-10	記載適正化 (旧) 緊急時対策所可搬型エリアモニタは、緊急時対策所指揮所に設置するための1台と予備1台、及び緊急時対策所待機所に設置するための1台と予備1台の、合計2台ずつを緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所にそれぞれ保管する。 (新) 緊急時対策所可搬型エリアモニタは、緊急時対策所指揮所に設置するための1台と予備1台の計2台、及び緊急時対策所待機所に設置するための1台と予備1台の計2台を緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所にそれぞれに保管する。	
44	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 61条 (SA61H-9 r. 11. 0)	61-補足資料85	同上	
45	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 61条 (SA61H-9 r. 11. 0)	61-補足資料85	【大飯欄】 計測器の一覧を追加	
46	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 61条 (SA61H r. 11. 0)	61-5-16	記載適正化 「図 安全パラメータ表示システム(SPDS)の概要」の凡例を以下のとおり修正 (旧) 赤実線枠の範囲(A)：データ伝送設備(発電内) (新) 赤実線枠の範囲(A)：データ伝送設備(発電所内)  (旧) 赤実線枠の範囲(B)：データ伝送設備(発電外) (新) 赤実線枠の範囲(B)：データ伝送設備(発電所外)	
47	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 61条 (SA61H-9 r. 11. 0)	61-補足資料93	同上	
48	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 61条 (SA61H r. 11. 0)	61-5-17	記載適正化(図 緊急時対策所 通信連絡設備の概要)	
49	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 61条 (SA61H-9 r. 11. 0)	61-補足資料93	同上	
50	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 61条 (SA61H-9 r. 11. 0)	61-補足資料96	【相違理由欄】以下の記載を削除 ・記載方針の相違(大飯参照)	
51	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 61条 (SA61H r. 11. 0)	61-5-23	記載適正化 (旧)RMR区分 (新)RMR	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
52	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 61条 (SA61H-9 r. 11. 0)	61-補足資料99	同上	
53	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 61条 (SA61H r. 11. 0)	61-5-30	記載適正化 (ブルームの検知手段の図の背景図(構内配置図)を更新)	
54	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 61条 (SA61H-9 r. 11. 0)	61-補足資料105	同上	
55	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 61条 (SA61H r. 11. 0)	61-6-10	記載適正化 表添1-1(1/2)について、「運転時間」と「取替炉心の燃料装荷割合」の記載をMCRと同様に充実化した。(「運転時間」としては装荷割合の記載を削除した。)	
56	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 61条 (SA61H-9 r. 11. 0)	61-補足資料170	同上	
57	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 61条 (SA61H r. 11. 0)	61-6-19, 20	記載適正化 スカイシャインガンマ線のモデルに散乱領域についての注釈を追記した。 「※散乱領域は、原子炉格納容器から十分遠い距離として半径2000mを設定」	
58	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 61条 (SA61H-9 r. 11. 0)	61-補足資料177, 178	同上	
59	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 61条 (SA61H r. 11. 0)	61-6-36, 37	記載適正化 図添3-1(1/2)及び図添3-1(2/2)の背景図を更新し、以下の注釈を追加した。 ・「※：ここでいう評価対象方位は、放出点から見た評価点の方位であり、風向とは180°向きが異なる。」 ・また、②の吹き出しに具体的な方位を追記した。	
60	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 61条 (SA61H-9 r. 11. 0)	61-補足資料194	同上	
61	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 61条 (SA61H r. 11. 0)	61-6-48	記載適正化 (旧) 図添5-1参照 (新) 図添5-2参照	
62	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 61条 (SA61H-9 r. 11. 0)	61-補足資料209	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
63	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 61条 (SA61H r. 11. 0)	61-6-101	図添13-2の図面を最新化した。	
64	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 61条 (SA61H-9 r. 11. 0)	61-補足資料274	同上	
65	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 61条 (SA61H r. 11. 0)	61-6-105	記載適正化 (旧) …緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所外との差圧及び緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所内の… (新) …緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所外との差圧並びに緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所内の…	
66	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 61条 (SA61H-9 r. 11. 0)	61-補足資料282	同上	
67	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 61条 (SA61H r. 11. 0)	61-6-109	図添14-2の背景図(構内配置図)を最新化した。	
68	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 61条 (SA61H-9 r. 11. 0)	61-補足資料286	同上	
69	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 61条 (SA61H r. 11. 0)	61-6-112	記載適正化 図2.4-16の加圧判断箇所(2箇所)に「(※)」を追記し、以下の注釈を追記した。 ・(※) 放管班員が監視強化しているため確実に検知可能。また、警報でも検知可能。	
70	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 61条 (SA61H-9 r. 11. 0)	61-補足資料288	同上	
71	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 61条 (SA61H r. 11. 0)	61-6-114	記載適正化 図添14-7の背景図(構内配置図)を更新	
72	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 61条 (SA61H-9 r. 11. 0)	61-補足資料290	同上	
73	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 61条 (SA61H r. 11. 0)	61-7-1	記載適正化 屋外図面の更新	
74	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 61条 (SA61H-9 r. 11. 0)	61-補足資料110	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
75	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 61条 (SA61H r. 11. 0)	61-11-1	記載適正化 屋外図面の更新(緊急時対策所保管場所位置図)	
76	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 61条 (SA61H-9 r. 11. 0)	61-補足資料108	同上	

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

第62条 通信連絡を行うために必要な設備

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62-9 r 9.0)	全般 (62-52, 62-63, 他)	泊発電所3号炉欄について、図表の図表番号・表題の記載位置を、図表の向きに合わせて移動しました。	
2	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62-9 r 9.0)	62-18	以下の記載を修正しました(下線部参照)。 (旧) 10.12.1.3 主要設備の仕様 (新) 10.12.1.3 主要設備の <b>主要仕様</b>	
3	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62 r 9.0)	62-13	同上	
4	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62-9 r 9.0)	62-32	以下の記載を修正しました(下線部参照)。 (旧) 緊急時対策所用代替交流電源設備からの給電により使用することで、非常用電源設備及び運転指令設備電源からの給電により使用する運転指令設備並びに、 <u>非常用電源設備及び通信機械室内電源からの給電により使用する電力保安通信用電話設備</u> に対して (新) 緊急時対策所用代替交流電源設備からの給電により使用することで、非常用電源設備及び運転指令設備電源からの給電により使用する運転指令設備並びに非常用電源設備及び通信機械室内電源からの給電により使用する電力保安通信用電話設備に対して	
5	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62 r 9.0)	62-19	同上	
6	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62-9 r 9.0)	62-33	以下の記載を修正しました(下線部参照)。 (旧) 乾電池を使用することで、非常用電源設備及び運転指令設備電源からの給電により使用する運転指令設備並びに、 <u>非常用電源設備及び通信機械室内電源からの</u> (新) 乾電池を使用することで、非常用電源設備及び運転指令設備電源からの給電により使用する運転指令設備並びに非常用電源設備及び通信機械室内電源からの	
7	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62 r 9.0)	62-19	同上	
8	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62-9 r 9.0)	62-33	以下の記載を修正しました(下線部参照)。 (旧) 充電式電池又は乾電池を使用することで、非常用電源設備及び運転指令設備電源からの給電により使用する運転指令設備並びに、 <u>非常用電源設備及び通信機械室内電源からの給電により</u> (新) 充電式電池又は乾電池を使用することで、非常用電源設備及び運転指令設備電源からの給電により使用する運転指令設備並びに非常用電源設備及び通信機械室内電源からの給電により	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
9	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62 r 9.0)	62-19~20	同上	
10	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62-9 r 9.0)	62-33	以下の記載を修正しました(下線部参照)。 (旧) 充電式電池を使用することで、非常用電源設備及び運転指令設備電源からの給電により使用する運転指令設備並びに、非常用電源設備及び通信機械室内電源からの給電により使用する (新) 充電式電池を使用することで、非常用電源設備及び運転指令設備電源からの給電により使用する運転指令設備並びに非常用電源設備及び通信機械室内電源からの給電により使用する	
11	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62 r 9.0)	62-20	同上	
12	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62-9 r 9.0)	62-37	以下の記載を修正しました(下線部参照)。 (旧) 設備仕様については、第10.12.6表及び第10.12.7表に示す。 (新) 主要仕様については、第10.12.2表及び第10.12.3表に示す。	
13	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62 r 9.0)	62-22	同上	
14	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62-9 r 9.0)	62-41	以下の記載を修正しました(下線部参照)。 (旧) データ伝送設備(発電所内)及びデータ伝送設備(発電所外)のうちデータ収集計算機、並びにデータ伝送設備(発電所外)のうちERSS伝送サーバは、常時伝送を行うため、通常操作を必要としない設計とする。 (新) データ伝送設備(発電所内)及びデータ伝送設備(発電所外)のうちデータ収集計算機並びにデータ伝送設備(発電所外)のうちERSS伝送サーバは、常時伝送を行うため、通常操作を必要としない設計とする。	
15	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62 r 9.0)	62-24	同上	
16	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62-9 r 9.0)	62-42	以下の記載を修正しました(下線部参照)。 (旧) 10.12.2.3 主要設備及び仕様 通信連絡を行うために必要な設備の主要機器仕様を第10.12.2表及び第10.12.3表に示す。 (新) 10.12.2.3 主要設備及び主要仕様 通信連絡を行うために必要な設備の主要仕様を第10.12.2表及び第10.12.3表に示す。	
17	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62 r 9.0)	62-25	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
18	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62-9 r 9.0)	62-46, 62-50	第10.12.2表及び第10.12.3表の表題について、「主要機器仕様」を「主要仕様」に修正しました。	
19	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62 r 9.0)	62-28, 62-31	同上	
20	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62-9 r 9.0)	62-53	以下の記載を修正しました(下線部参照)。 (旧)2.19.2.1.2 主要設備の仕様 (新)2.19.2.1.2 主要設備の <u>主要仕様</u>	
21	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62 r 9.0)	添62-目1	同上	
22	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62-9 r 9.0)	62-54	以下の記載を修正しました(下線部参照)。 (旧)2.19.2.2.2 主要設備の仕様 (新)2.19.2.2.2 主要設備の <u>主要仕様</u>	
23	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62 r 9.0)	添62-目2	同上	
24	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62-9 r 9.0)	62-64	表2.19.1 通信連絡設備に関する重大事故等対処設備一覧(発電所内の通信連絡) 「燃料タンク(SA)」の「SA」を全角から半角に修正しました。	
25	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62 r 9.0)	添62-9	同上	
26	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62-9 r 9.0)	62-65	以下の記載を修正しました(下線部参照)。 (旧)2.19.2.1.2 主要設備の仕様 主要機器の仕様を以下に示す。 (新)2.19.2.1.2 主要設備の <u>主要仕様</u> 主要機器の <u>主要仕様</u> を以下に示す。	
27	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62 r 9.0)	添62-10	同上	
28	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62-9 r 9.0)	62-65	以下の記載を修正しました(下線部参照)。 (旧)原子炉補助建屋_地上5階, 地上4階, 地上3階, 地上2階, 地上1階 中間床, 地上1階, <u>地下2階</u> (新)原子炉補助建屋地上5階, 地上4階, 地上3階, 地上2階, 地上1階 中間床, 地上1階及び地下2階	



No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
29	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62 r 9.0)	添62-10	同上	
30	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62-9 r 9.0)	62-99	以下の記載を修正しました(下線部参照)。 (旧)周辺補機棟地上6階,地上5階,地上4階,地上3階,地上2階,地上1階及び地下1階中間床で操作する携行型通話装置は,周辺補機棟で操作することから, (新)周辺補機棟地上6階,地上5階,地上4階,地上3階,地上2階,地上1階及び地下1階中間床で操作する携行型通話装置は,周辺補機棟内で操作することから,	
31	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62 r 9.0)	添62-53	同上	
32	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62-9 r 9.0)	62-101~102	以下の記載を修正しました(下線部参照)。 (旧)ディーゼル発電機又は運転指令設備電源(蓄電池)からの給電により使用する運転指令設備,並びに,ディーゼル発電機又は通信機器電源(蓄電池)からの給電により使用する電力保安通信用電話設備に対して多様性を有する設計とする。 (新)ディーゼル発電機又は運転指令設備電源(蓄電池)からの給電により使用する運転指令設備及びディーゼル発電機又は通信機器電源(蓄電池)からの給電により使用する電力保安通信用電話設備に対して多様性を有する設計とする。	
33	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62 r 9.0)	添62-55	同上	
34	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62-9 r 9.0)	62-102	以下の記載を修正しました(下線部参照)。 (旧)また,無線連絡設備(携帯型)は,中央制御室及び緊急時対策所待機所内に保管することで,表2.19.38で示すとおり運転指令設備及び電力保安通信用電話設備と共通要因によって (新)また,無線連絡設備(携帯型)は,中央制御室及び緊急時対策所待機所内に保管することで,表2.19.42で示すとおり運転指令設備及び電力保安通信用電話設備と共通要因によって	
35	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62 r 9.0)	添62-55	同上	
36	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62-9 r 9.0)	62-102	以下の記載を修正しました(下線部参照)。 (旧)表2.19.44で示すとおり,ディーゼル発電機又は運転指令設備電源(蓄電池)からの給電により使用する運転指令設備並びに,ディーゼル発電機又は通信機器電源(蓄電池)からの給電により使用する電力保安通信用電話設備に対して多様性を有する設計とする。 (新)表2.19.44で示すとおり,ディーゼル発電機又は運転指令設備電源(蓄電池)からの給電により使用する運転指令設備及びディーゼル発電機又は通信機器電源(蓄電池)からの給電により使用する電力保安通信用電話設備に対して多様性を有する設計とする。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
37	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62 r 9.0)	添62-56	同上	
38	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62-9 r 9.0)	62-102	以下の記載を修正しました(下線部参照)。 (旧) 主要設備の設置場所については、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた緊急時対策所指揮所及び原子炉補助建屋地上2階に保管し、運転指令設備の主要設備は電気建屋地上2階並びに、電力保安通信用電話設備の主要設備は総合管理事務所地上6階及び管理事務所地上3階に設置することにより位置的分散を図り、共通要因によって、同時に機能を喪失しない設計とする。 (新) 主要設備の設置場所については、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた緊急時対策所指揮所及び原子炉補助建屋地上2階に保管し、運転指令設備の主要設備は電気建屋地上2階、電力保安通信用電話設備の主要設備は総合管理事務所地上6階及び管理事務所地上3階に設置することにより位置的分散を図り、共通要因によって、同時に機能を喪失しない設計とする。	
39	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62 r 9.0)	添62-56	同上	
40	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62-9 r 9.0)	62-104	「大飯発電所3/4号炉」欄  不要な空白行を1行挿入していたことによる、表3.19-43~45表のページずれを修正しました。これにより全体のページ数が1ページ減となりました。	「大飯発電所3/4号炉」欄の修正
41	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62-9 r 9.0)	62-108	以下の記載を修正しました(下線部参照)。 (旧) 2.19.2.2.2 主要設備の仕様 主要機器の仕様を以下に示す。 (新) 2.19.2.2.2 主要設備の主要仕様 主要機器の主要仕様を以下に示す。	
42	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62 r 9.0)	添62-65	同上	
43	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62-9 r 9.0)	62-120	表2.19.57, 表2.19.58の表題について、それぞれ「(1/2)」「(2/2)」の記載を削除しました。	
44	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62 r 9.0)	添62-79, 80	同上	
45	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 62条(SA62H-9 r 4.0)	62-補足-1	相違理由欄の以下の記載を修正しました(下線部参照)。 (旧) 大飯とが資料順序が異なる。 (新) 大飯と資料順序が異なる。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
46	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 62条 (SA62H-9 r 4.0)	62-補足-26	屋外図面の最新化	
47	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 62条 (SA62H r 9.0)	62-2-1	同上	
48	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 62条 (SA62H-9 r 4.0)	62-補足-42	第62-4-1図 通信連絡設備の概要 判読性向上のため、凡例を追加し、全体的に図を見直しました。	
49	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 62条 (SA62H r 9.0)	62-4-1	同上	
50	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 62条 (SA62H-9 r 4.0)	62-補足-44	第62-4-2図 通信連絡設備(発電所内)の概要 判読性向上のため、凡例を追加し、全体的に図を見直しました。	
51	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 62条 (SA62H r 9.0)	62-4-2	同上	
52	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 62条 (SA62H-9 r 4.0)	62-補足-65	図 通信連絡設備(発電所内)の概要 判読性向上のため、凡例を追加し、全体的に図を見直しました。	
53	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 62条 (SA62H r 9.0)	62-3-1	同上	
54	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 62条 (SA62H-9 r 4.0)	62-補足-77	衛星電話設備(FAX) 試験・検査内容 ・「【本店】即応センター」の衛星電話設備(FAX)を四角枠で囲みました。 ・「【発電所】緊急時対策所指揮所」の衛星電話設備(FAX)の四角枠を削除しました。	
55	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 62条 (SA62H r 9.0)	62-3-10	同上	
56	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 62条 (SA62H-9 r 4.0)	62-補足-90	第62-5-5図の図番号及び図タイトルを追記しました。	
57	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 62条 (SA62H r 9.0)	62-5-5	以下の記載を修正しました(下線部参照)。 (旧) ・第62-5-5図 (新) 第62-5-5図	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
58	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 62条 (SA62H-9 r 4.0)	62-補足-91	以下の記載を修正しました(下線部参照)。 (旧) 各事故シーケンスグループで使用する携行型通話装置、無線連絡設備及び衛星電話設備(携帯型)の台数を第62-5-2表、第62-5-3表及び第62-5-4-3表に示す。 (新) 各事故シーケンスグループで使用する携行型通話装置、無線連絡設備及び衛星電話設備(携帯型)の台数を第62-5-2表、第62-5-3表及び第62-5-4表に示す。	
59	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 62条 (SA62H r 9.0)	62-5-6	同上	
60	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 62条 (SA62H-9 r 4.0)	62-補足-108	第62-5-6表 データ伝送設備(発電所内)のデータ伝送容量 表題、項目名称を修正しました(下線部参照)。 (旧) 第62-5-6表 データ伝送設備(発電所内)のデータ表示機能の拡張性について (新) 第62-5-6表 データ伝送設備(発電所内)のデータ伝送容量  (旧) 伝送経路 (新) 建屋間におけるデータ伝送路	
61	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 62条 (SA62H r 9.0)	62-5-18	同上	
62	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 62条 (SA62H-9 r 4.0)	62-補足-111	屋外図面の最新化	
63	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 62条 (SA62H r 9.0)	62-6-1	同上	
64	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 62条 (SA62H r 9.0)	62-補足-115	第62-6-9図 屋内アクセスルート ルート図⑧  注釈「枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。」の左に四角枠を追加しました。	

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

その他 1次冷却設備

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 2.20 1次冷却設備（SADB1 r.6.0）	p他1-3～6	主要仕様の記載を見直しました。 ・兼用する設備の記載から、自分自身が記載されている項目を削除 ・最高使用圧力・温度の（重大事故等時における使用時の値）の削除	
2	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 比較表 2.20 1次冷却設備（SADB1-9 r.6.0）	p他1-3～7	同上	

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

その他 原子炉格納施設

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 2.21 原子炉格納施設（SADB2 r.6.0）	p他2-3	主要仕様の記載を見直しました。 ・兼用する設備の記載から、自分自身が記載されている項目を削除	
2	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 比較表 2.21 原子炉格納施設（SADB2-9 r.6.0）	p他2-3	同上	

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

その他 燃料貯蔵施設

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 2.22 燃料貯蔵設備（SADB3 r.6.0）	p他3-3	主要仕様の記載を見直しました。 ・兼用する設備の記載から、自分自身が記載されている項目を削除	
2	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 比較表 2.22 燃料貯蔵設備（SADB3-9 r.6.0）	p他3-3	同上	

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

その他 非常用取水設備

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 2.23 非常用取水設備（SADB4 r.6.0）	p他4-3	主要仕様の記載を見直しました。 ・兼用する設備の記載から、自分自身が記載されている項目を削除	
2	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 比較表 2.23 非常用取水設備（SADB4-9 r.6.0）	p他4-3	同上	